

第5編

個別施策



第5編 個別施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、重点施策と連動して取り組む個別の施策を「個別施策」として位置付けます。

「第5編 個別施策」の見方

「第5編 個別施策」については、以下を参照のうえ、ご覧ください。

30. 市民共創・地域連携の推進

目指す姿

「自分たちのまちは、自分たちで考え、みんなでまちをつくる」という住民自治意識の高まりのもと、市民総参加でまちづくりに取り組んでいます。
また、市民、団体
標設定の段階から連
りを推進しています。

■目指す姿

まちづくり基本ビジョンの目標年次である2025年度(令和7年度)(5年後)に到達したいと考えるあるべき状況や状態を表しています。

現状と課題

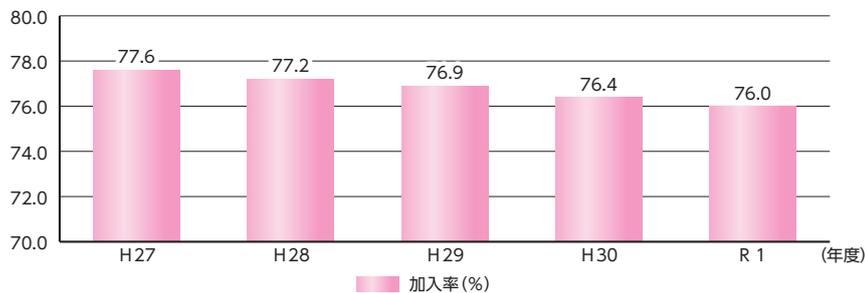
(1) 地域活力の低下

- ①人口減少や少子高齢化の進行やまちづくりの担い手が不足する町内会への加入率は年々低下しています。担い手の確保や市民による市政への参画が求められています。
- ②住民同士の近所づきあいや連帯感は希薄化している一方で、子どもや一人暮らしの高齢者等の見守り活動の必要性や災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されています。快適で住みよい地域の継続のためには、地域に住む人々が協力しあいながら、地域コミュニティや地域活動を維持することが必要です。
- ③新型コロナウイルスの影響により、多くの人が集まる地域活動の中止など地域住民のコミュニティ形成の場が少なくなっています。これまで築いてきた地域内のつながりを失わないよう、感染防止と地域活動を両立することが必要です。

■現状と課題

本個別施策が置かれている「現状と課題」を記載しています。

【町内会加入率の推移(各年4月1日現在)】



(2) 地域課題の多様化・複雑化

- ①価値観やライフスタイルの変化から、地域課題が多様化・複雑化しており、行政だけでは対応が困難になってきています。住民自らが地域の状況や課題を把握し、その地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりが求められています。
- ②様々な地域課題に柔軟にきめ細かく対応するには、各主体が持つ知識と役割を生かした連携を強化することが必要です。

■施策の方向性

本個別施策が今後5年間、どのような「施策の方向性」をもって取り組むかを記載しています。

施策の方向性

(1) 地域コミュニティの活性化

- ① 市民による主体的なまちづくりを推進するため、町内会への加入を促進し、身近な活動にふれることで市民のまちづくり参加意識の高揚につなげます。
- ② 地域コミュニティや地域活動を維持するため、地域における各団体の組織基盤強化を図ることにより、取り組みを推進するとともに、団体内・団体間での結びつきを強化します。
- ③ コロナ禍における感染防止と地域活動の両立のため、新しい生活様式を取り入れ、町内会などにおけるICT^(注1)を促進します。

「施策の方向性」は「現状と課題」に対応しています。

(2) 共創^(注8)の推進

- ① 世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が、目標を設定する段階から連携し、この目標を達成するため、地域課題を把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて、実践的な行動を展開する「共創のまちづくり」を推進します。
- ② 地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりのため、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で策定した地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」を推進します。
- ③ 行政と企業等が地域の課題を共有し、解決を図るため、それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。また、産官学連携プラットフォーム^(注30)を活用し、大学・短期大学、産業界、行政が連携して若者流出などの地域課題の解決に取り組み、まちづくりの中心を担う「人材」の育成を目指します。

■関連する個別計画

本個別施策に関連する分野ごとの主な個別計画等を記載しています。

関連する個別計画

福島市共創のまちづくり推進指針 ふくしま共創のまちづくり計画

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦

■関連する基本方針

本個別施策に関連する主な基本方針を記載しています。

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。
 (注8) 共創：37ページ参照。
 (注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

■用語解説

専門的な用語や難しい用語がある場合、その解説を各個別施策の末尾に記載しています。

1. 子育て支援の充実

目指す姿

「子育てするなら福島市」と子育て世代が集まり、子育てを楽しみ、子どものえがおあふれる社会が広がっています。

現状と課題

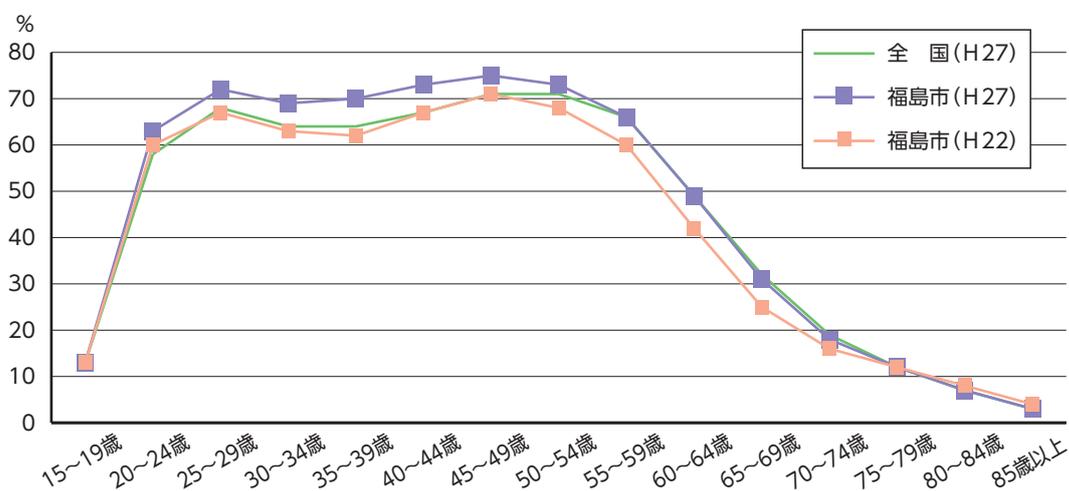
(1) 子ども・子育ての支援

①これまで本市では、待機児童の解消や質の高い教育・保育など、子ども子育て支援の施策を進めてまいりました。より一層の推進のためには、子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利を尊重しつつ、やがて独立する子どもの育ちや子育てを地域社会全体で支援していくという市民意識の醸成を図る必要があります。

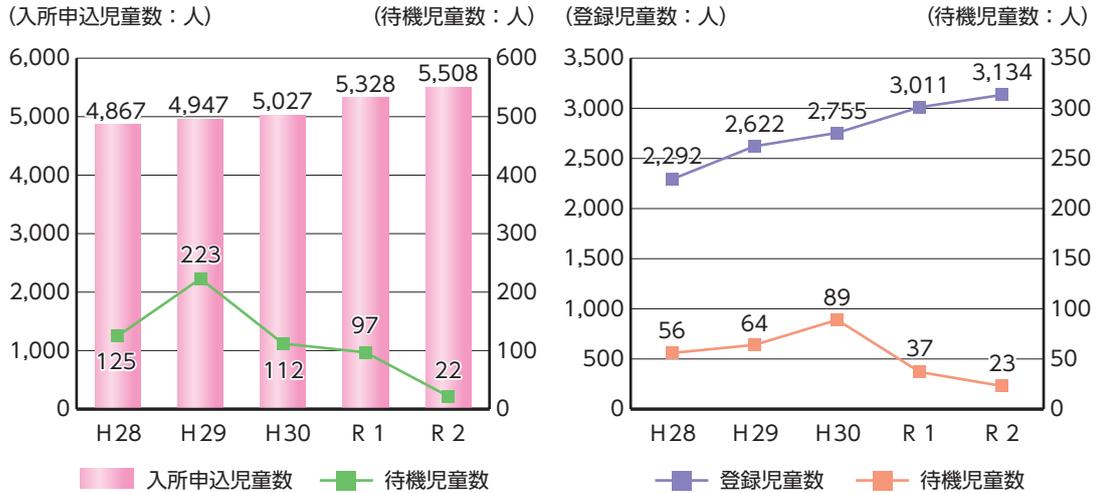
(2) 子育てしながら安心して働ける環境の整備

- ①1人の女性が生涯に生む子どもの平均的な人数は変わりませんが、親となる世代の女性人口が減少し、未婚率も上昇していることから、出生数の減少による自然減の傾向が強くなっています。特に18歳未満の人口の減少傾向が強くなっています。
- ②本市の女性の就業率は、全国の数値と比較するとやや高率で推移しています。幼稚園・保育施設の待機児童数は減少していますが、入所申込児童数や利用者数が年々増加傾向にあります。また、放課後児童クラブの利用者数についても年々増加傾向にあります。早期に待機児童を解消するとともに、保育の質の向上を図る必要があります。
- ③多様な保育ニーズに対応した取り組みとして、一時預かり等の特別保育の充実が求められています。

【女性の就業率の推移】



【保育施設の入所申込児童数と待機児童数の推移】 【放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の推移】



(3) 子育て環境のさらなる整備

- ①核家族や共働き家庭の増加など、子育て世代をめぐる環境が大きく変化している中、保護者が仕事と子育てを両立し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに取り組む必要があります。
- ②子どもが心豊かで健やかに育つよう、家庭、学校、地域住民や事業所などが連携して、健康づくりや子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 多様な支援

- ①子どもの健やかな成長のためには良好な愛着形成が大切であることから、妊娠期からのきめ細やかな支援が求められています。
- ②発達に課題を抱える子どもや障がいのある子どもとその保護者が、子どもの成長段階に合わせて安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制の充実が求められます。
- ③児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止及び虐待の世代間連鎖防止のために、関係機関の連携体制の充実が求められています。
- ④障がい児や外国人の受け入れ体制の充実など、多様な保育ニーズに対応した取り組みが求められます。

(5) 地域のつながりの希薄化

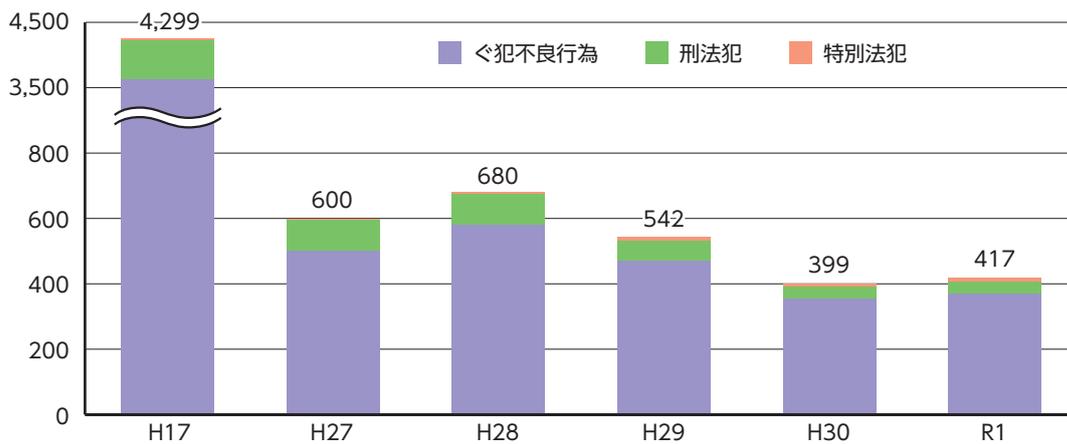
- ①近年の少子高齢化・人口減少、核家族化、情報化社会の急激な進展などの社会経済情勢の変化により、子どもを守り育てる家庭や地域の子育て機能が低下しています。
- ②地域のボランティア団体などと連携しながら、地域社会で子育てを支援していく必要があります。

(6) 青少年問題の潜在化

- ①非行少年の補導件数は年々減少傾向にありますが、スマートフォンなどに代表される情報通信機器の急速な普及により、インターネットやSNS(注31)を介したトラブルや犯罪被害に巻き込まれるリスクが高まっています。
- ②青少年の健全育成を推進するため、長期的な視点に立った市民総ぐるみの取り組みを強化していく必要があります。

【非行少年等補導件数の推移】

(単位：件)



資料：警察機関より

(7) 感染症への対策

- ①幼児教育・保育施設等における感染症対策として、新しい生活様式への対応が求められています。

施策の方向性

(1) 子ども・子育て支援の総合的・継続的かつ安定的推進

- ①子どものえがおがあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を制定し、市や保護者、地域社会の役割を明確にし、市全体で子ども・子育て支援施策を総合的・継続的かつ安定的に推進します。

(2) 安心して子育てできる環境づくりの推進

- ①安心して子育てできるよう、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を確保し、待機児童をゼロにし維持するとともに、保育の質の向上を図ります。
- ②多様化する保育ニーズに対応できる一時預かり等の特別保育の拡充を図ります。

(3) 親子が健康でいきいきと生活できる環境づくりの推進

- ①妊娠期から子育て期を通して子どもの健全な育ちと保護者の子育てを支援することで、幼少期から健康習慣(早寝、早起き、朝ごはん)を身につけ、豊かな人間性の形成を図ります。

(4)子どもが適切な支援を受けることができる環境づくりの推進

- ①児童虐待の防止に向けた取り組みを強化するとともに、ひとり親家庭、発達に課題を抱える子どもや障がいのある子どもとその家庭などに対して、関係機関と連携し、適切に支援します。
- ②障がい児や外国人の受け入れなど、多様な保育ニーズに対応した体制づくりを推進していきます。

(5)地域における子育てしやすい環境づくりの推進

- ①地域における子育て支援のネットワークを構築するとともに、子どもと子育て家庭を守り支える地域環境づくりを推進します。

(6)青少年が健全で自立した人間として成長していくための環境づくりの推進

- ①非行防止活動を推進するとともに青少年が携帯電話・スマートフォン(SNS)等の利用に伴う危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないための教育・周知・啓発活動を推進します。
- ②行政、家庭、学校、地域、事業所や関係機関が様々な情報を共有し、相互の連携・協力を円滑にして青少年健全育成推進体制を強化します。

(7)新しい生活様式への対応

- ①幼児教育・保育施設等のICT^(注1)化により、登降園の管理、体温などの健康管理、お知らせ一斉配信などで手続きの簡素化を図りながら、新しい生活様式への対応を図ります。

関連する個別計画

福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)
福島市青少年プラン

関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注31) SNS：

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。Web上で人と人の社会的なつながりを構築できるサービス。

2. 学校教育の充実

目指す姿

子どもたちは、家庭・地域とのつながりを持ちながら、新たな課題に積極的に取り組み、将来の夢や希望に向かって確実に歩みを進めています。また、これからの社会をたくましく生きぬく力を身に付け、様々な分野への知的好奇心を持ち、充実した学校生活を送っています。

現状と課題

(1) 人間関係の希薄化、社会性や規範意識の低下

- ①地域での体験活動、職業体験等を通して豊かな人間性、社会性を育む必要があります。

【将来への夢や希望の醸成度(中学校)、地域の自然・文化・人々とのふれあい(小学校)】

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
将来の夢や希望の醸成度の評価(中学校)	87.5%	88.8%	95.0%	91.3%	91.3%
地域の自然・文化・人々とふれあったか(小学校)	94.6%	96.3%	89.1%	88.1%	97.4%

- ②人とのかかわりの中で、多様性を認め、相手を尊重する態度や、自他の命を大切にしている心情を育む必要があります。
- ③読書に親しむことを通して、豊かな心を育てたり、情報を収集し正しい判断をしたりすることができる力を育てる必要があります。

(2) 学ぶ意欲、読解力の低下

- ①子どもたちの学習意欲を高めたり、子どもたちが学ぶことを通して自らの成長を実感したりできるようにする必要があります。
- ②子どもたちの文章や情報に対する読解力を高めたり、学んだ知識を生活の中で活用したりできる力を育成する必要があります。
- ③これからの国際社会に生きる子どもたちは、外国語に触れたり、外国の生活や文化に興味をもったりすることで、国際人としての基礎的な資質を育むことが求められています。

(3) 子どもを取り巻く健康課題の多様化、複雑化

- ①子どもたちの運動に親しむ時間の減少による体力の低下、むし歯などの健康課題への対応と改善が求められています。

【1週間の総運動時間が0分の割合】

(単位：%)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
小学校男子	3.8	3.0	2.8	3.1	4.6
小学校女子	5.1	3.2	3.3	5.1	4.1

- ②子どもたちの心の健康に係る課題に対し、個々の事例に応じたきめ細やかな対応が求められています。
- ③生涯にわたり健康な生活を送るため、子どもたちに望ましい食習慣の形成を促す必要があります。

(4)教育ニーズの多様化

- ①特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、個々の教育的ニーズに最も的確に応える教育を推進することが求められています。
- ②情報活用能力、プログラミング的な思考力の育成を通し、子どもたちにこれからの社会を生き抜く力を育成する必要があります。
- ③環境、地域の文化や伝統の継承、国際親善、バリアフリーなど、未来のふくしまを考える機会を捉え、持続可能な地域の発展に努めていこうとする自覚を高める必要があります。

(5)いじめの内容の複雑化、不登校の増加

- ①本市の不登校の児童生徒の数は依然として多く、小中学校が連携を図りながら支援体制の整備に取り組む必要があります。
- ②不登校、学校不適応、さらには、家庭の問題等に対しては、スクールカウンセラー(注32)、スクールソーシャルワーカー(注33)、関係機関等との連携を図り、一人ひとりに寄り添う支援体制を充実させる必要があります。

【1,000人あたりの不登校児童・生徒数】

(単位：人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	H27対R1
小学校	4.6	5.0	3.9	6.5	8.2	178.3%
中学校	42.2	45.4	44.2	44.5	45.3	107.3%

- ③子どもたちの間には、様々なトラブルやいじめの問題が起きており、これらの問題を早期発見、早期対応、早期解決することにより重大な事態に発展させないことが大切です。

施策の方向性

(1)豊かな心の育成

- ①道徳教育において、地域の人材の活用、体験を取り入れた道徳の授業を充実させるなど、様々な取り組みを推進します。また、LGBT(注34)、インターネット、感染症や震災等による差別や偏見のない社会の実現に向け、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。
- ②子どもたちが、地域の人・もの・ことを活用した探究的な学習活動が展開できる事業を推進します。また、系統的な進路指導、キャリア教育を充実させる取り組みを推進します。
- ③各学校での読書活動や家庭読書を推進することで読書習慣づくりに努めるとともに、市立図書館との連携を深め、学校と図書館司書、学校司書が丸となって学校図書館の充実を図ります。

(2) 確かな学力の育成

- ①児童生徒が意欲的に学習に取り組むための授業の改善を図ります。また、学力の実態を把握し、課題を明確にした上で個に応じたきめ細かな学習支援に努めます。
- ②各教科の授業において、文章の内容及び図やグラフ等の情報を正確に読み解くことができる力を育みます。また、学習したことを確実に定着させ、その有用性が実感できる取り組みを推進します。
- ③児童生徒が外国語や外国の文化などに興味をもちながら慣れ親しみ、コミュニケーションを図る資質・能力を養うための学習の充実を図ります。

(3) 健やかな体の育成

- ①子どもたちの体力の傾向と課題を明らかにし、主体的に運動に取り組む習慣づくりを推進します。
- ②子どもたちの心の健康やむし歯予防など、子どもの心身に寄り添った学校保健を推進します。
- ③旬の食材を使用し、地産地消を意識した思い出に残る学校給食を提供するとともに、郷土愛を育む食育を推進します。

(4) 多様なニーズに応じた教育

- ①専門性の高い特別支援教育指導員の巡回訪問や専門性の向上に向けた研修等の一層の充実を図り、個々の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。
- ②児童生徒がICT(注1)を活用したり、プログラミング学習などを通して、自らの学びを深めたり、広げたりすることができるよう、教員の指導力の育成、環境の整備などの取り組みを推進します。
- ③防災教育、放射線教育、郷土ふくしまの伝統や文化に関する学習、オリンピック・パラリンピックの意義や効果について考える学習などを通して、持続可能な地域の発展に努めていこうとする自覚を高めます。

(5) いじめ、不登校への対応

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し一人ひとりに寄り添う支援体制のもと、心に不安を抱えた児童生徒や保護者の悩みに適切かつ迅速に対応する取り組みを推進します。
- ②不登校傾向への適切な初期対応や信頼関係に基づいた心の居場所づくりを推進するほか、生徒支援教員の活用による学校復帰への支援を進めます。
- ③いじめを許さない学校の風土づくりなど、いじめの未然防止に向けた取り組みを進めるとともに、いじめの早期発見、早期対応の徹底について組織的な取り組みを推進します。

関連する個別計画

福島市教育振興基本計画
福島市青少年プラン

福島市学校給食長期計画

福島市障がい者計画

関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

- (注1) ICT：14ページ参照。
- (注2) スクールカウンセラー：
公認心理師、臨床心理士の資格を有し、児童生徒・保護者などの心理相談・教育相談・助言を行う専門家。
- (注3) スクールソーシャルワーカー：
社会福祉士の資格を有し、教職員・保護者等への助言・援助、福祉関係機関・団体との連絡調整を行う専門家。
- (注34) LGBT：
女性同性愛者(レズビアン(Lesbian))、男性同性愛者(ゲイ(Gay))、両性愛者(バイセクシャル(Bisexual))、トランスジェンダー(Transgender)の各単語の頭文字を組み合わせた表現。

3. 学びの環境の充実

目指す姿

安心安全で良好な学習環境の下、高い専門性を持った教職員と学校・家庭・地域が一体となって子どもたちへの思いを一層強め、子どもたちの健やかな成長と学びを支えています。

現状と課題

(1) 教員のさらなる指導力の向上と業務等の多忙化

- ①専門職である教員の指導力の向上を目指した研修をさらに推進するとともに、ICT^(注1)機器の急速な配備に対応した研修を拡充させ、教員のスキルアップを図る必要があります。
- ②学校が抱える課題がより複雑化・困難化しており、教職員の時間外在校時間が長時間化していることから、教職員の学校における働き方改革を進める必要があります。
- ③多様化する学校課題への対応により不調を訴える教員が増えていることから、いじめや虐待をはじめ学校が抱える諸課題について、メンタル面や法的側面から支援する必要があります。

(2) 学校・家庭・地域との共創の必要性

- ①子どもたちの発達の段階に応じた望ましい家庭学習や生活の習慣づくり、さらには、情報通信機器の正しい活用について、学校、家庭、地域が協力し、関係機関を含めた十分な連携が図れる体制づくりが求められています。

【家庭学習への取り組み状況】

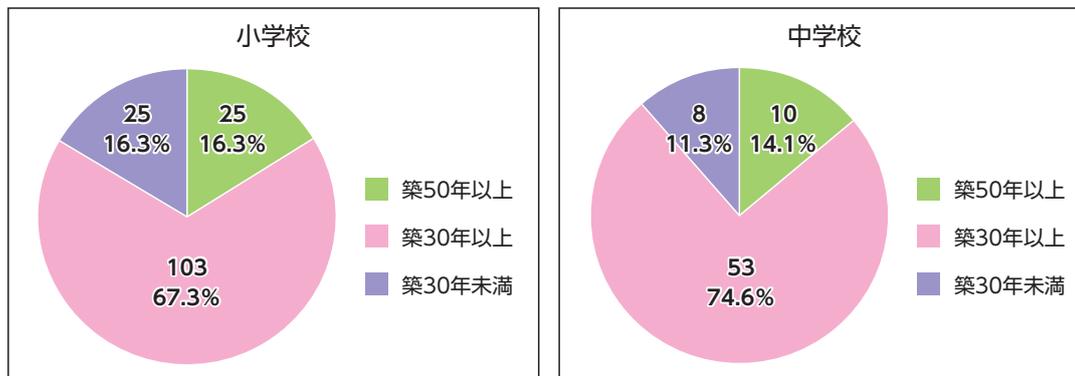
区 分		H27	H28	H29	H30	R1
家庭学習で一定時間以上の学習	(小6)	75.5%	78.1%	79.5%	77.9%	78.5%
に取り組む児童生徒の割合	(中3)	37.9%	30.6%	35.0%	33.0%	33.0%

- ②ふるさとを愛し、自他を大切にする子どもを育成するために、関係機関との連携、協力体制を推進していくことが求められていることのほか、学校運営に関し、地域住民や保護者のニーズを一層的確に反映させていく必要があります。
- ③子どもの発達の特性、学習内容、指導方法の違い等を、学校、保護者、地域が理解し、互いに連携を図ることにより、発達段階に応じて支援していくことが重要です。

(3) 教育環境の整備の必要性

- ①学校施設は、老朽化している建物・設備が多いことから、計画的な施設の更新や適正な維持・管理が必要となっています。

【小中学校の築年数割合(棟数)】



- ②豊かな学校生活を送ることができるように、学校施設の適正規模・適正配置計画の観点から踏まえた学校の教育環境の改善や休業になった際でも学びを止めない学習環境の整備が求められています。

施策の方向性

(1) 熱意と元気あふれる教員の育成

- ①教職員のキャリアステージに応じた研修やICT推進を担うリーダー養成研修など本市の教育課題や時代の要請に応じた実効性のある研修を進めます。
- ②児童生徒に対して効果的な教育活動が進められるよう、学校・教職員の業務の適正化・効率化など、学校における働き方改革のための取り組みを推進します。
- ③教職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、学校が抱える諸課題について法的側面から支援を行う法律の専門家であるスクールロイヤーの配置などにより教職員のサポート体制を強化します。

(2) 学校・家庭・地域との共創

- ①学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの学習習慣、望ましい生活習慣づくりやICT機器を正しく活用する力を育成する取り組みを推進します。
- ②学校と地域住民、保護者等が連携を図りながら、より開かれた学校運営を進め、魅力ある学校づくりを推進します。
- ③学習指導や生徒指導の課題解決に向け、各校種の教員同士、保護者、地域が連携し、家庭や地域の教育力を活用した実効ある取り組みを推進します。

(3) 安心安全で良好な学習環境の整備

- ①安心安全な学校施設等の整備を計画的に推進するとともに、老朽化している給食センターや学校給食施設の整備を進めます。
- ②福島市立小学校・中学校の適正規模・適正配置第一次実施計画に基づき、より良い環境を目指した「統廃合の推進」・「新しい学校づくりの推進」・「施設の更新」を推進します。また、学校が休業になった際でも学び続けることができるICTを活用した学習環境の充実を図ります。

関連する個別計画

福島市教育振興基本計画 福島市学校給食長期計画 福島市生涯学習振興計画
福島市子ども読書活動推進計画 福島市公共施設等総合管理計画
福島市青少年プラン

関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

4. 男女共同参画・人権尊重の推進

目指す姿

一人ひとりがお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮していきいきと生活しており、誰にでも優しく接しています。

現状と課題

(1) 固定的な性別役割分担意識^(注35)の存在

①女性の活躍が徐々に進んでいますが、固定的な性別役割分担意識などがあり、いまだ男女の地位が平等ではないという状況が見られます。これらの性別に基づく役割分担意識を解消し、多様な選択ができ、自分らしく生きることが大切です。

(2) 多様な意見や視点の重要性

①政治や行政などで決定される政策や方針は、そこで生活するすべての人に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には男女がバランスよく参画して多様な意見や視点が反映されなければなりません。

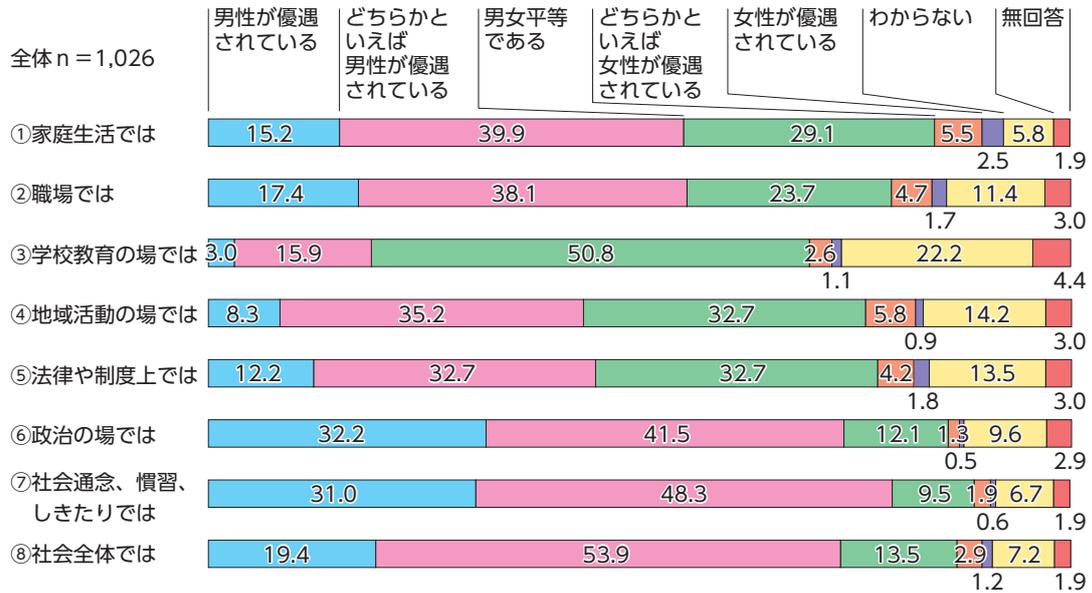
(3) 仕事と家庭生活の調和

①男女間の不平等を解消して、男女が互いの人権を尊重し、共に自己の能力を十分に発揮しながら仕事や家庭生活、地域活動を行うなど、持続可能な生活を次世代に引き継いでいく必要があります。

(4) 身近にある人権侵害

①DV^(注36)やハラスメントなどの被害は身近に存在し、被害者の半数はどこにも相談していないという状況が見られます。暴力やハラスメントは重大な人権侵害であり、誰もが安心して安全に暮らせる社会へさらに取り組む必要があります。

【状況別男女地位の平等意識】



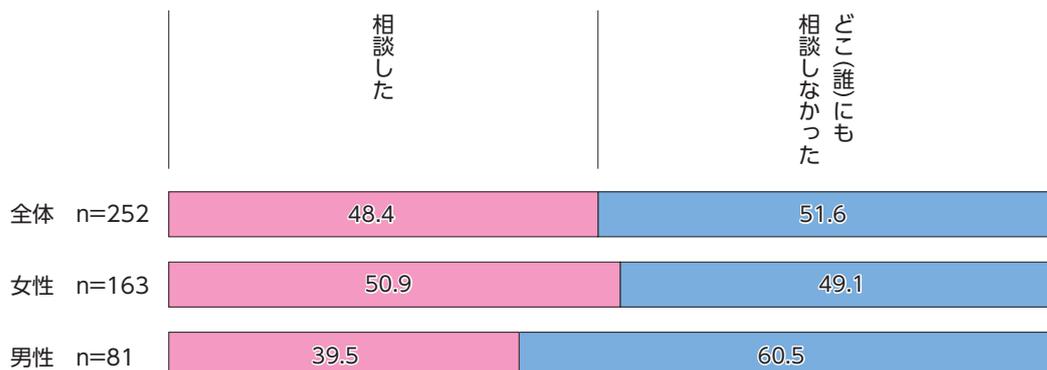
資料：福島市男女共同参画に関する意識調査報告書(令和元年度)
問.「次の各分野での男女の地位が平等だと思いますか」

【審議会等における女性委員の参画割合】



資料：審議会等における女性委員の参画割合の状況調査

【人権侵害を受けた方の相談状況】



資料：福島市男女共同参画に関する意識調査報告書(令和元年度)
問.「(前の質問で「人権侵害を受けた」と回答した方に対し)誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか」

施策の方向性

(1)男女共同参画の意識づくり

- ①固定的な性別役割分担意識を解消し、人それぞれが持つ個性や能力が発揮できる社会を目指すため、男女共同参画の意識の醸成と、男女共同参画の視点に立った教育、学習及び啓発を推進します。

(2)誰もが参画できる環境づくり

- ①性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の環境整備のため、様々な意思決定の過程に男女がバランスよく参画することに努め、多様な意見を取り入れるとともに、地域活動や復興・防災等における男女共同参画を進めます。

(3)女性活躍の推進

- ①希望するすべての女性が様々な場面で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への支援、男性の育児休暇等の取得促進に向けた企業や事業主への意識啓発などを進め、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

(4)人権尊重による安心して暮らせる社会づくり

- ①すべての個人が尊重され、あらゆる偏見や差別、暴力のない多様性を認め合う、健康で安心して暮らせる社会づくりに努めます。

関連する個別計画

福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)

関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

(注35) 固定的な性別役割分担意識：

「男は仕事、女は家庭」というような性別に対する潜在的な役割分担の意識。

(注36) DV：

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

5. 放射線対策の充実

目指す姿

市民が放射線に関する正しい知識を持ち、安心して生活しているとともに、風評に対して自らの考えを主張することができます。

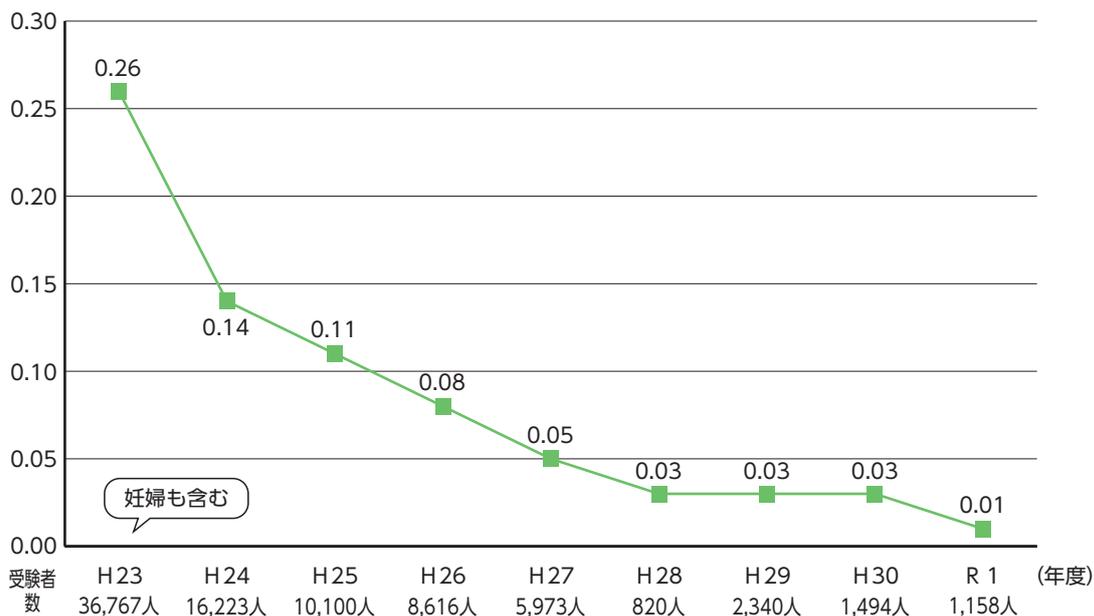
現状と課題

(1) 放射線への不安と情報の伝え方

- ①東日本大震災及び原子力災害の発生から10年が経過した今もなお放射線に対する健康不安が残っています。これまでの個人被ばく線量の検査^(注37)結果から、福島市健康管理検討委員会では「健康に影響を与えるような数値ではない。」という見解を示していることから、放射線に対する不安が安心に変わるよう、正しい知識を広く持っていただく必要があります。

【3ヶ月間追加被ばく線量平均値年次推移(15歳以下)】

単位：ミリシーベルト



(2) 放射線に関する正しい知識と健康管理

- ①東日本大震災やその後の原発事故による健康不安を考え、自分の健康状況を確認する特定健診等の既存健診を受診する機会がない対象者に対し、一般健康診査を福島県が実施しています。市は独自の検査項目として貧血検査や白血球数などを実施し、受診の結果をもとに保健指導を実施しています。
- ②健康講座、家庭訪問等の機会を捉えて放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めてきました。新たに妊娠、出産を迎える方や他県から転入され、妊娠、出産、子育てされる方もいるため、今後も、市民一人ひとりが放射線に関する正しい知識を持ち、自ら健康管理ができるようにする必要があります。

(3)空間放射線量・食品等放射能への安心安全の確保及び不安軽減

- ①空間放射線量及び家庭で消費する食品等の放射能のモニタリングを実施するとともに、本市の現状を市内外に情報を広く発信してきました。空間放射線量は、除染の実施などで大幅に低減し、食品等の放射能測定を持ち込み件数は、当初に比べ大幅に減少していますが、今後も、市民の安心安全の確保や不安の軽減を図るとともに、風評払拭に努める必要があります。

(4)農産物に対する風評

- ①多くの農産物では基準を超える放射性物質が検出されず、農産物の安全性が明らかになり、放射性物質吸収抑制対策や米の放射性物質検査方法などが変化しています。
- ②食への安心を維持するため、安全な農産物の生産と安心できる出荷体制の継続を支援する必要があります。

(5)放射線教育への関心

- ①東日本大震災及び原子力災害から10年が経過し、震災を直接体験していない、もしくは記憶にない児童生徒が増えていることから、以前に比べ放射線教育に対する関心が低くなっている傾向が見られます。放射線を学習する必要性や背景(震災と原発事故)について学ぶ、知る必要があります。

(6)市外へ避難している市民の帰還

- ①放射線による健康や食などに対して不安を感じ、市外へ避難した市民の多くは、避難が長期化し、子育て世代を中心に生活の基盤を避難先に移す傾向にあります。
- ②市外で避難生活を送っている市民が福島市へ帰還するためには、本市の実態を知る機会や帰還しやすい環境をつくる必要があります。

(7)除染の推進

- ①住宅除染等は終了し、除染で出た除去土壌の現場保管の早期解消に取り組んでいます。また、仮置場から中間貯蔵施設への輸送を進め、仮置場の原状回復を早期に進める必要があります。

施策の方向性

(1)不安軽減と情報の発信

- ①これまで個人被ばく線量の検査や健康講座などを実施してきましたが、今後も学識経験者等の意見をききながら事業を継続して行い、個人被ばく線量の把握に努めるとともに、不安軽減や健康管理に活かしていけるような情報を提供します。
- ②県内外、国外に向けても情報を発信し、本市の現状を知っていただくことで、安心して住めるまちをPRします。

(2) 健康管理の支援

- ①東日本大震災やその後の原発事故による健康不安の軽減のため、福島県が行っている既存健診を受診する機会がない対象者の一般健康診査に合わせ、市独自の検査項目についても継続して実施し、将来にわたる健康管理に役立てられるように努めます。
- ②新たに妊娠、出産を迎える方や他県から転入され、妊娠、出産、子育てされる方もいるため、これまで実施してきた健康講座、家庭訪問等を必要に応じて行い、正しい知識の普及啓発を行い、健康不安の軽減が図られるように努めます。

(3) 空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保

- ①空間放射線量や食の安心安全について、市内外に正しい情報を発信するなど、市民の不安を軽減するとともに風評払拭を図る取り組みを推進します。

(4) 農産物の安心安全の確保

- ①安全性が明らかとなる農産物を増やすための放射性物質吸収抑制対策を継続し各生産者の営農活動での取り組みを支援するとともに、モニタリング検査の継続などによるデータに基づいた情報発信を通して農産物を安心して出荷できる体制づくりなどを支援します。

(5) 放射線教育の充実

- ①震災や人々の様々な復興への努力について知る機会を設定するなど、放射線について学ぶ意義や目的を高める学習ができるよう支援します。また、身の回りで行われている食品検査の取り組みや健康を守るための取り組みなど、本市の復興に向けた取り組みを通して「郷土ふくしま」への理解を深める学習の充実を図ります。
- ②正しい知識を身に付け、児童生徒一人ひとりが放射線についての正しい知識を持ち、主体的に判断し、行動できるようにし、風評被害や人権問題を払拭するために、身に付けた正しい知識を情報発信する力を育むことができる取り組みを推進します。

(6) 市外へ避難している市民への支援

- ①本市の今を知る機会をつくる取り組みや帰還に向けた相談窓口を設置することにより、市外へ避難している市民の不安や悩みを解消できるように努めます。

(7) 除染後の安心安全

- ①除去土壌の現場保管解消、中間貯蔵施設への輸送、仮置場の原状回復を推進します。

関連する個別計画

ふくしまし健康づくりプラン
福島市農業・農村振興計画

福島市健康管理実施計画
福島市ふるさと除染実施計画

福島市環境基本計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

用語解説

- (注37) 個人被ばく線量の検査：
体の外から受ける放射線の影響を測る外部被ばく検査や、体内に取り込んだ食物などから受ける放射線の影響を測る内部被ばく検査のこと。

6. 危機管理・防災減災体制の充実

目指す姿

災害に対し被害を最小限に抑えるため、すべての世代が防災や減災について学べる機会を一層充実し、被害を未然に防ぐ「強さ」と被災した場合でも迅速に回復できる「しなやかさ」をもって、地域防災の担い手として活躍し、安心して安全に暮らしています。

現状と課題

(1) 大規模災害の発生と災害の多様化

- ①東日本大震災や令和元年東日本台風から得られた教訓を踏まえ、強くしなやかな地域防災力の実現が求められています。
- ②気候変動による大型台風の増加や局所的大雨に対応するため、河川改修や内水排除^(注38)対策を講じるとともに、農業水利施設の維持及び改修、森林の保全など総合的に治水対策・治山対策を強化する必要があります。
- ③自然災害に加えて、新型コロナウイルス感染症などの危機事象の発生時においては、人心の混乱を抑え被害の軽減を図り、災害時における市民の健康維持や疾病の悪化防止・衛生管理など迅速な対応及び対策が求められます。

(2) 社会変化による人材確保、人材育成の重要性と緊急性の高まり

- ①就業形態や社会情勢の変化などにより、消防団員の減少及び高齢化が進んでおり、人材の確保が求められます。
- ②実践的かつ効果的な防災訓練や防災減災について、すべての世代が学べる機会を創出するなど、市民意識の醸成を図る必要があります。
- ③市民と地域、企業や行政などが共創して危機対応能力の向上を図る必要があります。

(3) 技術向上による新たな情報共有の仕組み構築の可能性

- ①市民と行政が必要な情報を災害情報配信システムの導入などにより素早く共有できる仕組みを構築するとともに、地域でのコミュニケーションづくりを促進する必要があります。

施策の方向性

(1) 地域防災力の強化

- ①様々な災害や被災状況を想定し、万が一の場合の被害を最小にします。
- ②将来の地域防災の担い手を育成するため、特に小中学校における防災減災の学習機会を一層充実させます。
- ③日ごろから防災訓練などを通じ市民と行政が情報を共有しコミュニケーションを図ります。

- ④公共施設のみならず、町内会、企業などで防災減災に生かせる地域資源^(注39)の活用と自主防災組織の育成と連携を図ります。
- ⑤若者や女性を中心に消防団への加入促進を進め、消防団の組織体制の充実を図ります。

(2)災害に強い社会インフラ等の整備

- ①河川改修事業、公共下水道(雨水渠)事業、砂防事業、排水路整備、雨水貯留施設設置など、国・県と連携しながら治水事業の推進と内水排除対策の強化を図ります。
- ②森林整備や林道整備、治山事業を推進します。

(3)行政の災害対応力の強化

- ①防災情報や災害情報を集約・共有するためのICT^(注1)化を進め、危機事象に関する必要な情報の伝達環境を整備するとともに、国・県・関係機関・団体と連携を密にして、避難所の開設、被災者支援、応急復旧などの包括的な危機管理体制を構築します。
- ②地震や風水害などの大規模災害に対応するため、将来にわたって持続可能な広域応援体制^(注40)の充実を図ります。
- ③ハザードマップ等を活用し、災害が発生した場合の迅速な避難行動がとれるよう地域における防災意識の向上を図ります。
- ④市役所職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に努めます。

関連する個別計画

福島市国土強靱化地域計画 福島市地域防災計画

関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注38) 内水排除：

雨水を市街地から下水道や道路側溝・水路等の排水施設を通じて河川等へ排除すること。

(注39) 防災減災に生かせる地域資源：

一時避難場所として活用することが期待できる地区集会所等のハード面や地区にいる防災士など専門的な知識を有する人材などソフト面も含めた広義の意味。

(注40) 広域応援体制：

東日本大震災の教訓等を踏まえ、人的・物的支援の調整、情報の収集・提供、国との交渉等の機能強化のための支援体制。

7. 消防・救急体制の充実

目指す姿

大規模災害等に備えた消防力が充実し、市民や企業と共に命を守る「救命のリレー」^(注41)の取り組みが進められ、子どもから高齢者までが安心安全に暮らしています。

現状と課題

(1) 防災拠点施設の老朽化

- ①建設から40年以上経過した消防庁舎が4施設あり、老朽化が著しく新耐震基準を満たしていないことから、大規模災害時の防災拠点として機能が果たせない可能性があります。
- ②消防車両・資機材の充実、ICT^(注1)化を含めた、消防活動能力が十分発揮できる多様な機能を確保する必要があります。

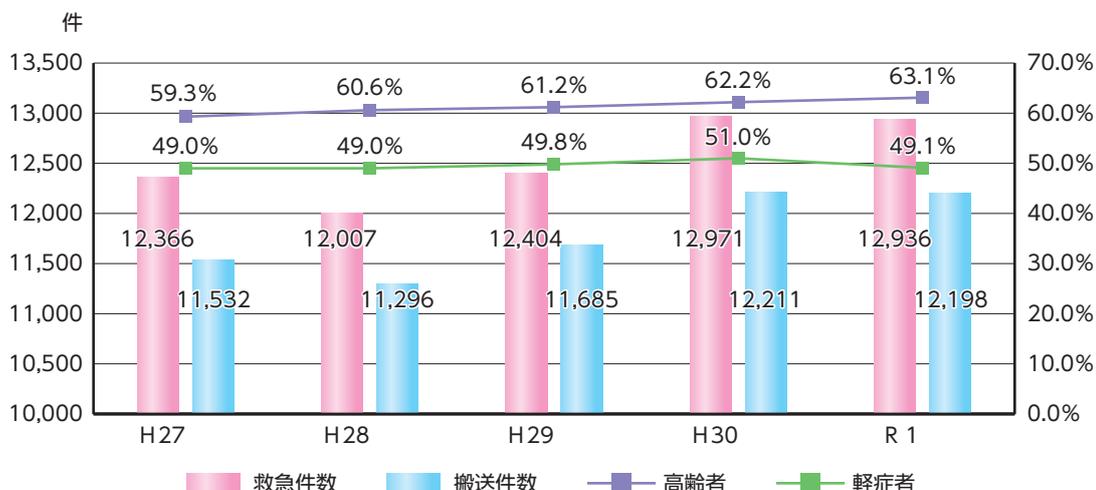
(2) 災害の多様化

- ①地球温暖化の影響による大型台風や集中豪雨等による風水害が増加しています。
- ②都市構造や災害形態の変化に伴い、あらゆる災害に備えるための消防活動体制を整備する必要があります。
- ③大規模・広域災害に迅速に対応できるよう、広域的な相互応援体制の強化や特殊災害に対応する資機材の整備が求められています。

(3) 救急需要の増加と多様化

- ①救急出動は年々増加傾向にあり、搬送者の約6割は高齢者です。また、人口減少や超高齢社会の到来、疾病構造の変化^(注42)や年齢層による救急要請も多様化しています。
- ②新型コロナウイルス感染症の発生により、感染が疑われる患者からの救急要請や感染者の移送など、救急業務における救急隊員の感染防止対策を徹底する必要があります。
- ③救急隊員の知識・救命処置技術の向上、市民が行う応急手当の普及や救急自動車の適正利用による救急搬送の円滑化が求められています。

【救急出動件数・搬送人員・高齢者・軽症者割合】



(4) 防火意識の低下

- ①高齢者世帯が増加傾向にあることから、住宅防火対策を徹底する必要があります。
- ②物品販売店、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する施設においては、火災や災害が発生すると甚大な被害となる恐れがあります。
- ③火災や災害による被害を軽減するため、住宅防火対策と事業所等の防火管理体制の徹底に取り組む必要があります。

施策の方向性

(1) 消防防災体制の充実

- ①新耐震基準を満たしていない福島消防署清水分署の改築を進めます。また、消防本部・福島消防署庁舎の整備に併せ、消防車両・資機材の充実を図るとともに、119番通報の受信や災害情報を発信する高機能消防指令システムを再構築します。
- ②消防活動の充実のため無線設備の充実を図り、安定した無線通信を確保します。
- ③ICTを活用し、市民が必要とする情報を選択して取得できるシステムを構築します。

(2) 災害対応能力の強化

- ①災害形態・地域特性に応じた部隊の配置や資機材の整備を図ります。
- ②専門的な知識・技術を有する消防職員を育成し、災害への対応能力の向上を図ります。
- ③大規模災害等に対応するため、県都消防として広域的な相互応援体制を強化します。

(3) 救急体制の確保

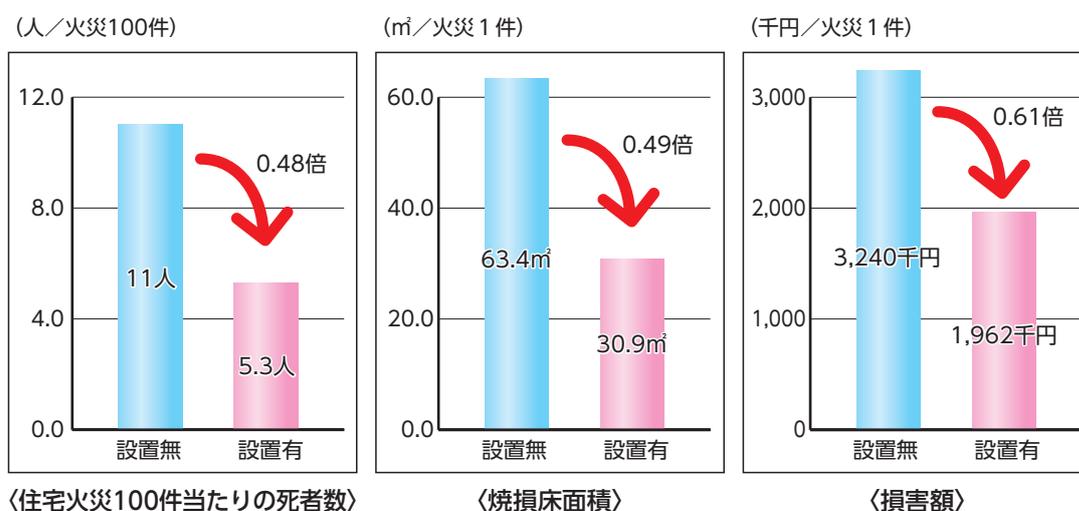
- ①事業所等の応急手当普及員による自主的な救命講習の開催を促進し、多くの市民が心肺蘇生の実施やAEDを使用できる環境を構築します。

- ②救急自動車適正利用の推進や地域包括ケアシステム^(注17)と連携するなど、救急搬送の円滑化を図ります。
- ③救急ワークステーションへの派遣を強化し、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上、ドクターカーとしての出動体制の充実を図ります。
- ④レベルの高い救急救命士を養成するとともに、救急隊員の感染防止対策の徹底を図るため、最新の救急自動車・高度救命資器材を計画的に更新・導入することで、救命率の向上と後遺症の軽減を図ります。

(4)火災予防の推進

- ①住宅用火災警報器の設置効果の奏功事例を発信し、住宅用火災警報器の設置と維持管理の周知徹底を図ります。
- ②事業所等の自主的な防火管理体制を強化するため、防火管理者選任の促進を図ります。
- ③火災発生時の人命危険性が高い防火対象物に対する効果的な立入検査を実施します。
- ④予防業務に関する高度な知識・技術を有する消防職員を育成し、火災予防対策の強化を図ります。

【全国で発生した住宅火災における住宅用火災警報器設置の効果】



資料：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

関連する個別計画

福島市地域防災計画

関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。

(注41) 救命のリレー：

突然死を未然に防ぐための「心停止の予防」、心停止の可能性があれば119番通報とAED(自動体外式除細動器)の手配を依頼する「早期確認と通報」、市民が行う心肺蘇生やAEDによる電気ショックなどの「一次救命処置」、救急隊と医療機関による「高度な救命医療」のリレーのこと。



(注42) 疾病構造の変化：

人の多くがかかっていた病気の質と量の変化。日本の死亡率は感染症から生活習慣病へと転換しています。

8. 安心安全な市民生活の確保

目指す姿

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、思いやりにあふれた地域コミュニティづくりを自ら率先して努め、犯罪や事故の起こりにくい地域社会で安心して安全に暮らしています。

現状と課題

(1) 地域の防犯体制の弱体化

- ①本市における街頭犯罪等の発生件数は減少の傾向にありますが、子どもに対する声掛けの事案が依然として見受けられます。その一因として、地域コミュニティが希薄化していることがあげられます。
- ②相互扶助による犯罪抑止機能が低下する中、インターネット関連のトラブルやなりすまし詐欺^(注43)などの複雑多様化する消費者被害に、近隣で相談できる者を持ってなくなり、地域社会から孤立した高齢者や若年者が巻き込まれる事案が増加しています。
- ③地域住民の防犯意識の啓発の推進と自主的かつ多様な防犯活動の展開や、警察や地域における関係団体等の連携により防犯体制を強化する必要があります。

【福島市内の過去5年間の街頭犯罪発生件数】

(単位：件)

年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	2,232	2,135	1,957	1,626	1,580

【福島市内の過去5年間のなりすまし詐欺被害件数及び被害額】

(単位：件、万円)

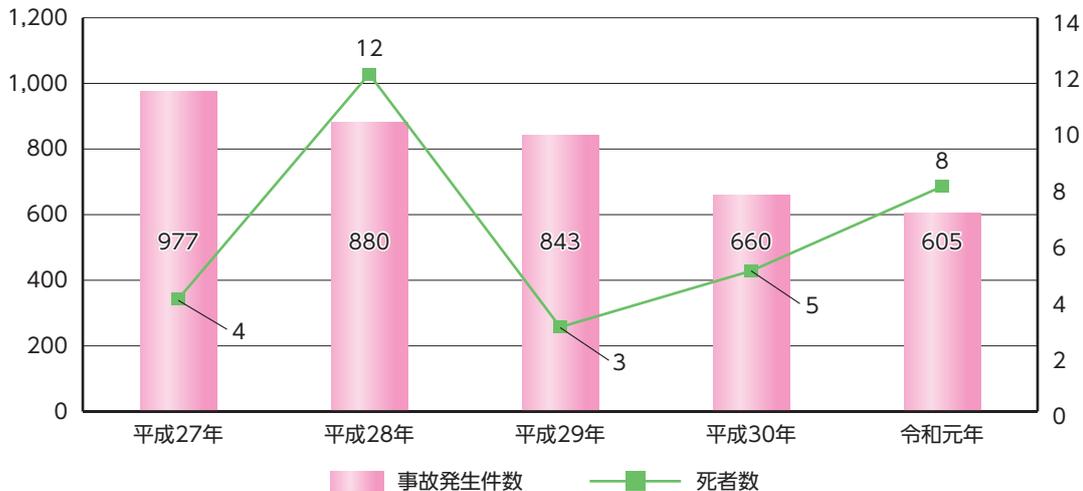
年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	39	12	29	24	31
被害額	6,539	1,640	5,487	2,727	4,440

(2) 交通安全対策

- ①交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が被害者のみならず加害者として関与する事故が多くみられます。
- ②通学時などにおいて、子どもを交通事故から守る必要性が増しています。
- ③交通事故を減らすため、地域や学校における交通安全教育を推進するとともに、交通安全意識の向上と交通ルールの遵守を目指し、警察や地域における関係団体等との連携をより一層強化する必要があります。

【福島市内の過去5年間の交通事故発生件数と死者数】

(単位：件、人)



【福島市内の過去5年間の交通事故による死傷者数状況】

(単位：人)

年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子ども	61	70	53	41	28
高校生	54	36	31	33	32
高齢者	177	159	140	115	144
その他	897	816	770	594	520

※子ども：中学生以下、高齢者：65歳以上

(3) 道路の安全に対する取り組み

- ①交通安全施設の整備や交通事故防止対策など日常生活に身近な道路の安全を確保するため、日常的な道路点検パトロールなどにより、危険箇所を発見次第、安全対策を講じています。
- ②道路点検パトロールを強化するとともに、未就学児が集団で移動する経路等の再点検や児童生徒の登下校の安全を確保するため、通学路安全点検の実施などにより改めて危険箇所を精査、確認の上、適切な対策を講じていく必要があります。
- ③高齢者の増加に対応した総合的な高齢者交通安全対策に取り組む必要があります。

施策の方向性

(1) 防犯対策の充実

- ①「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識を高め、市民生活の安心安全を確保する取り組みを推進します。
- ②新しい生活様式を意識した、思いやりにあふれた地域コミュニティづくりの促進を図ります。
- ③なりすまし詐欺などの消費者被害から、狙われやすい高齢者や若年者を守るため、地域での見守りや啓発を強化し、未然防止に努めます。
- ④複雑多様化する犯罪に対し、地域住民の自主的な防犯活動の展開や防犯意識の啓発の推進を図り、警察や地域における関係団体等との連携をより強化します。

(2)交通安全体制の充実

- ①市民が、かけがえのない命を守るため、自ら交通事故防止に取り組めるよう、啓発活動等を実施することにより、交通安全に対する意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- ②事故に巻き込まれやすい高齢者や子どもに対しては、事故にあわない・事故を起こさないよう、交通安全教室の開催や啓発活動を重点的に取り組みます。
- ③地域で活動する様々な団体や国、警察、自治体、地域住民等が互いに連携を強化し、交通安全活動を行うように努めます。

(3)身近な道路の安全確保

- ①交通安全施設の整備と自治体が日常的に道路点検等を行うパトロールを充実させ、より適正な維持管理に努めます。
- ②ゾーン30^(注44)において、国、警察、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組みます。
- ③通学路安全点検の実施などによって児童生徒の登下校の安全確保や高齢者等が安心して通行できる歩行空間の確保に努めます。
- ④「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現に向け、安全で快適に通行できる歩行空間などのバリアフリー化を計画的に推進します。

関連する個別計画

福島市交通安全計画 福島市消費生活基本計画

関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

- (注43) なりすまし詐欺：
特殊詐欺の別称。福島県内での呼び方。詐欺の種類はオレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求、キャッシュカード詐欺盗など。
- (注44) ゾーン30：
生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

9. 健康・医療体制の充実

目指す姿

住み慣れた地域において、生涯にわたり健康で安心して暮らし、必要な時に必要な医療サービスが受けられる医療体制が整っています。

現状と課題

(1)生活習慣病の予防と健康づくり

- ①福島市民の健康状態は、生活習慣病といわれる心筋梗塞や脳卒中などの疾患が多いことから、これらの疾患を減らしていく必要があります。
- ②「心筋梗塞・脳卒中」の減少に向け、国民健康保険等で保有するデータを活用し、健康課題の分析を行い、すべての市民が地域で健やかに暮らせるまちづくり「健都ふくしま」を進めていく必要があります。
- ③「健都ふくしま」の実現のため、3本柱である「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」、「地域の健康づくり」、「職場の健康づくり」による推進体制の整備を行い、若い年代から健康を意識した、市民総ぐるみの健康づくりを推進していく必要があります。

【お達者度(65歳健康寿命)^(注45)(65歳の「健康な期間の平均」2016年)】

	65歳時平均余命(年)		お達者度(65歳健康寿命)	
	男	女	男	女
全 国	19.55	24.39	17.92	20.94
福 島 県	18.77	23.63	17.14	20.31
福 島 市	19.27	24.01	17.52	20.58

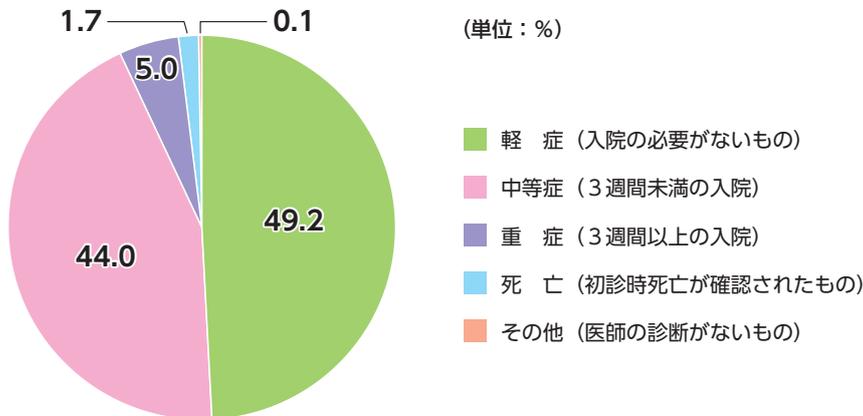
(2)多様化する地域医療への対応

- ①市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に必要な質の高い医療サービスが受けられる体制が求められています。
- ②超高齢社会に対応し、地域における効率的・効果的な医療提供体制を維持していくためには、医療機関の機能分化及び連携を図るとともに、市民理解を醸成する必要があります。
- ③医師の高齢化、診療科目不均衡などの医師偏在対策による地域内の医師の確保、人口減少に伴う医療人材の不足や、献血協力者の減少、さらに医療従事者の働き方改革といった新たな課題へも対応する必要があります。
- ④コロナ禍にあって、オンライン診療が限定的に規制緩和され、今後は高齢者に対応する遠隔診療の需要も見込まれることから、その動向を注視していく必要があります。

(3)救急医療の適正利用と救急体制の充実

- ①救急医療については、救急搬送人員の約50%が軽症(入院の必要がないもの)であることから、救急医療の適正な利用が課題となっています。

【傷病の程度別救急搬送人員の割合】



- ②休日在宅当番医制度や夜間急病診療所・休日救急歯科診療所を設置し、初期救急医療の確保を図るとともに、救急医療病院群輪番制^(注16)により、二次救急医療体制を整備していますが、県北圏域における二次救急医療及び救急搬送は広域的に連携を進める必要があります。
- ③第七次福島県医療計画のもと、福島県が行う専門的・広域的な施策を踏まえ、本市の地域の特性と実情に応じた施策を進めていくため、医療機関や関係団体との連携を強化し、救急体制のさらなる充実を図る必要があります。

【福島市医療体制(令和3年1月現在)】

	医療体制	概要
第一次(初期)救急医療体制	かかりつけ医	病院・診療所・歯科診療所
	休日在宅当番医制度	内科、外科・整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科 (日曜日、祝日、年末年始、165医療機関)
	福島市夜間急病診療所	内科・外科・小児科(365日夜間)
	休日救急歯科診療所	歯科(日曜日、祝日、年末年始)
	障がい歯科診療所	歯科(毎週水曜日・木曜日(祝日、年末年始を除く))
第二次救急医療体制	救急医療病院群輪番制	内科・外科、循環器科、脳神経外科、小児科、整形外科(救急告示病院及び協力病院、11病院)
第三次救急医療体制	高次救急医療体制	福島県立医科大学附属病院(救命救急センター)

(4)在宅医療の需要への対応

- ①急速な高齢化、疾病の慢性化が進む中、将来増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、訪問診療や看取りを実施する在宅医療に取り組む医療機関を確保するとともに、その機能を強化していく必要があります。
- ②住み慣れた地域で生活しながら医療が受けられる体制整備が求められていることから、在宅医療の受け皿となる高齢者向け住まいや介護老人保健施設等を確保するとともに医療・介護連携体制を構築する必要があります。

(5) 医療の安全性の確保

- ①市民が安心して安全に医療機関を受診できるよう、医療の安全管理のための体制を整備する必要があります。

(6) 国民健康保険の安定的運営

- ①高齢化率の上昇や医療技術の進歩により、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費が増加傾向にあります。
- ②国民健康保険被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いという特有の構造的課題のもと、健全で持続可能な国民健康保険制度の運営が求められています。
- ③被保険者の健康意識を高め、健康寿命を伸ばすため、医療・保健の関係機関との連携を図りながら、保健事業を効果的に実施する必要があります。

施策の方向性

(1) 健康づくりの推進

- ①本市の健康課題である「健康寿命の延伸」、「心筋梗塞・脳卒中の減少」に向け、市民総ぐるみの健康づくり「健都ふくしま」の実現を目指し、保健、医療、地域、職域等関係機関との連携を強化し、市民が主体的・継続的に健康づくり活動に取り組めるよう3つの柱を軸に生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ②受動喫煙防止、歯と口腔の健康づくり、健康的な食環境づくり、市民の健康づくりの習慣化など「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」を推進します。
- ③生活習慣病やがん予防、介護予防のためのいきいきもりん体操、生涯スポーツを通じた世代間交流など地域住民が主体となった「地域の健康づくり」を推進します。
- ④生活習慣病やがん予防など働く世代の健康課題の解決を目指して関係機関・団体との連携を強化し「職場の健康づくり」を推進します。

(2) 地域医療の確保

- ①必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう適切な医療サービスを確保するとともに、地域における医療提供体制の構築に努めます。

(3) 救急医療の適正利用の推進

- ①迅速な医療サービスを確保するため、救急医療体制のさらなる充実を図ります。
- ②救急搬送人員の約50%が軽症(入院の必要がないもの)であることから、軽症者の自己受診の普及・啓発に努めます。

(4) 在宅医療体制の体制整備

- ①包括的な医療サービスを確保するため、医療・介護の関係機関との連携強化と在宅医療に関する体制整備を推進します。

(5) 医療安全の推進

- ①医療機関に対する定期的な立入検査による医療安全管理体制を確保するとともに、医療安全に関する研修会を定期的を開催します。
- ②医療に関する市民からの苦情・相談に対応し、その都度市民や医療機関への助言及び情報提供を行うとともに、適正受診や医薬品の適正使用などの意識啓発を図ることにより、地域の医療安全を推進します。

(6) 国民健康保険事業の健全運営及び被保険者の健康保持と増進

- ①医療費適正化の取り組みを積極的に推進します。
- ②保有する健康・医療情報を活用して健康課題の分析を行い、関係機関と連携しながら、効果的な保健事業の展開を図り、健康増進や重症化予防を推進します。

関連する個別計画

ふくしまし健康づくりプラン 福島市食育推進計画
福島市国民健康保険保健事業実施計画

関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

(注16) 救急医療病院群輪番制：47ページ参照。

(注45) お達者度(65歳健康寿命)：

厚生労働省科学研究班による「健康寿命の算出プログラム」を用い、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数を使用して、65歳の健康寿命を算定したものを。

10. 保健衛生・健康危機管理体制の充実

目指す姿

人の命と健康を脅かす感染症や食中毒などの健康危機^(注46)事象防止のため、日ごろから地域や職場において予防対策を意識した健康づくりを進めるとともに、健康危機事象が発生した場合は、市民、事業者、行政が一体となり、被害を最小限に抑えるための対策に迅速に取り組んでいます。

現状と課題

(1) 感染症など健康危機対応

- ①新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症への市民の関心の高まりがあることを踏まえ、市民自らが感染症予防対策に取り組めるように、出前講座、市政だより、ホームページ、チラシの作成等を行うなど機会を捉えて、正しい知識の普及啓発をしていく必要があります。
- ②感染症の発症予防を図るため、感染症の発生動向を常に把握し、予防接種事業や結核予防事業等を積極的に推進する必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症のように新たな健康危機事象が発生した際には、適切な医療等を提供し、まん延防止を図ることができるよう、あらかじめ医療体制・検査体制を構築しておくとともに、感染症に関する誤解や偏見が生じないよう、丁寧なリスクコミュニケーション^(注47)に心がけ、健康不安や心配に寄り添った支援を行う必要があります。

(2) 衛生的な生活環境対策

- ①市民に密着した施設(食品営業施設、生活衛生営業施設)の衛生的環境が維持されるよう、事業者に対する継続的な立ち入り検査を実施しているところですが、さらに意識の向上及び啓発を行う必要があります。
- ②食中毒や違反食品等が毎年数件発生しており、多くの市民に危害を及ぼすことになるため、営業者に対する助言・指導を行い、自主管理体制を確立する必要があります。

(3) 動物による危害防止と動物との共生

- ①人と愛玩動物^(注48)との関係性が親密になっているため、動物由来の感染症や咬傷事故の防止についても、飼育管理方法も含め周知・啓発を図る必要があります。
- ②犬猫の殺処分、特に猫の殺処分数が少なくない状況や、犬猫の糞尿等に関する苦情が多い状況のため、対策を講じていく必要があります。

施策の方向性

(1) 感染症予防対策の推進

- ① 感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民、事業者等が感染症や食中毒に対する健康不安の軽減が図られるように努めるとともに、感染症に関する誤解や偏見が生じないよう、平時から地域や職場におけるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 感染症の発症や重症化予防を目的とした、予防接種事業の接種率を向上させるために市民への周知広報を図ります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症との闘いは長期にわたるとの覚悟にたって、気を緩めることなく感染拡大防止に取り組みます。また、新たな健康危機事象が発生した際には、医療機関と連携し、感染対策を講じた診療体制や検査体制等を整備・強化するとともに、感染症予防対策を講じた新しい生活様式等を市民自ら実践できるよう周知に努めます。

(2) 安全で衛生的な生活環境の確保

- ① 市民の食品衛生及び生活衛生に対する意識の向上を目指し、広報紙や地域における健康教育等を通して衛生思想の普及を図ります。また、営業施設への監視指導や検査を継続します。特に、食品衛生法により義務化された衛生管理手法である HACCP^(注49)の導入支援を行うことで、食中毒等を発生させない衛生管理体制の確立を図ります。

(3) 動物との共生の推進

- ① 動物由来感染症や、咬傷事故など動物による危害防止のために、適切な飼養管理方法について市民への周知・啓発を推進します。
- ② ペットの適正飼養について普及啓発を進めるなど動物愛護を推進するとともに、野良猫の減少対策や飼い主のいない犬猫の譲渡に力を入れるなど殺処分数の減少に向けた取り組みを進め、市民とペットが共生する社会の実現を図ります。

関連する個別計画

福島市新型インフルエンザ対策行動マニュアル

福島市災害時公衆衛生活動マニュアル

新たな危機事象に対する対応方針 福島市食品衛生監視指導計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち

用語解説

- (注46) 健康危機：
医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。
- (注47) リスクコミュニケーション：
健康に関するリスクや対策について、関係者間で情報や意見を相互に交換すること。
- (注48) 愛玩動物：
ペット。犬、猫、小鳥、金魚など様々な動物が対象となる。
- (注49) HACCP：
食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法。

11. 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実

目指す姿

市民一人ひとりが地域の中でともに支えあいながら、思いやりのあふれる共生社会^(注18)で暮らしています。

現状と課題

(1) 地域活動の低下

- ①急速な少子高齢化、世代間における価値観の多様化が進んでいます。住民同士のつながりが希薄になっている中で、住み慣れた地域で新しい生活様式を取り入れながら日常生活が継続できるような社会をつくるためには、地域活動・地域交流を促進する必要があります。
- ②関係機関との連携体制の強化、福祉サービスの適正な提供等により、地域の生活課題を包括的に解決していくことが求められています。

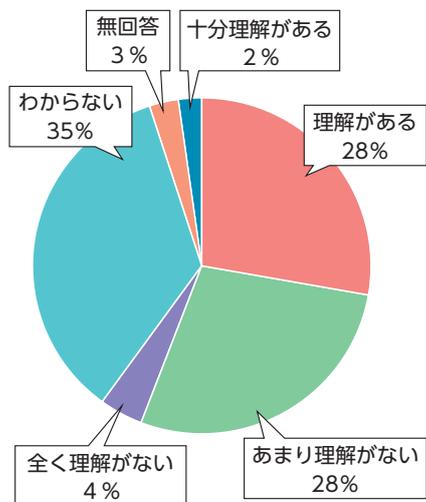
(2) 生活困難者の増加

- ①社会経済環境の変化に伴い、働きざかりの方や高齢者などが生活困窮に陥り、生活保護受給に至るケースが増加しています。
- ②「経済的な自立」、「日常生活における自立」、「社会生活における自立」を支援するため、新しい生活様式を取り入れながら市民の生活を重層的に支えるセーフティネットを構築する必要があります。

(3) 障がいのある人に対する理解不足

- ①障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解が見られ、障がいへの理解や地域社会との関わりが十分ではありません。
- ②障がいのある人の人格と個性が尊重され、社会の一員として生活できる共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解と認識を深め、障がいのある人が地域で安心して安全に暮らせる支援体制の充実や住みよい環境づくりが求められています。
- ③乳幼児期から学齢期までの一貫した支援や障がいのある人のライフステージに応じたきめ細やかな支援が課題です。福祉や保健に関する支援だけでなく、障がいの早期の発見、治療、療育や障がいのある人のライフステージに応じた包括的な支援が求められています。

【障がいのある人に対する地域の方々の理解】



資料：新障がい者計画（後期計画）アンケート調査
（平成30年7月～8月実施）

【生活保護世帯数などの推移】



資料：生活福祉課資料

施策の方向性

(1) 地域福祉の推進

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新しい生活様式が求められている中、地域コミュニティが希薄化している現状に向き合い、東日本大震災で経験した助け合いの大切さを踏まえながら、ふれあいの場づくりや見守り支援体制の取り組みを推進します。
- ②家族が抱える複合的な問題などに対応できる包括的な相談体制と各分野のサービスを一体的に提供できるシステムの構築を推進します。

(2) 生活困難者への支援

- ①新しい生活様式が求められている中で市民の生活の安定と向上を図るため、包括的かつ継続的な相談、支援を行い、「経済的な自立」、「日常生活における自立」、「社会生活における自立」を支援します。
- ②自立の基礎となる就労への支援をハローワークと連携して推進します。
- ③深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握するための体制づくりを推進するとともに、福祉・保健・医療・労働・教育などの関係機関や地域の民生委員との連携を図ります。

(3) 障がいのある人に対する理解の促進と支援

- ①共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う取り組みを推進します。
- ②点字ブロックの設置や段差解消等のハード面や心のバリアフリー^(注19)出前講座等のソフト面の取り組みにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」を実現します。

- ③障がいのある人が地域で安心して暮らすための生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援を推進します。
- ④障がいの早期の発見、治療、療育や障がいのある人のライフステージに応じた支援体制の充実のため、福祉・保健・医療・労働・教育との連携を推進します。

関連する個別計画

福島市地域福祉計画 福島市障がい者計画 福島市バリアフリーマスタープラン

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

- (注18) 共生社会：47ページ参照。
- (注19) 心のバリアフリー：47ページ参照。

12. 高齢者福祉の充実

目指す姿

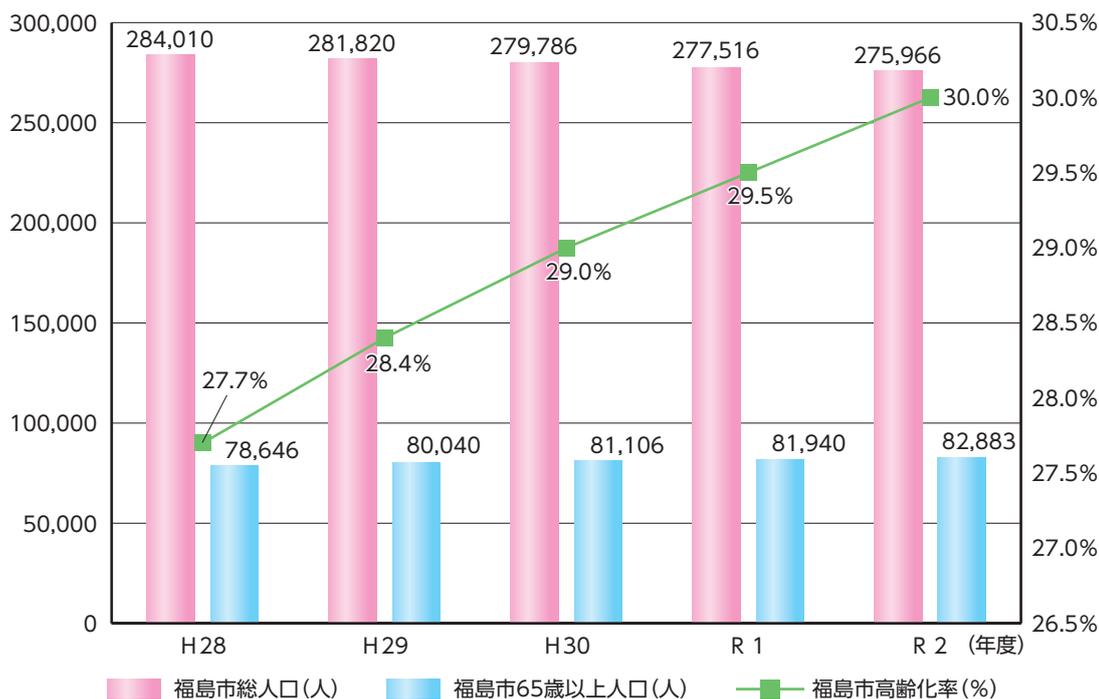
高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において、多様なサービスを利用しながら高齢者やその家族を地域全体で支え合い、心豊かに安心して安全に暮らしています。

現状と課題

(1) 急激な高齢化に向けた施策の充実

- ①本市の住民基本台帳の総人口は2020年(令和2年)10月1日現在275,966人、65歳以上の高齢者が占める割合(高齢化率)は30.0%で10人に3人が高齢者となっています。急激な高齢化が進んでいる現状において、高齢者に対する各種施策を充実する必要があります。
- ②団塊の世代^(注15)が70代を迎える中、その人らしく暮らせるために、高齢者の豊富な経験を活用した就労の場や機会の確保とともに、生涯学習、生涯スポーツなど高齢者が楽しく気軽に利用できる活動の場の提供といった生きがいをつくる必要があります。
- ③高齢者の自立した生活を支える支援事業の充実、フレイル^(注50)予防の取り組みが求められています。
- ④新型コロナウイルスの感染予防に伴う施設入所者等の面会制限、在宅者への民生委員等の訪問機会の減少、地域での集まりやイベントの取りやめなどにより、外出や会話の機会が失われた高齢者の認知機能や身体機能の低下が懸念されています。

【本市の総人口、高齢者数及び高齢化率の推移(住民基本台帳人口、各年度10月1日現在)】



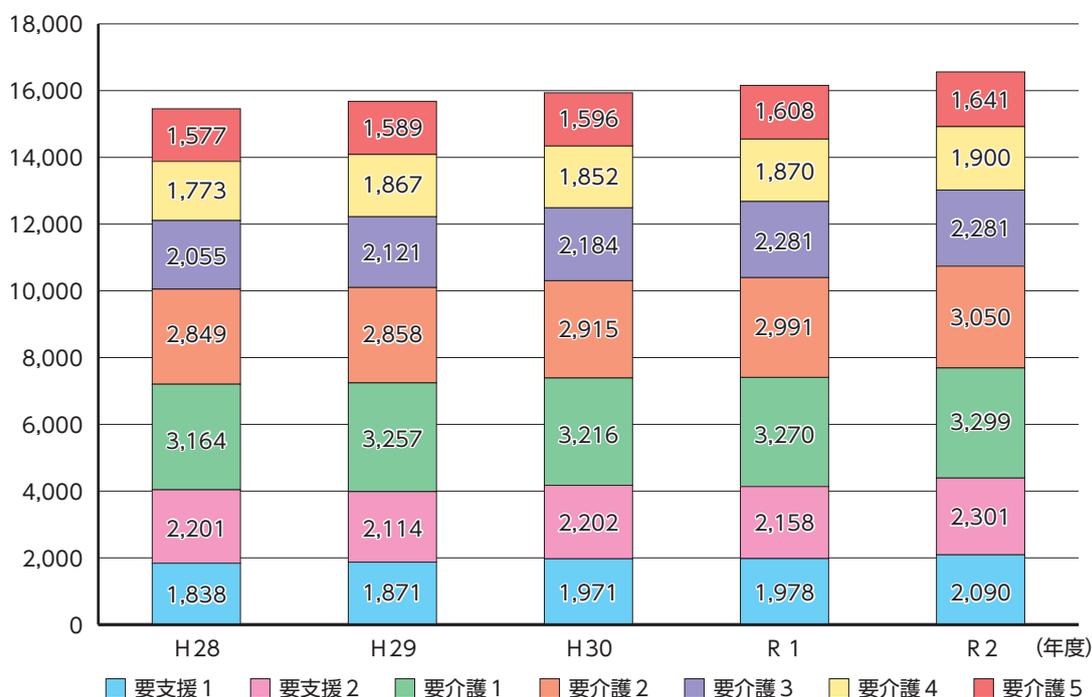
(2) 高齢者の権利擁護

- ① 高齢者が年々増加している中で、医療、介護、福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況や、虐待、消費者被害等の権利侵害を受ける状況は、防がなければなりません。
- ② 要介護状態や認知症になったとしても、誰もが安心して生活できるよう、権利擁護を実現する必要があります。

(3) 災害時の対策及び介護サービスの充実

- ① 近年多発している大規模自然災害もあり、地域で災害時要援護者^(注12)をどのように見守り、支えていくかを考えることが求められています。
- ② 高齢化の進行にあわせて要介護認定者が増加し、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向け、今後も継続的に増加するものと予想されます。
- ③ 介護サービス需要の増加にあわせ、個々の高齢者の状況に応じた多様な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の確保と向上を図る必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の予防に努め、万一、感染者が発生した場合においても円滑に介護サービスを提供する必要があります。

【本市の要介護認定者数の推移(単位：人、各年度4月1日現在)】



施策の方向性

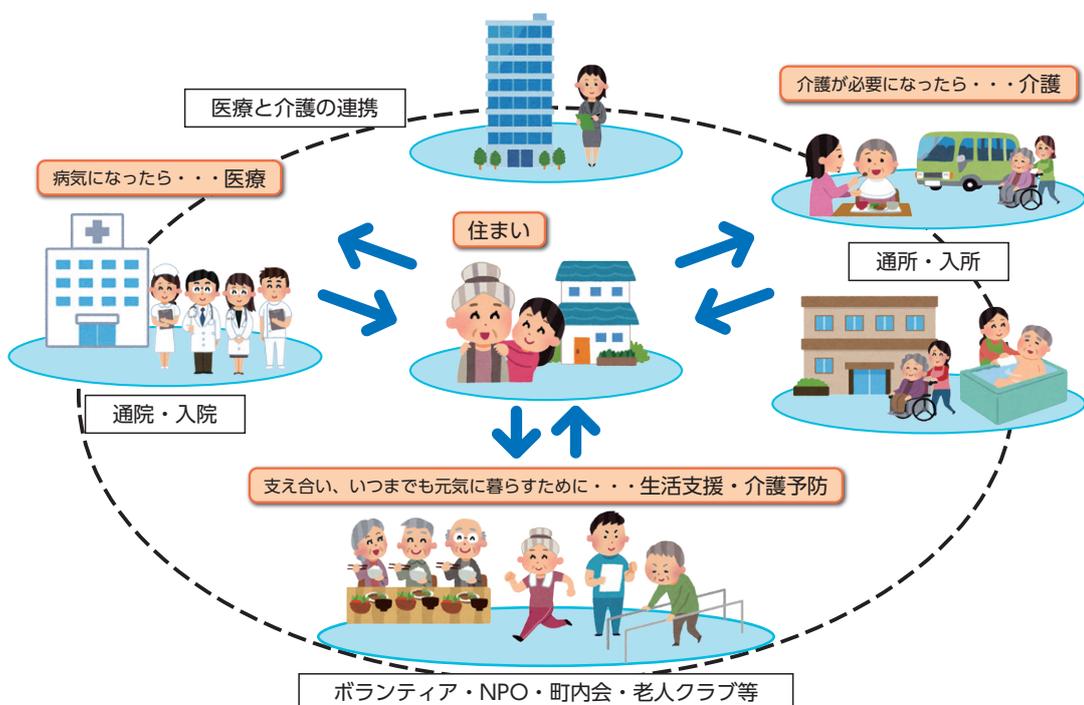
(1)生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

- ①高齢者がいくつになっても目標を持ち、生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の居場所づくりと多様な社会参加の促進を図るとともに、その人らしく暮らせるための日常生活の支援を推進します。
- ②市民総ぐるみの健康づくりを推進するとともに、保健と介護の連携を深めます。
- ③高齢者が地域において健康に暮らせるよう感染症対策に配慮しながら心身機能の維持に努め、フレイル予防の取り組みを推進します。

(2)地域で高齢者を支える体制づくり

- ①地域での支え合い活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム^(注17)」の更なる深化・推進を図ります。
- ②在宅医療・介護連携を推進するとともに地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③認知症高齢者を含むすべての高齢者が、自分らしい生活と人生を送ることができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。

【地域包括ケアシステムの姿】



(3) 安心安全に暮らせるまちづくり

- ① 高齢になっても安心して安全に暮らせるよう、住環境・生活環境の整備を推進します。
- ② 災害時に地域で要援護者を支え合えるよう、平常時から見守りするための体制づくりを支援します。
- ③ 要介護状態になっても安心して介護サービスを受けられるように介護サービス基盤整備を進めるとともに、サービスの質の確保と向上に向け取り組みます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の予防について徹底を図り、感染者が発生した場合においては、関係機関と連携して適切に対応します。

関連する個別計画

福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画 ふくしまし健康づくりプラン
福島市地域福祉計画 福島市障がい者計画 福島市生涯学習振興計画
福島市地域防災計画 福島市バリアフリーマスタープラン

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

- (注12) 災害時要援護者：46ページ参照。
(注15) 団塊の世代：47ページ参照。
(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。
(注50) フレイル：
心身機能や社会性が徐々に低下し、要介護に近づく状態。

13. 生涯学習の振興

目指す姿

多様な学びの場において、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び、交流し、地域で支え合いながら心豊かに暮らしています。

現状と課題

(1) 生涯学習を取り巻く社会情勢の変化

- ①医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。
- ②市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち心豊かな生活を送れるよう、多様な学びの機会を提供することが求められています。

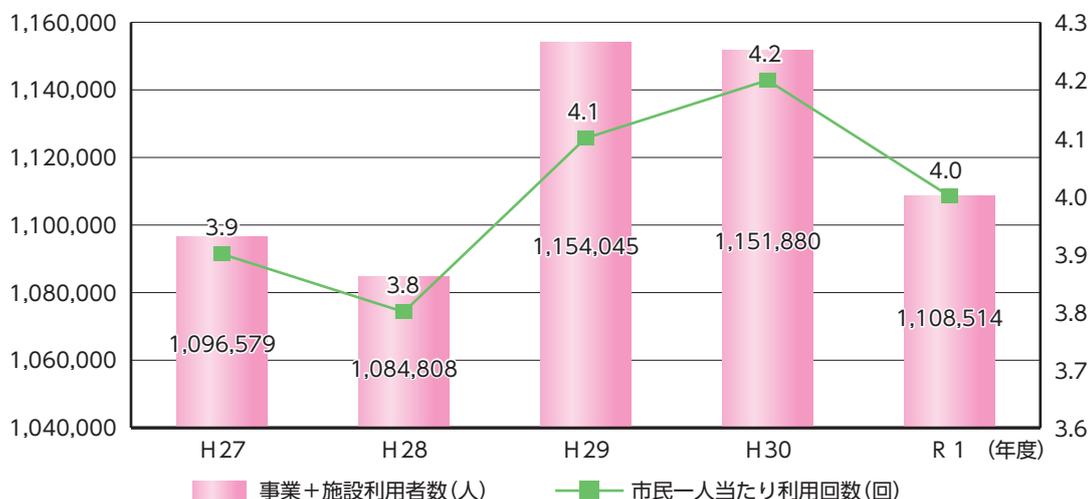
(2) 地域の持続的発展を阻害する要因の顕在化

- ①地域では、人口減少や少子高齢化の進行、つながりの希薄化、地域運営の担い手不足等、持続的発展の阻害要因が多数見られます。
- ②生涯学習及び社会教育における学びは、住民相互の地域づくりにもつながるため、その役割が期待されています。

(3) 関係部署・機関との連携及び施設の計画的整備

- ①庁内関係各課との連携強化や、大学、NPO、企業等多様な主体との共創を進め、生涯学習事業を総合的・効果的に推進することが求められています。
- ②本市社会教育施設の半数以上が築30年以上を経過していることから、施設・設備の老朽化が進行していることに加えバリアフリーへの対応など、計画的に建替え、修繕・維持管理を行う必要があります。

【学習センター利用者数・市民一人当たり利用回数】



施策の方向性

(1) 多様な学びによる人づくりの推進

- ①市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう多様なニーズに応じた学びを推進します。
- ②ライフステージ、ライフサイクルに応じた学習を推進し、それぞれの年代において充実した生活を送れるよう支援します。
- ③多文化共生、情報化社会の進展等、社会情勢の変化に対応した学習を各種学級や講座に取り入れ、現代社会において直面する諸課題に対応できる人づくりを進めます。
- ④障がいのある方、外国人、高齢者等、様々な事情や背景によって特別な支援がなければ学ぶことができない人に対し、学習の機会を確保し、生き生きと暮らせるよう支援します。
- ⑤市民の誰もが利用しやすい充実した図書館サービスを展開し、市民の自発的な学習活動を支えるほか、子どもの読書活動を推進します。

(2) 市民の共創による持続可能な地域づくりの推進

- ①地域の歴史や地域の魅力発見、地域課題の解決等に関する学びを通して、地域づくりへの関心を高め、市民の主体的な参加による持続可能な地域づくりを推進します。
- ②各学習センターに地域学校協働本部^(注51)を設置し、市民や地域の多様な機関・団体等の参画により、地域と学校の共創を推進します。

(3) 学びを支える体制と環境の充実

- ①生涯学習に関する諸施策を実施している関係各課との連携体制を強化するとともに、研修の充実及び優れた取り組みの情報共有を図り、市役所職員の専門性を高めます。
- ②産官学連携プラットフォーム^(注30)など、大学、NPO、企業等の多様な主体と共創することで、幅広く奥の深い学びの場を創出します。
- ③老朽化が進行している社会教育施設の計画的な保全など、安心安全かつ快適な施設・設備の整備を進めるとともに、ICT^(注1)を活用した学習が可能な設備の整備を進めます。

関連する個別計画

福島市教育振興基本計画 福島市生涯学習振興計画
福島市子ども読書活動推進計画

関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

(注51) 地域学校協働本部：

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う。なお、従来の「学校支援地域本部事業」は、令和3年度から「学校支援活動」に名称を変え、地域学校協働活動、放課後子ども教室とともに地域学校協働本部事業に組み入れられた。

14. 多文化共生の推進

目指す姿

市民一人ひとりが、国籍の違いや多様な言語、文化、習慣があることを認め合い、ともに地域社会の一員として躍動する「多文化共生^(注52)社会」が実現しています。

現状と課題

(1) 多文化共生意識の醸成と共生社会づくり

- ①本市に在住する外国人は毎年増加しており、今後も増える見通しのため、国籍や文化的差異を市民一人ひとりが認め合い、多文化共生に関する理解を深める必要があります。
- ②人口減少時代への対応や新たな在留資格「特定技能」制度の創設などを踏まえ、地域社会の担い手として、外国人住民の参画を支援していく必要があります。

(2) 外国人への情報伝達

- ①行政サービスや生活情報の多言語化を進める必要があります。
- ②SNS^(注31)等の情報伝達手段の世界的普及や、外国人の多様なライフスタイルに応じた、適切で迅速な情報の伝達に努める必要があります。

(3) 外国人とのコミュニケーション

- ①日本語理解が十分ではない外国人住民の増加を視野に、地域社会での良好なコミュニケーションを確保する必要があります。
- ②日本人住民の異文化理解や外国語活動を進める必要があります。

(4) 外国人の受入環境の整備

- ①国籍や文化などに違いのある外国人住民を、地域社会の一員として進んで受け入れ、共に暮らしていける環境を整備する必要があります。

(5) オール福島での多文化共生の推進

- ①外国人住民と日本人住民が協力し合い、それぞれ躍動する、活力ある共生社会を社会全体で実現する必要があります。

(6) グローバル化への対応

- ①本市における、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などの国際的な人の移動や、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響など、本市を取り巻く国際的な情勢にも配慮しながら、急速に進展するグローバル化に対応した、特色ある地域づくりが求められます。

【福島市に在住する外国人の推移】

国・地域名/年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中国	912	701	576	578	585	576	583	575	568	556
フィリピン	360	350	363	378	381	379	383	388	433	421
ベトナム	26	15	15	26	47	88	162	207	288	294
韓国・朝鮮	207	185	172	182	176	199	189	181	169	169
ネパール	12	7	28	31	50	115	116	95	67	79
インドネシア	5	6	5	7	16	16	23	38	35	57
米国	47	49	42	42	44	49	44	44	39	46
タイ	17	17	16	21	23	22	27	37	48	42
その他 (約50カ国)	169	152	133	147	170	196	215	227	272	296
合計	1,755	1,482	1,350	1,412	1,492	1,640	1,742	1,792	1,919	1,960
前年 同月比増減数	-220	-273	-132	62	80	148	102	50	127	41
対前年 同月増減率	-11%	-16%	-9%	5%	6%	10%	6%	3%	7%	2%

※各年10月時点

施策の方向性

(1)相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会の推進

- ①日本人住民への多文化共生意識や異文化理解の向上を図ります。
- ②外国人住民への日本語や地域文化・習慣に関する学習機会の確保等を通じて、誰もが活躍できる、持続可能な活力ある共生社会づくりを進めます。

(2)外国人への適切な情報伝達・共有手段の確保

- ①行政サービスや生活情報の多言語化を官民連携により進めます。
- ②SNS等の多様なメディアを活用して、外国人住民への積極的な生活情報の提供や、海外への復興に関する本市の正確な情報の発信に努めます。

(3)外国人との円滑なコミュニケーションの実現

- ①外国人住民へ日本語習得の支援に努めます。
- ②日本人住民が若年層から学び体験できる国際理解・交流活動や英語教育を推進します。

(4)外国人を取り巻く生活サービス・環境の改善

- ①災害・緊急情報や新型コロナウイルス等に代表される感染症情報など、外国人の身体・財産・生活に関わる行政サービスの多言語提供に、優先的・重点的に取り組みます。
- ②外国人が日頃から相談しやすい体制を確立します。
- ③ユニバーサルデザインの視点から、生活習慣が異なる外国人にも安心して生活できる、住みよい環境の整備を図ります。

(5)外国人受け入れ・共生施策の充実・強化と包括的な推進体制の整備

- ①外国人のニーズ把握に努め、的確な外国人受け入れ・共生施策の展開に努めます。
- ②関係機関・団体との連携強化を図り、福島市全体での包括的な外国人受け入れ・共生施策の実施に努めます。

(6)未来につながる国際・文化都市の実現

- ①東京2020大会の開催を契機に、本市が誇る地域文化・資源の世界への発信や、国際性豊かで海外からも選択される多文化共生の地域づくりに努めます。

関連する個別計画

多文化共生のまち福島推進指針
福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)
福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)
福島市青少年プラン 福島市教育振興基本計画 福島市生涯学習振興計画
福島市観光振興計画 福島市中小企業振興プログラム
福島市バリアフリーマスタープラン

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

(注31) SNS：61ページ参照。

(注52) 多文化共生：

国籍の違いや互いの言語・文化・習慣そして価値観があることを市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと。

15. スポーツの振興

目指す姿

子どもから高齢者、障がいのある人ない人、外国人、すべての人が、日常的にスポーツに親しみ、人生を楽しく健康でいきいきと、心豊かな生活を送っています。

現状と課題

(1) スポーツによるまちづくりの実現

- ①市民がスポーツを通じて心豊かな生活を営み、幸福であることを実感するために、ライフステージに応じた多様なスポーツの関わり方の機会の創出、充実が求められています。
- ②スポーツを担う人材の育成と活躍の場を確保する必要があります。

(2) 多様性を尊重した共生社会の実現

- ①年代や障がいの有無、国籍に関わらずすべての人が、本市での東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技一部開催決定を契機に、スポーツを通じて交流する機会を充実させることが求められています。
- ②各種競技団体やプロスポーツ、地域、大学等と連携し、講習会・イベント・大会の開催や指導者の派遣などを行い、すべての人が相互理解を深める場を提供する必要があります。

(3) スポーツ施設の安定的な提供と持続可能な運用

- ①スポーツ施設の利用者数は、人口減少社会の進行に伴い、減少傾向にあります。
- ②施設の改修・整備はもとより、ニーズに沿った配置と量・質の適正化などに取り組み、市民のみならず多くの方がいつでも気軽に、かつ安全にスポーツに親しむことができる環境を構築し、持続可能な運用を図る必要があります。

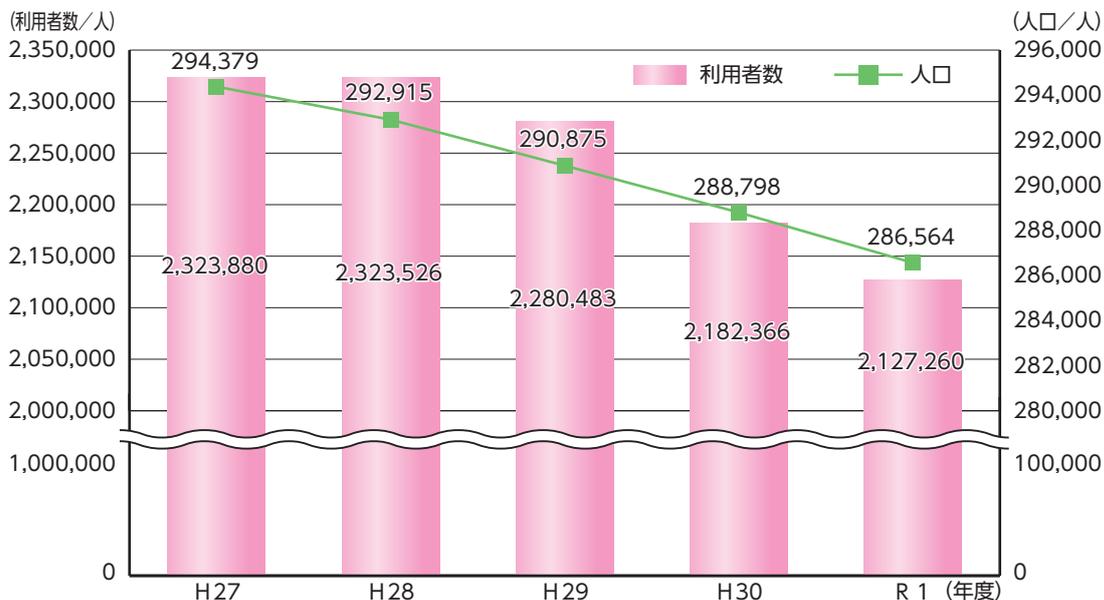
(4) スポーツを核とした地域経済の活性化

- ①各競技団体やプロスポーツと地域が連携し、スポーツ観戦と周辺観光や交流を組み合わせた誘客促進に取り組んでいます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、知名度や観光資源、天然芝サッカー場などスポーツ施設の優位性を最大限に生かした合宿誘致など、地域経済への貢献が求められています。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防を徹底したスポーツへの参画

- ①競技団体が定める感染予防ガイドラインを遵守した大会の実施や新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画が求められています。

【福島市スポーツ施設(学校施設含む)利用者数と人口(各年度12月1日現在)の推移】



施策の方向性

(1) スポーツ参画人口の拡大

- ① スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を創出することで、スポーツ習慣の確保とスポーツへの参画を促進します。
- ② 地域に根差した各団体との共創に加え、民間事業者と連携を深化しながら、多様なスポーツへの参画機会を提供し、体力の向上と心身充実を図り、健康増進につなげます。

(2) スポーツを通じた共生社会の実現

- ① スポーツを通じて、すべての人が多様性を尊重し、共生社会への理解を深めます。

(3) スポーツ施設の適正化と効率的な活用

- ① 生涯にわたりスポーツができるよう、スポーツ施設の配置や量・質が適正化され、身近で手軽に行えるスポーツ環境を整えます。
- ② オンライン予約システムの充実により、予約状況が見える化することで、効率的なスポーツ施設の利活用を推進します。

(4) 福島らしさを生かしたスポーツツーリズム^(注53)の推進と他分野との融合

- ① 福島の資源を最大限に生かしながら、福島圏域のみならず県外からの合宿や人材交流などによる誘客を促進し、本市の競技力の向上や関係人口の拡大、地域経済の活性化を図ります。
- ② 「食」や「医療」、「エンターテインメント」等の他分野との融合や連携により、様々な人がスポーツに参画する機会を一層推進します。

(5)新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画支援

- ①感染症予防が求められる参画機会の中で、IoT^(注54)を活用した新たなスポーツ実施の提案を行うなど、新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画を支援します。

関連する個別計画

福島市公共施設等総合管理計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

- (注53) スポーツツーリズム：
スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加と、周辺観光やスポーツを支える人々との交流などを融合させ、交流人口拡大や地域経済への波及効果を目指す取り組み。
- (注54) IoT：
様々な物体(モノ)をインターネットに接続し、相互に通信できる技術。

16. 文化芸術の振興

目指す姿

年齢や性別などにかかわらず、多くの市民が日常生活の中で様々な文化芸術の鑑賞や文化的な活動を行うことで、生活にゆとりや潤いが生まれ、生活の質が向上し、ふるさとへの誇りと愛着を持って日々の生活を送っています。

また、地域住民が自分の住む土地の文化や歴史について理解を深めることで、ふるさとへの誇りと愛着が生まれ、地域独自の文化や歴史を後世に伝える活動や、それらの魅力を活用したコミュニティの形成に積極的に取り組んでいます。

現状と課題

(1)文化芸術の振興と人材の育成

- ①市民との共創による文化芸術の振興を図るため、その方向性と将来像を示し、道しるべとなる長期ビジョンを策定する必要があります。
- ②市民が、生活の様々な場面で文化芸術に触れる機会を創出していくとともに、日頃から気軽に文化芸術活動の練習・発表ができるよう、支援と環境整備を進める必要があります。
- ③少子高齢化等により減少している市内文化団体や、次世代の文化の担い手となるべき人材に対する育成・支援に、積極的に取り組んでいく必要があります。
- ④新型コロナウイルスの影響により、自粛又は縮小を余儀なくされている団体や個人の文化芸術活動に対する支援体制を整え、継続していくことが急務となっています。

(2)古関裕而氏と音楽を活かしたまちづくり

- ①本市出身の偉大な作曲家である古関裕而^(注6)氏をモデルとしたドラマ放映を契機として、古関氏と音楽を活かしたまちづくりや、交流人口拡大の取り組みを官民協働で進める「古関裕而のまち・ふくしま」シンフォニーを推進しています。

(3)施設の整備

- ①文化芸術の鑑賞機会を創出し、市民の文化芸術活動の拠点となる施設を整備し、その積極的な活用を図っていく必要があります。
- ②文化施設や文化財展示・収蔵施設の老朽化が進み、それらの改修や更新が課題となっています。
- ③市民の文化芸術活動を停滞させないよう、活動の拠点となる文化施設の新型コロナウイルス対策を徹底する必要があります。

(4)文化財の保護・保存と活用

- ①市民参画による文化財の適切な保護・保存体制の構築が求められています。

- ②地域の特色ある文化や歴史を再認識し、それらを活用し、次世代へ継承していくための取り組みを進める必要があります。
- ③旧広瀬座^(注55)や宮畑遺跡史跡公園^(注56)など、本市固有の文化資源を広く内外へ発信するとともに、保護・保存との両立を図りつつ、多角的視点による適切な公開・活用のあり方を検討していく必要があります。

施策の方向性

(1)文化芸術の振興

- ①市民との共創により、本市から新たな文化を創造し、継承していくための道しるべとなる「福島市文化振興条例」の制定や、文化芸術によるまちづくり(地域づくり)の指針となる「文化振興計画」の策定に取り組みます。
- ②年齢や性別などにかかわらず、誰もが、ジャンルを問わず様々な文化芸術に触れ、体験し、文化的活動を営めるよう、支援と環境整備を進めるとともに、次世代の文化芸術活動を担う人材を発掘し、支援します。
- ③子どもたちが、質の高い文化芸術に触れて体験できる機会の充実に努めます。
- ④新しい生活様式に対応した文化芸術活動への支援体制を構築し、その充実に努めます。

(2)「古関裕而のまち・福島市」

- ①古関裕而氏の功績とメロディーを広く内外へ発信するとともに、子どもたちや若い世代へと継承し、ふるさとへの誇りや愛着、将来への希望を育むため、各種顕彰事業を継続して実施します。
- ②ドラマ放映により知名度や注目度が増した古関氏のレガシーを積極的に活用するとともに、市民との共創により、古関氏と音楽を活かしたまちづくりをさらに推進します。

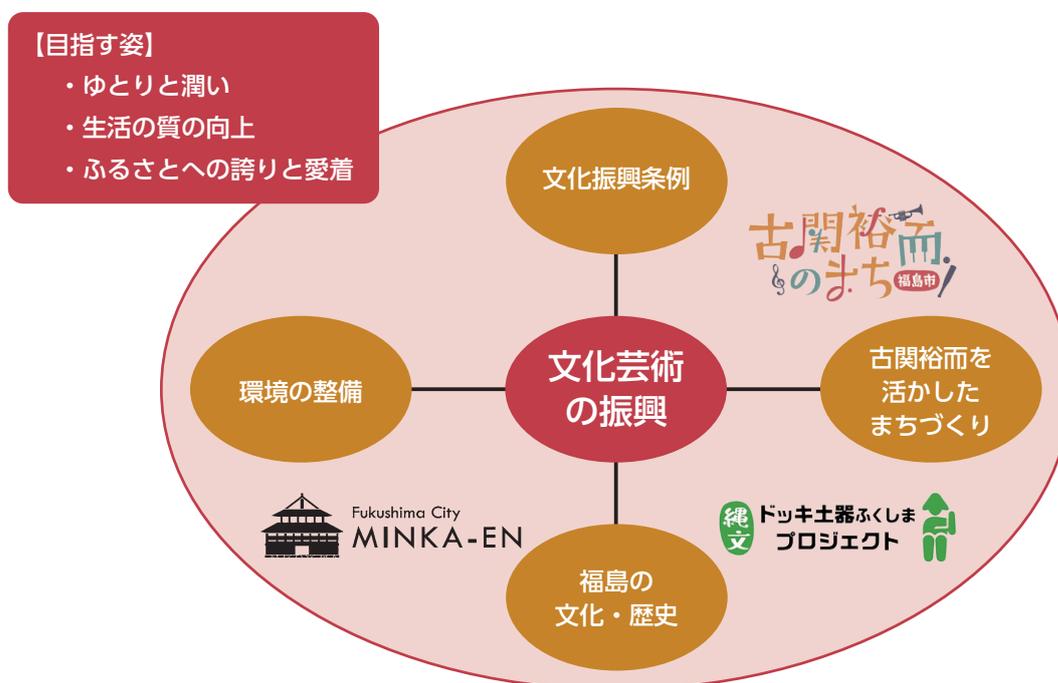
(3)市民文化芸術の環境整備

- ①優れた文化芸術の鑑賞機会の提供と、市民文化芸術活動の成果を発表する場の提供と充実に図るため、福島駅前に新たに整備予定の交流・集客拠点施設の活用も含めた、市民文化芸術活動の拠点となる施設づくりを目指します。
- ②老朽化の進む既存施設は、計画的な点検や改修等により施設の予防保全と長寿命化に努めるとともに、施設の規模や特性、利用動向も踏まえて、それぞれ施設の果たすべき役割を整理し、更新や廃止・統合も含めた総合的な見直しを図ります。
- ③サーマルカメラの設置や空調設備の見直しなど、文化施設における新型コロナウイルス対策を徹底し、安心して気軽に利用できる文化施設の整備と維持管理に努めます。

(4)本市固有の文化・歴史の保存と活用

- ①文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画^(注57)」の策定に取り組み、継続性及び一貫性のある文化財の保存・活用を促進します。

- ②地域において、市民参画による文化財の保護・保存体制を整え、次世代へ継承していくための取り組みを進めます。
- ③地域特有の文化や歴史を活用した地域活性化やまちづくりを進め、自分の住む地域への誇りと愛着を醸成します。
- ④旧広瀬座の再整備を計画的に進め、本来の芝居小屋としての機能はもとより、本格的な公演やイベントの誘致など、広く活用を図ります。
- ⑤和台遺跡^(注58)の保存活用計画を策定し、公有化と整備の方向性を検討します。
- ⑥旧広瀬座や宮畑遺跡史跡公園、国重要文化財の「しゃがむ土偶^(注20)」など、本市固有の文化資源を全国及び世界に向けて発信し、次世代のふるさとへの愛着と誇りの醸成に努めるとともに、観光振興や都市間交流を推進します。



関連する個別計画

旧広瀬座保存活用計画 福島市公共施設等総合管理計画

関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

- (注6) 古関裕而：16ページ参照。
- (注20) しゃがむ土偶：48ページ参照。
- (注55) 旧広瀬座：
福島市民家園(福島市上名倉地内)に移築復原された1887年(明治20年)建築の芝居小屋で、1998年(平成10年)に国重要文化財に指定された。
- (注56) 宮畑遺跡史跡公園(公園愛称：じょーもひあ宮畑)：
縄文時代の国史跡宮畑遺跡を整備した史跡公園で、2015年(平成27年)に開園。掘立柱(ほったてばしら)建物や竪穴住居などの復元建物、遺構の露出展示等が整備されており、園内の体験学習施設(愛称：じょいもん)では、縄文人の暮らしぶりを伝える展示のほか、弓矢体験などの縄文体験もできる。
- (注57) 文化財保存活用地域計画：
文化財保護法第183条の3の規定に基づき市町村が作成する、文化財の保存及び活用に関する基本的なアクション・プラン。将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、計画的に取り組みを進めることで、継続性及び一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。
- (注58) 和台遺跡：
福島市飯野地区にある縄文時代の国史跡。福島県内では最多となる250軒を超える竪穴住居や、県重要文化財の人体文土器、狩猟文土器などが発見されている。

17. 環境の保全

目指す姿

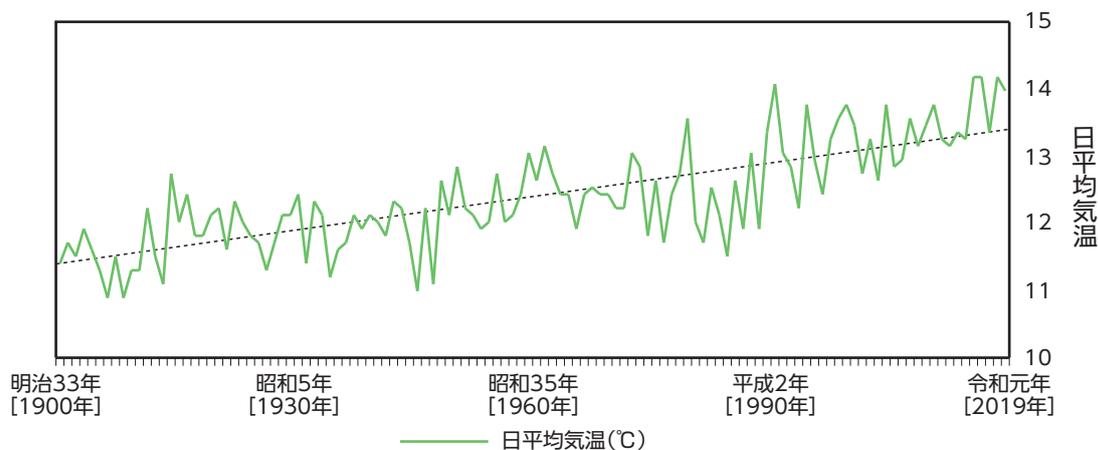
安心安全で豊かな環境を守り、共生を図りながら持続可能なものとして未来へつなぐまちとなっています。

現状と課題

(1) 気候変動及びその影響

- ①近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後の地球温暖化の進行に伴い影響が拡大する恐れがあるとされています。気候変動に対しては、温室効果ガスを減らす対策に全力で取り組む必要があります。
- ②現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図り、その影響に備える対策(適応策)を行う必要があります。

【福島市の日平均気温の推移】

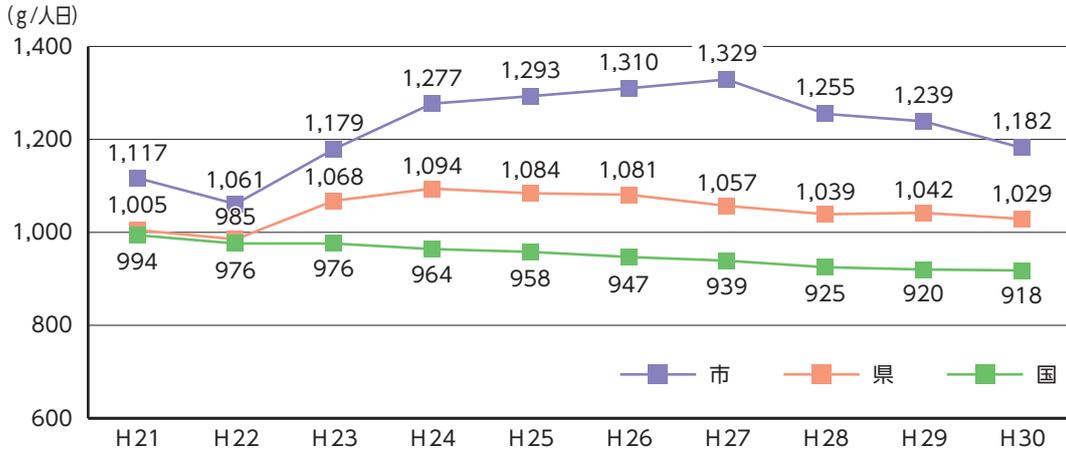


資料：福島地方気象台観測データ

(2) ごみの発生抑制・資源循環の必要性

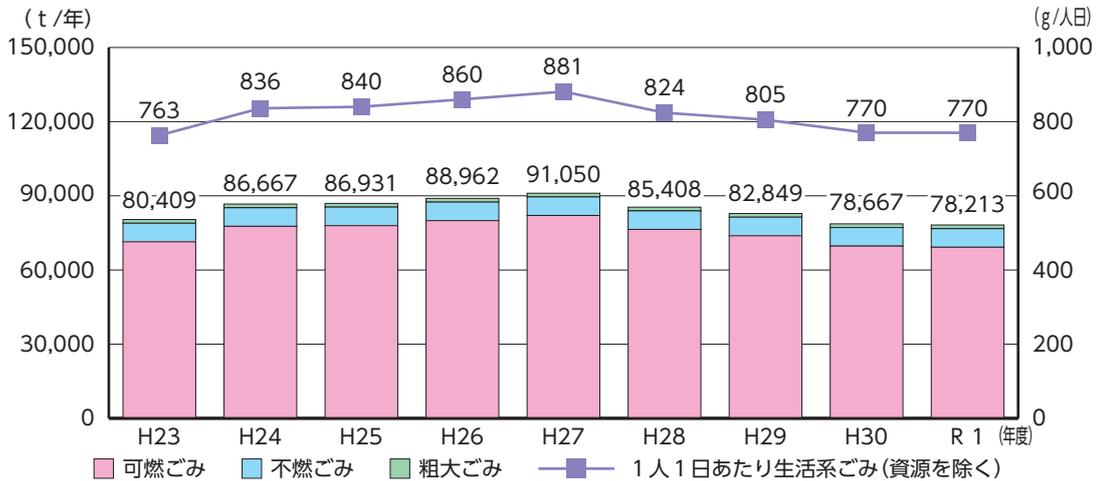
- ①本市のごみ排出量は、減少傾向にあるものの、排出量が多い状況にあります。市民生活における生活環境の保全の立場から「ごみの減量化」と「リサイクルの推進」を柱として清掃事業の計画的な推進に努めています。
- ②今後もより一層、ごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収及び集団資源回収等の促進により、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正な資源循環システムの構築を図る必要があります。

【1人1日あたりのごみ排出量の推移】



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

【1人1日あたり生活系ごみ(資源物、集団回収除く)の推移】



(3)自然環境の保全

- ①自然とは、多様な生物の豊かなつながりであり、それらが生物多様性の姿であるといえます。現在残されている貴重な自然を保護するとともに、雑木林や農耕地など身近な自然を適切に保全し、生物多様性の恵みを持続的に利用していくためには、自然に対する理解を深め、自然環境の保全活動への積極的な参加を促進し、希少野生動植物の保護や外来生物対策などを講じる必要があります。

(4)生活環境の保全

- ①本市では、概ね環境基準を達成している状況にありますが、自動車等の利用に伴う騒音・振動、生活排水による水質汚濁、飲食店等からの悪臭など日常生活における「都市型公害」への対応が課題となっています。
- ②今後も、本市の環境の監視を継続するとともに、工場・事業所等に対する指導や市民への啓発を図り、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる「安心安全な生活環境」の保全を図る必要があります。

(5)環境保全活動への取り組み

- ①環境問題は、身近な生活環境から地球規模の環境まで多種多様化しています。一人一人が環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

(6)汚水の適正な処理

- ①本市では、汚水など生活排水は公共下水道や合併処理浄化槽などで処理されて水路や河川へと流れています。
今後も、河川などの水質保全のため持続的に適切な処理を行うとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽などの普及促進による汚水処理人口の拡大を行う必要があります。

施策の方向性

(1)脱炭素社会^(注2)の実現を目指した気候変動対策

- ①将来の脱炭素社会の実現を目指し、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化対策に努めます。
- ②農作物被害対策や大雨などの災害対策などの気候変動への適応策の推進に努めます。

(2)持続可能な循環型社会^(注3)の構築

- ①より一層のごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害に係る災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築に努めます。

(3)生物多様性を育む豊かな自然環境との共生

- ①自然は多様な生物が生息・生育している場であり、自然を適切に保全・再生することにより生態系バランスを良好に保ち、そして継続的に利用することにより、生物多様性を育む豊かな自然環境との共生に努めます。

(4)安心安全を支える生活環境の保全

- ①一人ひとりが、自然環境の復元力には限界があることを認識し、日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、安心安全な生活環境の保全に努めます。

(5)市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

- ①豊かな自然景観、歴史遺産などの地域資源の価値向上を図ることに努めます。
- ②日常生活や事業活動など、あらゆる場面で環境に配慮した行動を自発的に行える人を育成し、市民、事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくりに努めます。

(6) 効率的汚水処理施設の整備

- ① 公共下水道・合併処理浄化槽などの効率的整備推進により、汚水処理人口の拡大とともに、汚水処理施設の効率的維持管理を行い、持続的に河川などの水質保全に努めます。

関連する個別計画

福島市環境基本計画 福島市脱炭素社会実現実行計画
福島市一般廃棄物処理基本計画 福島市循環型社会形成推進地域計画
福島市下水道ビジョン

関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

用語解説

- (注2) 脱炭素社会：14ページ参照。
(注3) 循環型社会：14ページ参照。

18. 良質な水道水の安定供給

目指す姿

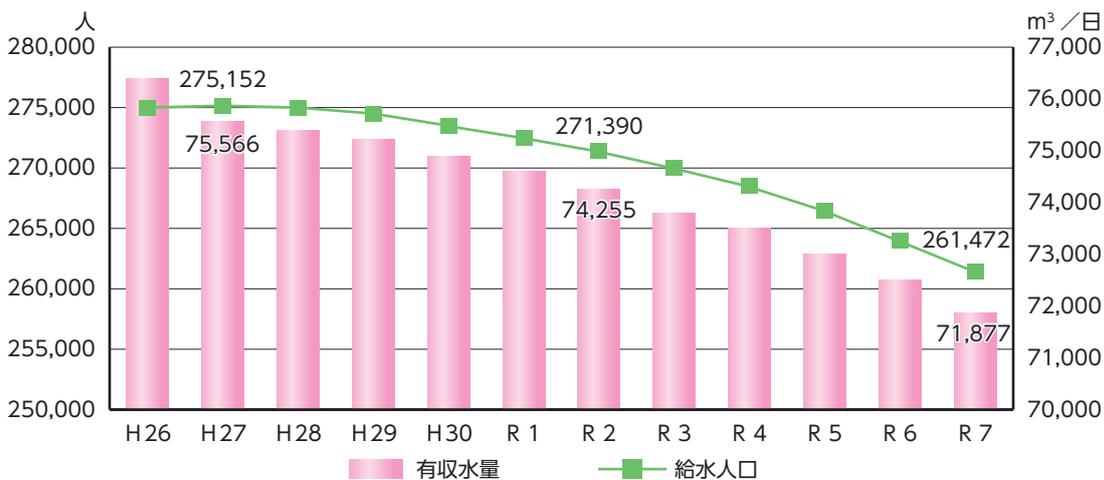
本市が誇る良質でおいしい水に理解と関心が深まり、さらに多くの方に使用されるとともに、地震等の災害が発生しても安定して供給されます。

現状と課題

(1) 水需要の減少対策

- ①人口減少による水道料金収入の減少から、今後の財源確保が困難な状況が想定されます。財源不足により施設更新が計画的に実施できなくなることで老朽化が加速し、漏水事故等の増加による有収率^(注59)の低下など水道経営への影響が懸念されます。水道経営の基盤強化のためには、ICT^(注1)の活用など業務の効率化を行っていく必要があります。

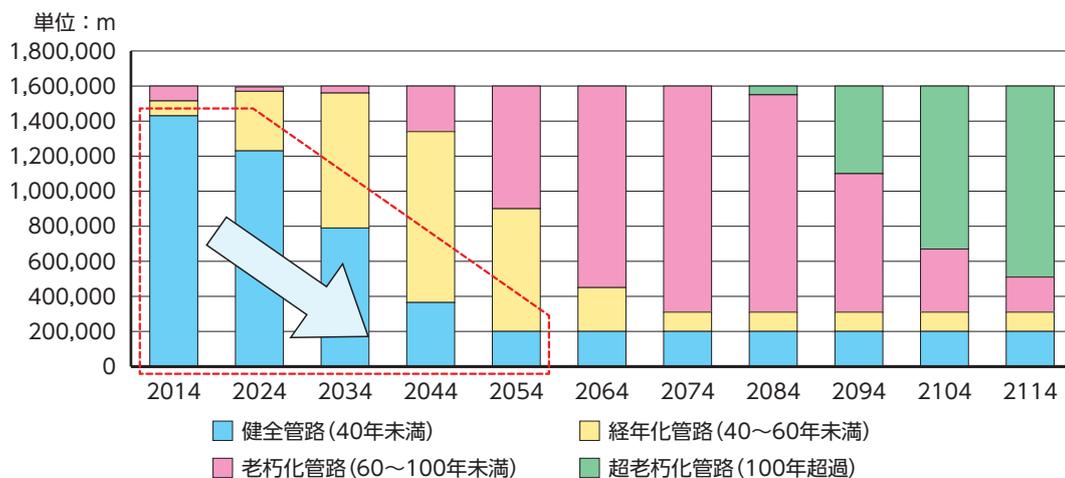
【給水人口と有収水量^(注60)の予測(ふくしま水道事業ビジョンによる)】



(2) 災害対策の強化

- ①東日本大震災により被災した本市においては、地震等の自然災害に強い水道システムの構築も命題となっています。そのため、施設更新が必須事項となりますが、総額1,900億円余と試算されている更新需要^(注61)を賄うだけの財源を確保する必要があります。

【管路健全度予測(ふくしま水道事業ビジョンによる)】



施策の方向性

(1) 水需要減少の抑制

- ①国際味覚審査機構での優秀味覚賞二つ星の獲得やモンドセレクション4年連続最高金賞受賞など、「世界が認めた」ふくしまの水のブランド力を生かした福島市のおいしい水のPRにより、多くの市民に理解と関心を深めていただき、水道水への信頼につなげることで使用者の水道離れ抑制を進めるとともに、配水管布設工事助成制度等の上水道切替促進に取り組みます。

(2) 老朽施設の更新と耐震化の推進

- ①災害に強い水道の構築を目指し、重要施設である基幹施設^(注13)と基幹管路^(注14)の計画的な更新に取り組み耐震化を図ります。
- ②限られた財源の中で効率的に施設の更新を実施するため、水道施設情報管理システム^(注62)等を活用して更新計画の精度を向上させるとともに、予防保全型の維持管理に取り組み、漏水防止に努めるなど長寿命化を図ります。

関連する個別計画

ふくしま水道事業ビジョン(福島市水道事業基本計画)

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

用語解説

- (注1) ICT：14ページ参照。
- (注13) 基幹施設：46ページ参照。
- (注14) 基幹管路：46ページ参照。
- (注59) 有収率：
有収水量が総配水量に占める割合。
- (注60) 有収水量：
水道料金徴収の対象となる水量。
- (注61) 更新需要：
施設などを更新するために必要となる費用。
- (注62) 水道施設情報管理システム：
令和元年10月施行の改正水道法に規定された水道施設台帳に該当し、本市水道局が所有する膨大なデータを総合管理するマッピングシステム。

19. 都市緑化・景観形成の推進

目指す姿

美しく豊かな自然を守りながら、未来に伝えたいふるさとの景観とゆとり、潤いのあるまちに暮らしています。

現状と課題

(1) 都市緑化・保全の必要性

- ①身近な緑は、日常生活にゆとりや潤いを与えることから、より緑を増やし市民に親んでもらうため、地域に密着した都市の緑化と保全が求められています。
- ②公園は、次代を担う子どもたちの健全な発育に欠くことのできない施設であるとともに、健康づくりや地域のふれあい・癒しを与える場としての役割も担っており、また、ヒートアイランド現象^(注63)の緩和にも効果があることから、快適な都市環境の形成を図るうえでも公園等の緑化が求められています。

(2) 公園施設の現状と安全性・快適性の低下

- ①本市で管理する都市公園の約半数は、開設後30年～55年が経過しており、遊具やトイレ等の公園施設の老朽化が進み、劣化や損傷が見られます。また、災害時には避難場所等になることから、公園利用者の安全性や快適性の向上が求められています。

(3) 新しい生活様式に適応した公園利用の必要性

- ①コロナ禍においては、健康的な生活を支える身近な場所として、屋外での散歩や運動などができる公園の重要性が高まっていることから、新しい生活様式に適応した公園の利用推進を図る必要があります。

(4) 眺望や景観の保全

- ①本市は緑豊かで自然環境に恵まれています。都市化の進展などにより街なみの景観や郊外部の豊かな自然の眺望が損なわれていくことが懸念されています。
- ②「福島らしさ」を演出する、人とまちと自然が調和した景観資源と眺望を守る必要があります。
- ③地域に調和した魅力ある景観を、みんなで守り育てるまちづくりが求められています。

施策の方向性

(1) 市民との共創による緑化・保全等の推進

- ①緑豊かな花のまちづくりを実現するため、公園や道路、オープンスペース^(注64)などの緑化に努めるとともに、家庭や地域における緑化活動などを通じ、市民との共創による都市緑化及び花による癒しや来訪者へのおもてなしを推進します。

(2)公園施設の安全性・快適性向上の推進

- ①人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、公園利用の状況、長寿命化対策^(注65)の緊急性を加味しつつ、利用者の安心安全を確保するよう公園施設の点検、修繕・補修等を実施します。
- ②最新の安全基準に準拠した施設更新を行うことで安全性・快適性の向上を推進します。

(3)新しい生活様式に適応した公園利用の推進

- ①コロナ禍の公園利用については、3密回避のため、空いた時間の利用呼びかけや、必要に応じ入場者数の制限を行う等とともに、各利用者に対して基本的な感染対策等の徹底を喚起しながら、公園利用の推進を図ります。

(4)「福島らしさ」を生かす景観形成の推進

- ①市街地の魅力あふれる街なみ形成や、地域の特性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ②「福島らしさ」は本市特有の地形、自然、まちの歴史、そして市民生活から生み出され、これらを守り育て、みんなの共有財産になりうる景観形成の推進を図ります。
- ③ふくしま景観100選などの啓発により、市民意識の向上を図ります。

関連する個別計画

福島市都市マスタープラン	福島市公園施設長寿命化計画
福島市景観形成基本計画	福島市景観まちづくり計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

用語解説

- (注63) ヒートアイランド現象：
緑地や水面の減少、地面がアスファルトやコンクリートに覆われることなどにより、熱がこもり郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象のこと。
- (注64) オープンスペース：
公共性の高い緑地や空き地のこと。
- (注65) 長寿命化対策：
公園施設の定期的な健全度調査や修繕・補修・更新などを計画的に行うことで、利用者の安全確保や施設の耐用年数の延伸を図ること。

20. 快適な住環境の形成

目指す姿

良好な住宅・住環境で、誰もが安心して安全に暮らしています。

現状と課題

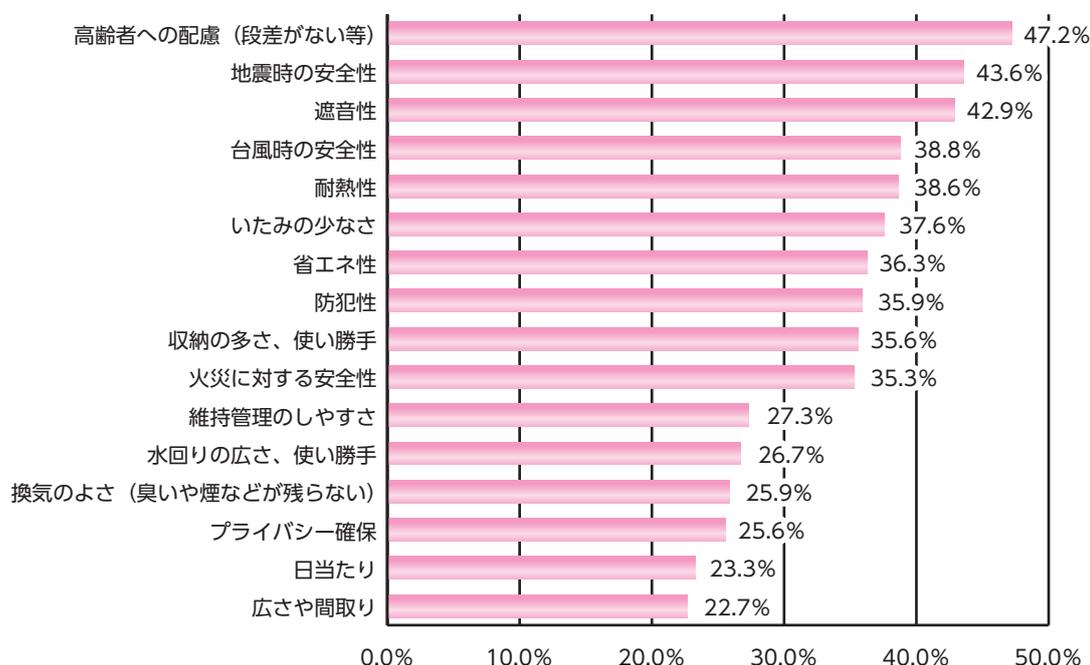
(1) 少子高齢化の進行

- ①少子高齢化が進行しており、若年世帯・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を確保する必要があります。

(2) 災害への対応と環境への配慮

- ①自然災害が頻発化、激甚化しており、地震等の災害に強く、耐久性や省エネルギー性にも優れ、環境にも配慮した良質な住宅が求められています。

【住宅の個別要素に対する不満率】



資料：住生活総合調査(平成30年)

(3) 空き家の増加

- ①本市の空き家数は増加し、少子高齢化により今後も増加すると推測されており、空き家の状況に応じた対策や、多様な居住ニーズに対応するため、既存住宅の流通を促進する必要があります。

【空き家総数の推移】

空き家総数(戸)		
平成25年	平成30年	増△減
15,840	17,070	1,230

資料：住宅・土地統計調査(平成30年)

(4)市街地の低密度化と地域の特性を踏まえた住環境

- ①少子高齢化による単身世帯や空き家等の増加に伴い、市街地が低密度化しまちの活力低下や地域コミュニティの衰退が懸念されており、人口減少に備えたコンパクト・プラス・ネットワーク^(注66)のまちづくりが必要です。
- ②本市は中心市街地をはじめ、周辺の住宅地、農村集落など地域ごとに特性が異なり、それらの特性を踏まえた住環境づくりが求められています。

(5)住宅セーフティネットの必要性

- ①低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保が難しい方のため、市営住宅など住宅のセーフティネットを確保する必要があります。

施策の方向性

(1)子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる住宅・住環境の形成

- ①若年世代が定着し、子育て世帯や高齢者等が安心して安全に暮らせる住宅・住環境の形成を図ります。

(2)災害に強く環境にも配慮した住宅・住環境の実現

- ①木造住宅の耐震化や長期にわたり良質な状態で活用される住宅の普及・促進などを通じて災害に強く環境にも配慮した良質な住宅の普及に努めます。
- ②土砂災害や大規模浸水などの災害リスクの高い区域での住宅等の建設の抑制や被害発生未然防止に取り組みます。

(3)空き家対策の推進と既存住宅の利活用

- ①民間と連携した相談体制を構築し、空き家の把握・情報共有に取り組みながら、管理不全空き家^(注67)の所有者に対して適正管理の依頼・指導を行い、改善されない場合は必要な措置を実施します。
- ②良質な空き家は空き家バンク^(注68)による市場流通を図り、リフォーム等が必要な空き家は国・県の補助事業などによる支援を行いながら空き家の活用を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応するため既存住宅の流通を促進します。

(4)街なか居住の推進と地域の特性を踏まえた住環境づくり

- ①街なか居住を推進し、地域の活力を維持するため、コンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な集約型への市街地形成に向け誘導します。
- ②本市が持つ豊かな自然環境や地域の特性を踏まえた住環境づくりを推進します。

(5) 安定した住宅の確保

- ①誰もが安定した生活を送ることができるよう市営住宅など住宅セーフティネットの確保に努めます。
- ②誰もが安心して暮らせる住宅を目指し、市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、適正管理・早期修繕により長寿命化を図り、既存ストックを最大限活用しながら、老朽化した市営住宅の建て替えの方向性を検討します。

関連する個別計画

福島市住宅マスタープラン	福島市空家等対策計画
福島市市営住宅長寿命化計画	福島市都市マスタープラン
福島市立地適正化計画	福島市中心市街地活性化基本計画
福島市耐震改修促進計画	

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

- (注66) コンパクト・プラス・ネットワーク：
人口減少や高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
- (注67) 管理不全空き家：
管理がされていない、もしくは管理が不十分な状態の空き家。
- (注68) 空き家バンク：
一戸建て空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者から提供された情報を集約し、空き家を買いたい・借りたいと考えている希望者に紹介する制度。

21. 就労の支援と雇用の創出

目指す姿

若者や女性、高齢者や障がいのある人など、誰もが雇用の機会に恵まれて、安心して働いています。

現状と課題

(1) 若年者の雇用確保

- ①年少人口や生産年齢人口の減少が進行しており、今後の地域を支える労働力人口の減少が危惧されています。
- ②本市の将来を担う若者等に地元企業の魅力を発信し、地元企業への就職・定着の支援に取り組む必要があります。

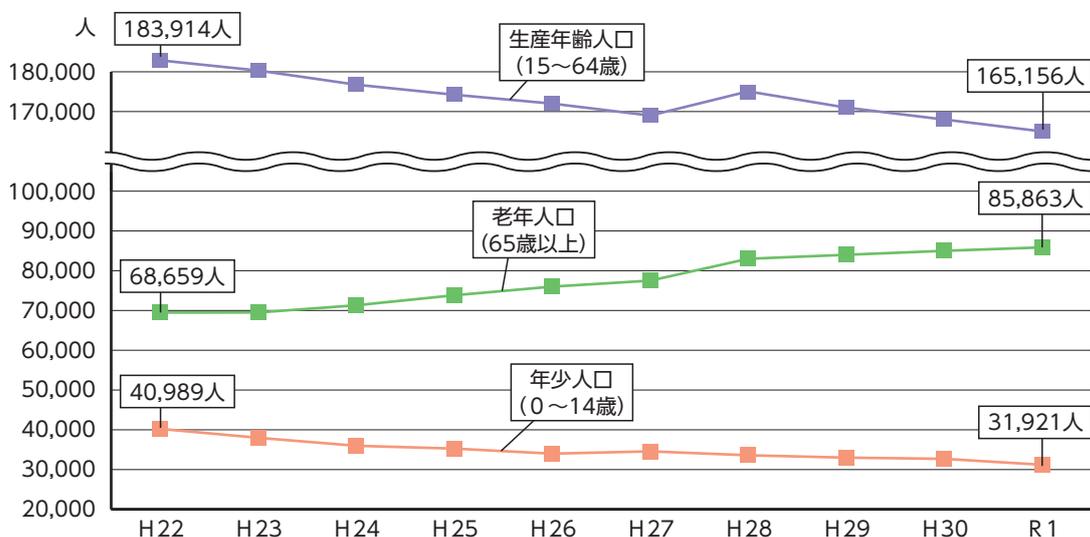
(2) 女性の就労環境整備

- ①女性の就業率が上がっている一方、管理職への登用や女性が働きやすい職場環境の整備については遅れている状況にあります。
- ②女性が生涯安心して働くことのできる職場環境を確保する必要があります。

(3) 多様な人材の雇用確保

- ①慢性的な人手不足が続く中、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの能力を發揮できる場を求めています。求職者が求める職種と求人企業との不一致や雇用のミスマッチが続いているため、すべての労働者にとって働きやすい職場環境の確保が求められています。

【年齢3区分別人口の推移(各年5月1日現在)】



資料：福島県「福島県の推計人口」

(4)雇用環境の悪化

- ①新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済への影響については注視すべき状況にあり、今後雇用環境が悪化することが懸念されています。

施策の方向性

(1)若年者の雇用促進

- ①若年世代に定着してもらうために、地元企業へ働きかけ、学生の職場体験や就労機会の創出に努めます。
- ②地元企業の魅力や情報の発信を強化し、地元企業と就労希望者とのマッチングにつなげ、雇用の促進と安定を図ります。

(2)働く女性の支援

- ①働く女性が能力を発揮できる社会づくりに取り組み、女性の雇用、職域拡大、管理職登用、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ②女性の創業を応援するなど、さらなる社会進出を支援します。

(3)高齢者や障がいのある人の雇用促進

- ①貴重な働き手である高齢者や障がいのある人が働きやすい職場環境の整備が、みんなが働きやすい職場環境につながることから、積極的に雇用に取り組む企業の認証を推進するなど、高齢者や障がいのある人のさらなる雇用促進を図るとともに、すべての労働者が能力・意欲を十分生かすことができる環境整備を進めます。

(4)雇用機会の創出

- ①企業誘致の推進、既存産業の振興と成長産業の支援などにより、企業の事業拡大を促進し、求職者が求める多様な雇用機会の創出を図ります。
- ②企業のオンラインによる採用活動など、雇用の確保に向けた新たな取り組みを積極的に支援し、安定的な雇用機会の提供に努めます。

関連する個別計画

福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)
福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)
福島市障がい者計画
福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画
多文化共生のまち福島推進指針
福島市工業振興計画
福島市中小企業振興プログラム

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

22. 中心市街地の活性化

目指す姿

ふくしまの魅力があふれ、快適でにぎわいのあるまちに住んでいます。

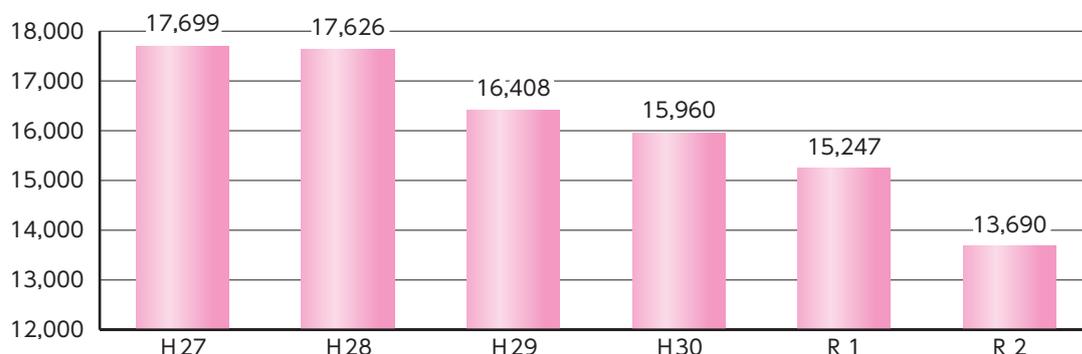
現状と課題

(1) 集客機能の低下

- ① 中心市街地内においては、長年市民に親しまれてきた老舗百貨店の営業終了などにより、福島駅前の魅力が低下しています。多くの人々が昼夜を通じて賑わいや交流活動が活発な「県都ふくしま」にふさわしい中心市街地の形成に向けて、高次の都市機能^(注10)の集積、強化が求められています。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な外出自粛や景気の悪化などの社会情勢により、歩行者・自転車通行量が減少していることから、市内外からの来訪機会の増加や回遊性の向上が求められています。

【福島駅東口周辺における休日の自転車・歩行者通行量(7地点)】

(単位：人/日)



(2) 居住人口の減少

- ① 中心市街地の居住人口の減少が続いており、暮らしの不自由さなどが居住意向の低さとなっていることから、都市機能の充実や居住環境の整備が望まれています。

(3) 商業の魅力低下

- ① 中心市街地における商業環境については、福島駅北側のアオウゼから福島駅南側のこむこむにかけての南北軸と、福島駅前通りのリニューアル整備や大原総合病院の移転などによる東西軸の回遊環境向上に向けた取り組みのほか、商店街における既存店舗への経営支援等の対策に取り組んできたことなどにより、区域内の総店舗数は概ね横ばいで推移していますが、依然として商業の魅力向上への市民要望は高い状況となっています。

- ②中心市街地が地域経済をけん引する拠点としての役割を高めていく上では、既存店舗、低未利用地などの様々な資源を産官学連携等による事業化や起業、新たな進出のフィールドとして機能することが求められています。

施策の方向性

(1)回遊環境の向上

- ①福島駅東口で進められている再開発事業と連携した多様な交流と賑わいを創出する新たな交流・集客拠点施設整備や、市民交流機能などを備えた(仮称)市民センターの整備により回遊拠点の整備を図ります。
- ②再開発事業やコロナ禍による通行量の減少に伴い、駅前通り歩行者天国など道路空間の利活用を検討し、賑わいの創出と集客に向けた取り組みを推進します。
- ③街なか回遊軸の拠点となる新まちなか広場整備や古関裕而^(注6)氏ゆかりの地を活かした周遊バスの運行、歩行者・自転車の快適な通行と車両の円滑な走行を確保するための回遊環境の整備を図ります。

(2)街なか居住の推進

- ①再開発事業等による高次の都市機能集積や利便性の向上による居住環境の整備により、子どもから高齢者まで多世代の都心居住を推進します。

(3)街なかの魅力向上

- ①新たな建物の価値を生み出す空き店舗等のリノベーション^(注23)や新規創業・経営指導支援、商店街の通りをテーマにした取り組み、街なかの地域資源を活用した回遊性の向上につながるイベント開催などを支援します。
- ②賑わい創出のアイデアを持ったやる気あふれる学生のまちづくり活動や異業種間交流による新規出店舗を増やす取り組みなど、新たな魅力の創出を図るエリアマネジメントの推進により街なかの魅力向上を図ります。

関連する個別計画

福島市中心市街地活性化基本計画 福島市都市マスタープラン

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

- (注6) 古関裕而：16ページ参照。
(注10) 高次の都市機能：41ページ参照。
(注23) リノベーション：50ページ参照。

23. 道路交通ネットワークの整備

目指す姿

徒歩、自転車、自動車、公共交通を利用し、安全で快適に都市間・地域間・拠点間を移動できる道路交通ネットワークが形成されています。

現状と課題

(1) 道路ネットワークを取り巻く環境の変化

- ① 福島圏域の高規格幹線道路網は、南北に東北縦貫自動車道、東西には東北中央自動車道が結節しており、一般国道115号相馬福島道路が開通したことにより相馬港と内陸部との連携が一層強化されました。
- ② 本市の幹線道路網は、国道4号や国道13号、国道115号等の幹線道路が中心部から放射状に形成され、これらの道路を結ぶ国道13号福島西道路の南伸や都市計画道路太平寺岡部線などの環状道路の整備が進められています。
- ③ 県都として、広域的な連携・交流が促進され、産業・観光等の発展など、道路の整備にあたっては、長期的な視点に立った将来交通需要や多様な市民ニーズに対応した都市交通計画が求められています。
- ④ 幹線道路の整備に伴う郊外の大規模商業施設の立地など、土地利用の変化により分散化して発生している交通渋滞の緩和、解消施策が求められています。
- ⑤ 近年は地震、大雨等による甚大な大規模自然災害が発生しており、安心安全な生活を確保するため、広域的な避難や支援、緊急物資の輸送や迅速で安定した救急搬送など多くの機能を有する災害に強い道路ネットワークの確立が求められています。



(2) 誰もが安全で快適に通行できる道路空間へのニーズの高まり

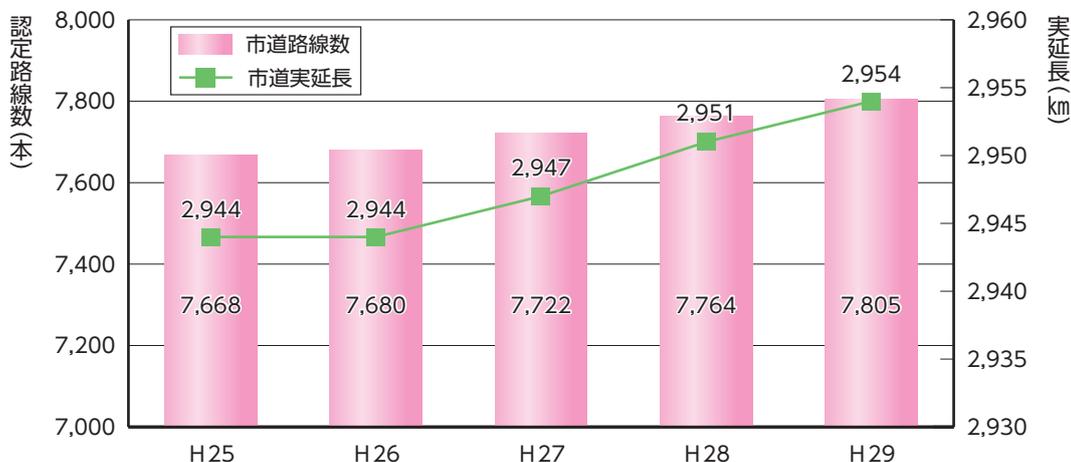
- ① 道路が狭く歩道がない、歩道が狭く車道との段差が大きいなど、高齢者や子どもの通行に支障のある道路の改善が求められています。

- ②歩行者も自転車も安心して通行できる人にやさしい歩行空間の形成に努める必要があります。
- ③道路空間を活用した住民との共創によるまちづくり活動を推進していく必要があります。

(3)道路施設の維持管理コストの増加

- ①人口減少や少子高齢化の進行、さらにはこれに伴う市街地拡大の収束などの社会情勢において、大幅な税収増は見込めない一方で、小規模な宅地開発等により市道認定路線数は増加傾向にあります。
- ②道路施設の老朽化が進行しており、橋梁については、架設年が明らかな橋梁の13%が架設から50年以上経過し、20年後には55%に増加する見込みであり、安心して安全な道路通行環境を確保するため、老朽化対策及び耐震補強等の対策が喫緊の課題となっています。
- ③道路施設の維持管理については、修繕費用の縮減を図るため従来の事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へと計画的な事業の推進が求められており、優先順位の明確化を行い、効率的で効果的な管理を行っていく必要があります。
- ④限られた道路予算の中で、道路の維持管理に対する要望に的確に対応していくには、公平性の確保や業務の効率化に取り組んでいく必要があります。

【市道認定路線数と市道実延長の推移(各年4月1日現在)】



資料：福島市統計書(平成29年版)

施策の方向性

(1)県都を支える機能的な道路ネットワークの形成

- ①沿道環境と一体となった土地利用を図るとともに、市街地における広域拠点や地域拠点等の形成に向けて、国道13号福島西道路など骨格となる道路網を整備促進し、人と車が共存でき、アクセスしやすく、回遊しやすい道路・交通環境づくりを推進します。

- ②人やモノの円滑な移動を確保するため、交通・物流拠点から高速道路等へのアクセス性や現状の都市計画道路の整備状況を踏まえて、効率的・効果的な道路・環状道路整備を選定し、機能的な都市計画道路網の見直しを検討します。
- ③都市計画道路の整備促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図りつつ交通渋滞の緩和、解消を目指します。
- ④近年の激甚化する地震災害や風水害・土砂災害などの大規模自然災害に対し、国土強靱化^(注69)を推進し住民の生命と財産を守り都市機能を維持するため、災害時の経済や生活の確保、救急搬送の時間短縮による救命率の向上など、平常時・災害時を問わず安定的に機能する道路ネットワークの整備を推進し、ライフラインの確保や防災機能など、多様な機能を発揮する道路ネットワークの強化を図ります。

(2) 誰もが安全で快適に利用できる福島らしい道路空間の創出

- ①道路の拡幅や歩道設置、段差解消など、人にやさしい歩行空間を形成し、子どもを事故から守り高齢者や障がい者が安心して安全に利用できる道路環境の整備を推進します。
- ②公共公益施設周辺の道路など、バリアフリー化を推進します。
- ③快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくりを推進します。
- ④個性ある街なみづくり、景観に配慮した公共空間づくり「ふくしま花回廊」などと連携して、住民の発意による主体的なまちづくり活動を推進し、公共空間の活用を促進しながら、にぎわいのある歩行空間の形成を図ります。
- ⑤近年のボランティア活動の活性化やまちづくり活動への参加意欲の高まりなどを背景に、地域の方々が「みち」を慈しみ道路の清掃・美化活動を行う道路愛護活動を支援します。

(3) 持続可能な道路施設の維持管理の促進

- ①安心して安全に利用できる道路環境を保全し、適正な維持管理に努めます。
- ②橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策及び耐震補強対策により長寿命化を図るなど、効率的・効果的な管理によって、更新時期の平準化、総工事費の縮減に取り組めます。
- ③大規模自然災害に対応できるよう、道路施設の点検及び計画的な補修・補強を促進します。
- ④道路維持管理における市民からのニーズなどを総合的に判断するなど、維持管理修繕箇所の優先順位の明確化を目指します。
- ⑤「ICT^(注1)による道路維持管理業務の効率化」を目指し、モバイルアプリケーション「LINE」を活用した市民通報システムの積極的な活用を図ります。

関連する個別計画

福島市国土強靱化地域計画
 福島市都市マスタープラン
 福島市通学路交通安全プログラム

福島市橋梁長寿命化修繕計画
 福島市バリアフリーマスタープラン

関連する基本方針

- 暮らしを支える安心安全のまち
- 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- 効率的で質の高い行財政経営

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注69) 国土強靱化：
大規模自然災害等への備えとして、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時からつくりあげていくこと。

24. 公共交通網の充実

目指す姿

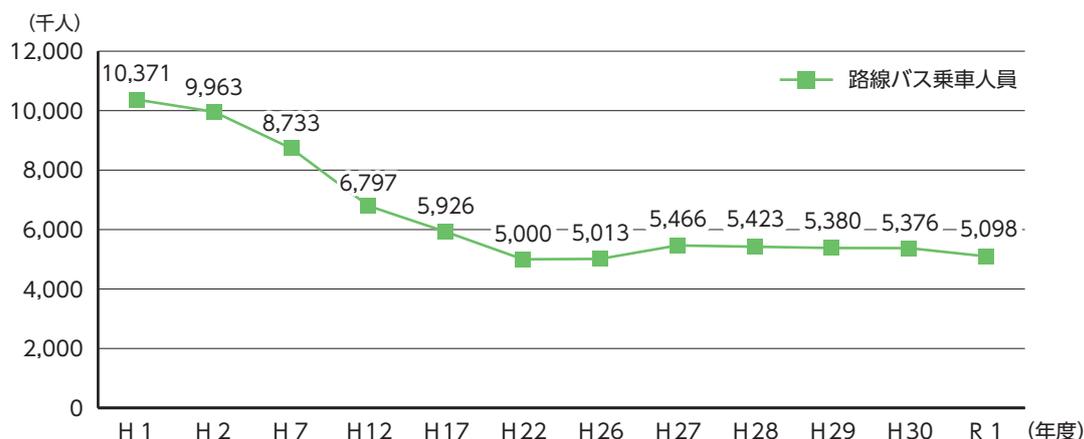
高齢者、障がい者、子育て世代等を含めたあらゆる利用者の目線に立った公共交通網が形成され、豊かで暮らしやすい地域社会が実現されています。

現状と課題

(1) 公共交通利用者の減少と将来的な移動手段の確保

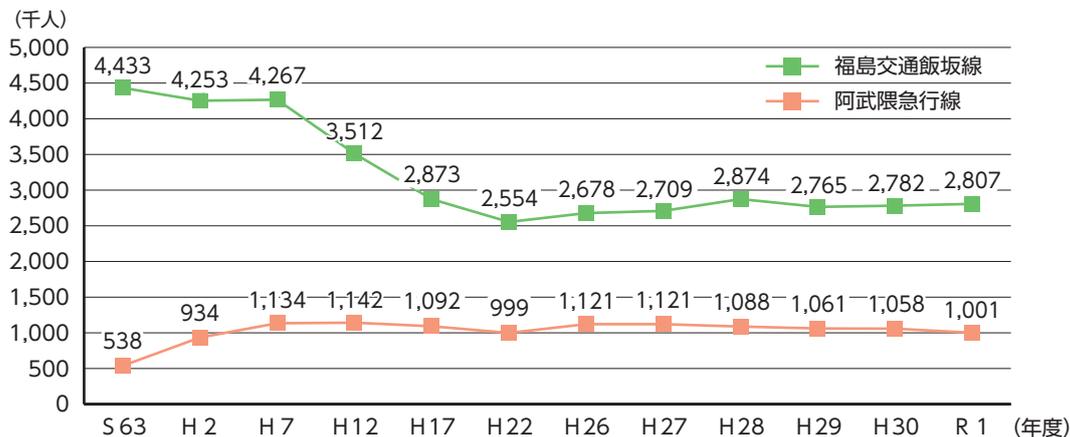
- ①人口減少や少子高齢化の進行、モータリゼーションの進展、コロナ禍における移動手段の転換などによる公共交通利用者の減少等により、公共交通の維持・確保が求められています。
- ②増加する高齢者の運転免許証の返納への対応等、地域の暮らしと産業を支える移動手段の確保が求められています。

【路線バス乗車人員】



資料：福島交通株式会社

【市内鉄道乗車人員(福島交通飯坂線、阿武隈急行線)】

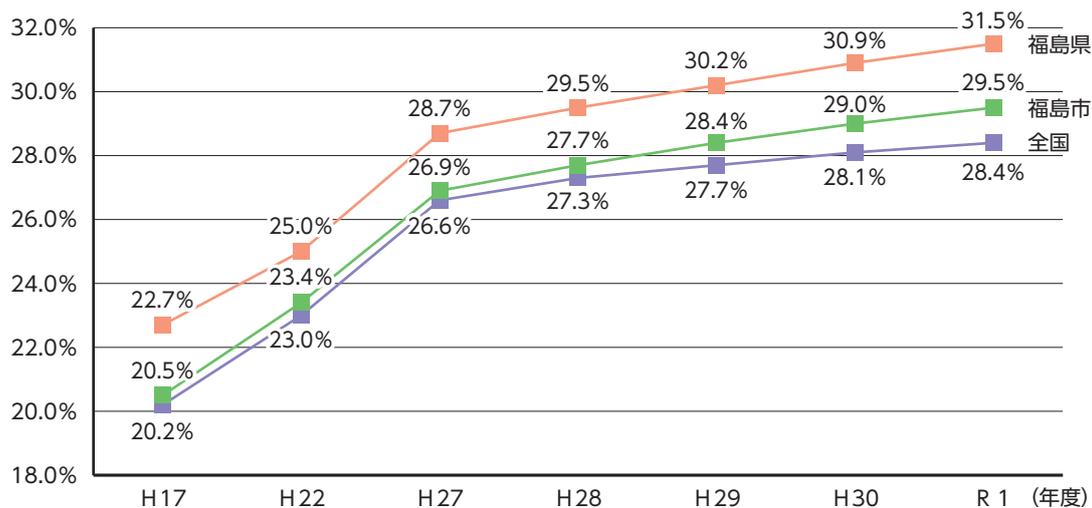


資料：福島交通株式会社、阿武隈急行株式会社

(2) 高齢化社会の進行とバリアフリーの促進

- ①本市の高齢化率は30%に近付き、超高齢化社会を迎えていることから、市域内の移動の円滑化の必要性が高まっており、ハード・ソフト一体的にバリアフリー化に取り組むことで、高齢者や障がい者等が積極的に地域社会に参加・貢献できる、共生社会の構築が求められています。

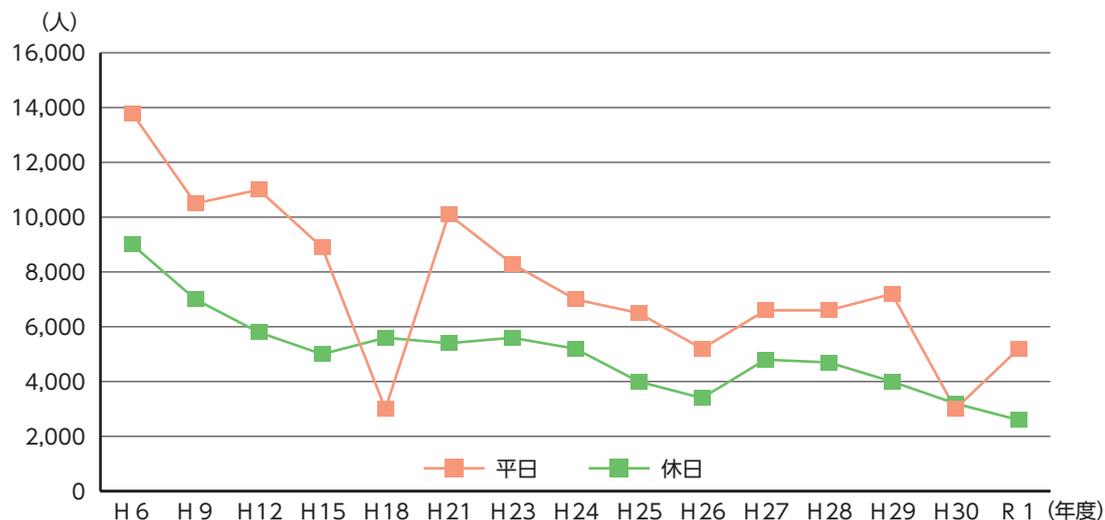
【高齢化率(%)】



(3) 放置自転車の継続的な対策と自転車活用の推進

- ①自転車駐車場において、適正な利用の啓発などを行っていますが、長期放置自転車が減少していないことから、新たな自転車駐車システムの構築が求められています。
- ②自転車は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい乗り物であるとともに、コロナ禍における自転車での移動は、人との接触が低減されることから、新しい生活様式と併せ、一層の自転車活用の推進が求められています。

【自転車通行量調査】



施策の方向性

(1) 持続可能な公共交通網の整備

- ①地域社会の変化に柔軟に対応するべく、他の施策との連携や様々な主体の参画による持続可能な公共交通網の整備や交通結節点における施設の充実などの強化を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に取り組みます。
- ②公共交通の空白地帯を解消するため、小規模需要エリアにおける地域と行政が支える持続可能な新たなモビリティ^(注70)の導入により、持続可能な公共交通網の構築を目指します。
- ③鉄道・バス等、様々な移動手段を連携・補完した自然災害リスクに強い公共交通ネットワークの構築を図ります。

(2) 高齢者等の移動手段の確保

- ①高齢化社会に対応するため、誰もが利用しやすい公共交通を目指した、公共交通施設のバリアフリー化とあわせて、小規模需要エリアにおける地域と行政が支える持続可能な新たなモビリティの導入等により、高齢者等交通弱者の移動手段の確保を図ります。

(3) 自転車利用環境の促進

- ①自転車駐車場の適正な配置の検討及び運営方針の見直しを行います。
- ②利用者のニーズに対応したレンタサイクルの電動化などの新規サービスの導入や、福島駅とその周辺や放射状に広がる道路走行空間の整備などを検討し、自転車の利用促進や市民の健康増進を図ります。

関連する個別計画

福島市地域公共交通網形成計画 福島市都市マスタープラン
福島市立地適正化計画 福島市バリアフリーマスタープラン
福島市自転車利用環境総合整備基本計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

(注70) モビリティ：
乗り物。移動手段。

25. 移住定住・関係人口の拡大

目指す姿

本市の魅力が市内外に発信され、人・物・情報・文化が活発に行き交うことで、多様で継続的な関係性を有した関係人口^(注26)が創出・拡大されています。

また、本市への関わりの想いが強くなり、多くの人々が他地域から本市に移住定住、滞在しています。

現状と課題

(1) 総人口の減少と少子高齢社会

- ①人口が減少している中、本市が今後も都市の活力を維持するためには、市民や企業、NPO、行政など多様な主体による市域を越えた連携と交流を進める必要があります。
- ②定住人口を維持するため、人口の流出を防ぐだけでなく、次世代を担う人材を継続的に取り込む必要があります。
- ③定住人口の維持及び少子化に対応するため、独身男女の出会いの場を提供し、結婚を後押しする必要があります。

【福島市の人口動態の推移】

(単位：人)

区分	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
人口増減	△ 864	△ 5,526	△ 2,850	△ 650	△ 178	57	△ 1,535	△ 2,044	△ 2,163	△ 2,155
社会動態	増減	△ 464	△ 4,755	△ 1,864	226	751	954	△ 483	△ 951	△ 779
	転入	9,251	8,979	8,912	9,796	10,099	10,804	9,815	9,511	9,269
	転出	9,715	13,734	10,776	9,570	9,348	9,850	10,298	10,462	10,048
自然動態	増減	△ 400	△ 771	△ 986	△ 876	△ 929	△ 897	△ 1,052	△ 1,093	△ 1,384
	出生	2,417	2,171	1,935	2,203	2,154	2,255	2,094	2,077	1,889
	死亡	2,817	2,942	2,921	3,079	3,083	3,152	3,146	3,170	3,273

【福島市の社会動態内訳の推移】

(単位：人)

区分	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
県内増減	366	624	463	555	411	597	285	209	400	325
(県内他市町村より転入)	4,106	4,468	3,895	4,115	4,035	4,328	4,170	4,227	4,205	4,011
(県内他市町村へ転出)	3,740	3,844	3,432	3,560	3,624	3,731	3,885	4,018	3,805	3,686
県外増減	△ 830	△ 5,379	△ 2,327	△ 329	340	357	△ 768	△ 1,160	△ 1,179	△ 826
(県外より転入)	5,145	4,511	5,017	5,681	6,064	6,476	5,645	5,284	5,064	5,152
(県外へ転出)	5,975	9,890	7,344	6,010	5,724	6,119	6,413	6,444	6,243	5,978

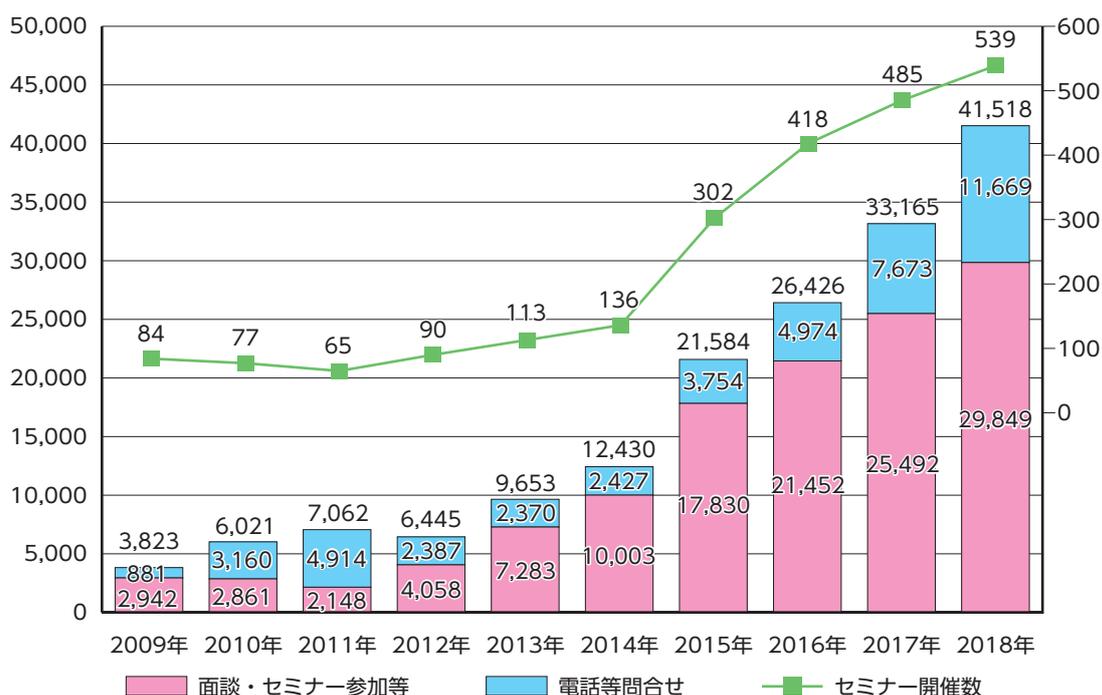
(2) 都市間交流の充実

- ① 友好都市や交流都市との交流や民間団体と行政が一体となりながら、多様な交流を進めている中、交流先との間でお互いにメリットを享受できる持続可能な交流が求められています。
- ② 交流範囲・対象を拡大できる新たな交流手法を模索し、関係人口の創出・拡大を図る必要があります。

(3) 地方への回帰志向への対応

- ① 都市住民の地方への移住定住の志向が高まり、その受け皿として自治体間・地域間での競争は一段と厳しさを増してきている中、本市でもさらなる移住・定住の促進が求められています。
- ② 多様な交流の中で本市固有の資源や生活文化、暮らしやすさを発信するとともに移住定住の受入体制を整備することにより「人々に選択される都市」を目指す必要があります。

【認定NPO法人ふるさと回帰支援センター(東京)来訪者・問い合わせ数(移住相談者)の推移】 (単位:人、件)



施策の方向性

(1) 総人口の減少と少子高齢社会への地域の対応力向上

- ① 市民が交流事業に参加しやすい環境を整備するとともに、その主体的な交流事業を支援し、持続可能で多様な地域間の連携と交流を推進します。
- ② 次世代を担う人材を継続的に取り込むとともに定住へと結びつける取り組みを推進します。

- ③独身男女の出会いの場を創出するとともに、結婚へと結びつける取り組みを推進します。

(2) 都市間交流の推進

- ①友好都市や交流都市との継続した交流や民間での自立した交流活動への発展を視野に、交流先と交流のメリットを享受できる持続可能で効果的な交流テーマの設定により都市間交流を進めます。
- ②交流範囲・対象を拡大し、新たな交流を生み出すことにより関係人口の拡大を図るとともに本市へのふるさと納税や地域活動への参加を促します。

(3) 移住定住の促進

- ①本市固有の資源や生活文化、暮らしやすさなどの本市の魅力や移住定住に必要な情報の発信及び移住定住に関する相談体制を強化します。
- ②住環境整備や雇用・就労支援、空き家や空き店舗などの遊休施設の利活用などの受入体制の整備や経済的支援の強化を図ります。
- ③若年者、結婚、子育て、セカンドライフなどのライフステージごとの支援やテレワークなどの新たな働き方を支援するなど、一人ひとりのライフスタイルに沿った総合的な支援を行います。
- ④多様な交流により関係人口の創出・拡大を図り、その関係性を継続することで、将来的な移住定住へと結びつける取り組みを推進します。

関連する個別計画

福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)
福島市中小企業振興プログラム 福島市観光振興計画
福島市住宅マスタープラン 福島市空家等対策計画

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

(注26) 関係人口：50ページ参照。

26. 農林業の振興

目指す姿

魅力と活力にあふれ、次世代へ向け持続成長する農林業が営まれています。

現状と課題

(1) 農業者の高齢化と後継者不足

- ①本市の農業は、基幹産業のひとつとして市勢伸展の礎となってきましたが、農業者の高齢化や後継者不足により農家数や経営耕地面積が減少し、耕作放棄地が増加しています。
- ②意欲ある担い手の確保・育成や、多様な人材が農業で活躍できる取り組みを行う必要があります。

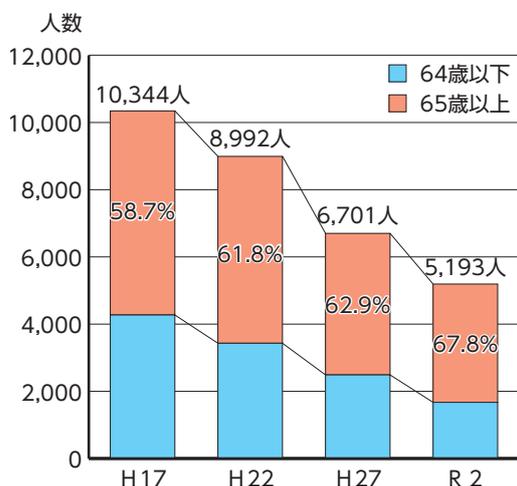
(2) 農業所得の向上と各種リスクへの対応

- ①農業所得の向上を図るため、生産性・収益性向上などによる農業経営の強化が求められています。そのためには、農地の集積・集約、生産基盤の整備、スマート農業(注22)、6次産業化などを推進する必要があります。
- ②様々なリスク(気候変動や台風などの自然災害、新型コロナウイルス感染症など)に対応した経営を支援し、農業経営の安定化に取り組む必要があります。

(3) 農村環境の多面的機能の維持・発揮

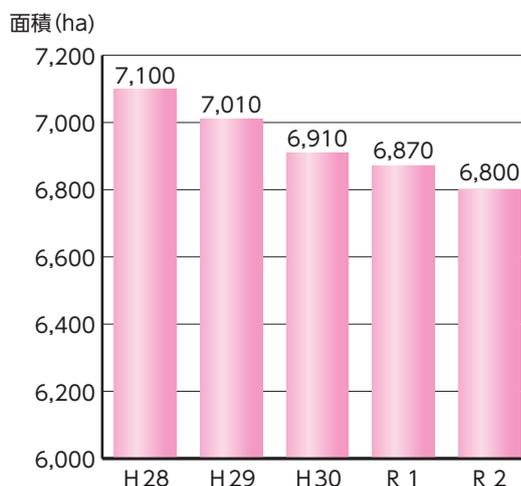
- ①農業・農村は、多面的機能(注71)を有することから、ため池や農業用水路、取水堰などの農業水利施設の適切な維持管理のほか、耕作放棄地の発生防止や有害鳥獣対策などの農村環境の保全と、農村のコミュニティの維持、活性化の必要があります。

【農業就業人口(販売農家)と高齢化率】



資料：世界農林業センサス・農林業センサスより
令和2年は福島市による推計値

【耕地面積】



資料：農林水産統計「耕地面積調査」
各年7月15日(令和2年は福島市による推計値)
※耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地の面積

(4) 農産物の安全性確保・品質向上と販路拡大

- ①農産物の安全性確保や品質向上が求められており、気候変動対策のほか、農業経営の改善や効率化も期待できるGAP(注72)認証取得等を促進する必要があります。
- ②農産物のブランド力向上や地産地消による消費拡大に加え、SNS(注31)の活用などによる農産物の販売方法の多角化を推進する必要があります。

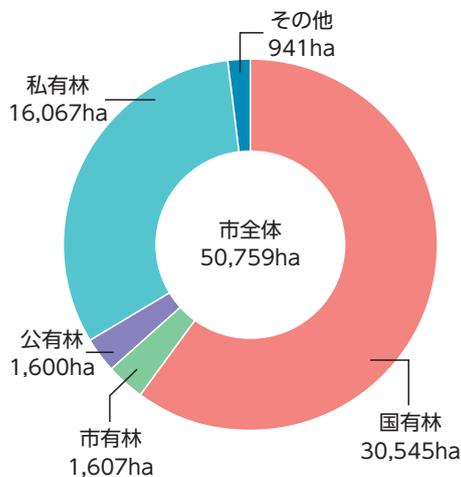
(5) 森林管理の状況

- ①私有林の中には、管理が十分に行われていない森林があり、樹木の除伐や間伐など森林施業を行う必要があります。
- ②森林施業の作業効率を高めるためには、林道等の林業施設を整備・維持管理し、林業経営を支援する必要があります。

(6) 森林の多面的機能の低下

- ①森林の有する国土保全、水源かん養、地球温暖化防止などの多面的機能の発揮に向けて、森林環境を整える必要があります。
- ②森林を守り育て次世代に受け継ぐためには、森林保全に対する意識を醸成する必要があります。

【森林面積】



資料：令和元年福島県森林・林業統計書
(平成30年度)より

【林家数(1ha以上)と林業経営体数】



資料：世界農林業センサス・農林業センサスより
令和2年は福島市による推計値
※林家：保有山林面積が1ha以上の世帯

(7) 関係機関との連携

- ①農林業の振興を図るため、農業委員会、JA、森林組合など農林業関係機関等の連携を強化する必要があります。
- ②本市と福島大学食農学類との連携を深め、修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興など、活力ある地域づくりに取り組む必要があります。

施策の方向性

(1) 農業担い手の育成と多様な人材の活躍促進

- ①農業の持続的発展を図るため、後継者をはじめとする新規就農者の支援や意欲ある担い手の確保・育成に努めます。
- ②農福連携、移住・定住者の就農促進、異業種からの農業参入など多様な人材が農業で活躍できる取り組みを推進します。

(2) 農業経営の強化

- ①農地の集積・集約や生産基盤の強化による経営規模拡大、スマート農業の推進による農作業の省力化など生産性と収益性の高い農業の実現に努めます。
- ②農産物のブランド化、6次産業化の推進など農作物の高付加価値化を図り農業経営の強化に努めます。
- ③人口減少時代に対応した作物転換や気候変動などのリスクに対応した経営を支援するとともに、収入保険等への加入促進など経営の安定化に努めます。

(3) 農村環境の保全と活用

- ①農業資源の適切な維持管理と耕作放棄地の発生防止と再生、有害鳥獣対策などにより農村環境を保全し、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させます。
- ②農村交流の活性化や観光との連携、再生可能エネルギーの導入など農村環境の活用を図ります。

(4) 農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大の推進

- ①病虫害防除対策や気候変動対策、放射性物質対策のほか、GAP認証取得等を促進し、適切な生産工程管理を普及するなど、農産物の品質の維持向上と安全性の確保に努めます。
- ②産地支援によるブランド力向上や地産地消、多様な販路確保・拡大に努めます。
- ③効果的なPR活動、風評払拭などに取り組み消費拡大を図ります。

(5) 森林の適切な管理と林業の支援

- ①市有林を適切に維持管理するほか、私有林は森林経営管理法に基づく森林整備と経営管理を計画的に進めるとともに、木材の利用促進に努めます。
- ②林業の生産性、収益性を確保するため、林道等の林業施設の整備・維持管理に努め、林業の担い手となる意欲ある林業従事者の確保・育成を図り、多様な人材が林業で活躍できる取り組みを推進します。

(6) 森林環境の保全と森林環境教育の推進

- ①森林経営体による森林の伐採・造林・保育などの森林施業を推進し、森林資源の循環と健全な森林環境の維持に努めます。
- ②森林学習や林業体験などを通じて自然環境への理解や関心を促し、森林保全の重要性の普及啓発に努めます。

(7) 農林業振興のための連携推進

- ① 国・県のほか専門的な知見を有する農林業関係機関や、福島大学食農学類等との連携協力を推進し、各種施策事業に取り組みます。
- ② 異業種間の交流促進・連携による新しい価値の創造に努めます。

関連する個別計画

福島市農業・農村振興計画 福島市森林整備計画

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

(注22) スマート農業：49ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注71) 多面的機能：

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、重要な役割や大切な機能を有していること。

(注72) GAP：

Good Agricultural Practice(農業生産工程管理)の略。農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。GAPにはその目的などにより、主にレベルの異なる4つのGAP(GLOBAL G.A.P、ASIAGAP、JGAP、都道府県認証GAP)がある。

27. 工業の振興

目指す姿

企業の労働力確保と経営強化が図られ、健全に企業間で切磋琢磨する環境の中から、世界を代表する製品を産み出しています。

現状と課題

(1) 担い手の減少と後継者不足

- ①人口減少や少子高齢化が進行し、企業を支える若い人材の確保や育成が喫緊の課題となっています。
- ②中小企業における後継者不足による事業承継も深刻な問題となっています。

(2) 生産性向上への取り組み

- ①安定した企業経営と生産性の向上を図るため、AI^(注21)やICT^(注1)の活用を促進する必要があります。
- ②新しい生活様式の導入や域内サプライチェーンの構築などにより、安定した生産活動を継続できる環境整備が求められています。

(3) 雇用安定のための対応

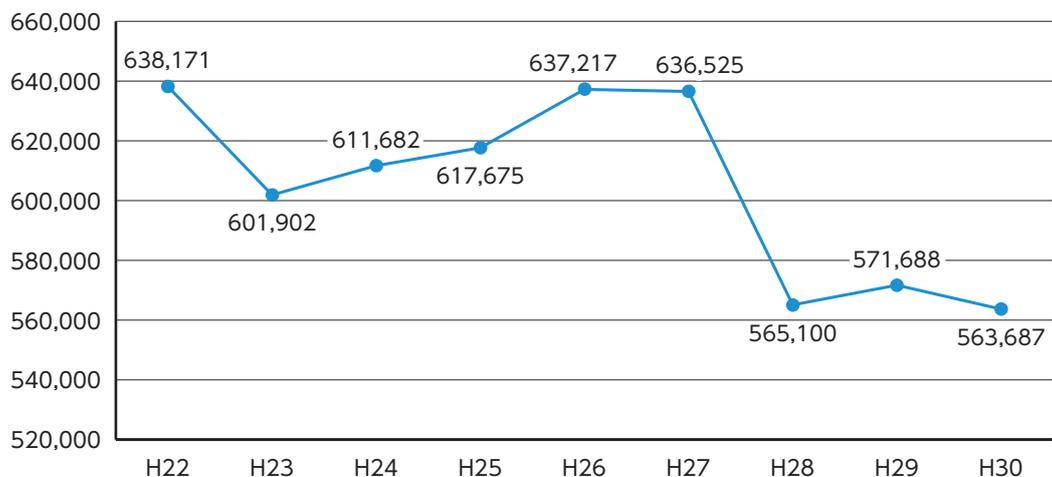
- ①テレワークやフレックスタイムの導入などにより、企業の働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る必要があります。

(4) 充実した立地環境の整備

- ①東北地方の交通の要衝として首都圏からのアクセスの良さを生かすとともに、充実した立地支援制度や震災復興のために創設された優遇制度を活用し、医療・福祉、健康関連等の産業を中心に企業誘致に取り組む必要があります。
- ②市内工業団地が早期に分譲完了する可能性も高いことから、新たな産業用地の確保が課題となっています。

【製造品出荷額等^(注73)】

(単位：百万円)



資料：福島市工業統計調査

施策の方向性

(1) 人材の確保と育成

- ①企業の魅力や情報を発信しての人材確保や、生産能力・技術水準の向上のための人材育成を支援し、経営基盤の強化を図ります。
- ②中小企業の後継者育成を支援し、企業活動の継続を促進します。

(2) 企業の経営強化

- ①安定した企業経営の強化を図るため、AIやICTを活用した取り組みを積極的に支援します。
- ②新しい生活様式の定着や、中小企業へのサプライチェーンマネジメント(SCM)^(注74)組織の導入など、業務プロセスを効率化できる環境整備を推進することで、製造生産体制の維持・向上を図ります。

(3) 働き方改革の推進

- ①テレワーク、フレックスタイムの導入や時間外労働の縮減など、企業の働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスを充実させることで、労働者の充足感を満たして働き甲斐を啓発し、安定した労働力の維持につなげます。

(4) 企業誘致の促進

- ①全国へ向けて本市立地の優位性や魅力をPRしながら、今後も成長が期待できる医療・健康やロボット・航空関連等の産業を中心とした企業誘致を促進します。
- ②持続的な産業振興の基盤となる新たな工業団地を整備します。

関連する個別計画

福島市工業振興計画

関連する基本方針

4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注21) AI：49ページ参照。

(注73) 製造品出荷額等：

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計額であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のこと。

(注74) サプライチェーンマネジメント(SCM)：

供給連鎖管理。複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、業務プロセス全体の最適化と効率化を行うための経営管理手法。

28. 商業の振興

目指す姿

すべての市民が、日常に必要なものは身近で購入でき、中心市街地に買い物へ出かけたいようになるにぎわいのある商業環境があり、楽しく買い物ができます。

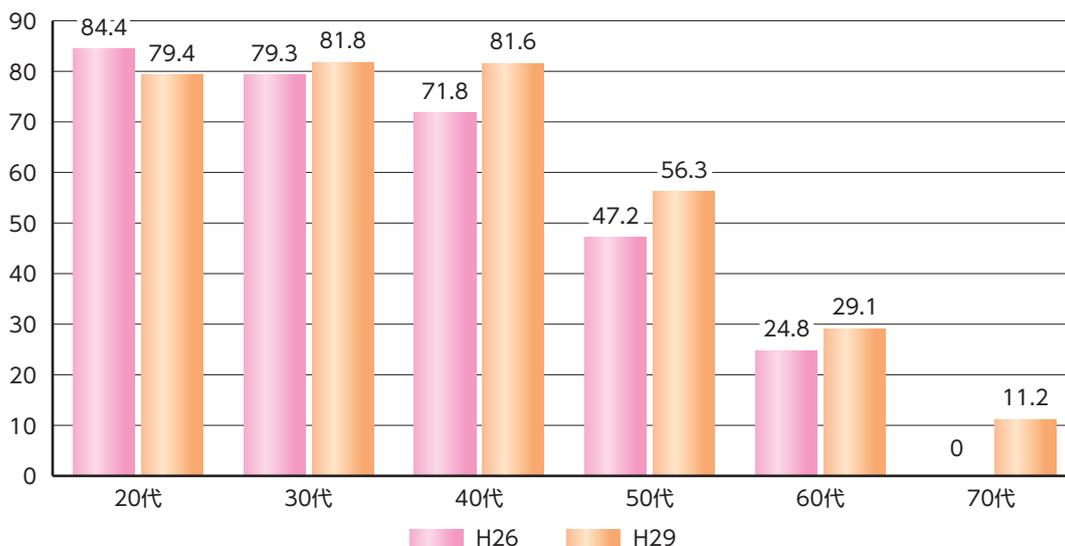
現状と課題

(1) ICT^(注1)活用などの対応の遅れ

- ①電子決済(キャッシュレス)やインターネット販売の導入など、新たなビジネスモデルへ対応することが求められています。
- ②新しい生活様式の導入により、感染症対策などに万全を期すことが求められています。

【年代別インターネット販売利用状況】

(単位：%)



資料：福島市消費購買動向調査

(2) 商店の廃業や商店街未加入事業者の増加

- ①経営者の高齢化や後継者不足などにより、身近な商店の廃業や商店街に未加入の事業者が増加しています。
- ②市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割が低下しています。

(3) 中心市街地の魅力の低下

- ①中心市街地に商業機能の充実や賑わい、楽しさが求められています。
- ②福島駅東口再開発事業期間中における中心市街地の活性化策を講じていく必要があります。

(4) 地場製品の振興

- ①地元農産物や伝統工芸品などの地場産物をしっかりと流通させ、消費拡大と付加価値の底上げを図り、本市ならではの特色ある産業を振興させることが求められています。

(5) 地方卸売市場施設の老朽化

- ①施設の効率的・機能的な再整備が求められています。
- ②物流機能における品質・衛生管理設備の整備をする必要があります。

施策の方向性

(1) 経営基盤強化やICTの活用

- ①ウィズコロナに対応する電子決済やインターネット販売の取り組みなど、ICTの活用を推進し、多様なニーズに対応した販売の確立を支援します。
- ②高齢化により外出が困難な方など、買い物弱者支援を進めます。
- ③新しい生活様式の定着を図り、感染症防止対策を進めます。

(2) にぎわいのある商店街の充実

- ①様々な業種の新規出店を促し、出店者へは商店街加入を促します。
- ②既存店舗の事業継続を支え商店街の組織の維持、強化を図ります。
- ③地域のニーズに応える生活を支える場として、多様なサービス需要を取り込むなど、域内消費を喚起し、地域経済の拡大を目指します。

(3) 中心市街地の魅力向上

- ①中心市街地の商店街の魅力向上を図るため、店舗のリノベーション^(注23)や空き店舗を活用した新規出店支援や商店街の通りを活用した各種イベントの開催などを支援します。
- ②賑わい創出のアイデアを持ったやる気あふれる学生のまちづくり活動や異業種間交流による新規店舗を増やす取り組みなど、新たな魅力の創出を図ります。
- ③県都としての中心市街地の魅力とエリアの価値を向上させ、魅力ある店舗の出店を促進します。

(4) 地場製品の流通拡大と価値向上

- ①地元農産物や伝統工芸品の流通を拡大し、付加価値の向上を図るため、マーケットへの積極的な売り込みと新たな市場の開拓を推進します。
- ②地元農産物を使用した食品加工を支援し、プレミアム感のあるスイーツの開発などに取り組みます。

(5) 地方卸売市場の再整備と活性化

- ①民間活力の導入を調査・検討し、施設の再整備と敷地の利活用を進めます。
- ②安心・安全で効率的な運営を行えるよう整備を進めます。
- ③物流のコールドチェーン^(注75)の確立を図ります。

関連する個別計画

福島市中心市街地活性化基本計画	福島市商業まちづくり基本構想
福島市公設地方卸売市場経営展望	福島市公共施設等総合管理計画

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注23) リノベーション：50ページ参照。

(注75) コールドチェーン：

生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵や冷凍のまま物流する方式。

29. 観光による地域振興

目指す姿

国内外から魅力的な観光地として高く評価され、市民の郷土に対する誇りと愛着が深まり、本市を訪れる人(来訪者)も、もてなす人も、すべての人が笑顔になっています。

現状と課題

(1) 地域資源の再構成による価値創出

- ①花・くだもの・温泉・国立公園等の豊かな自然など、本市の地域資源を活かした付加価値創出までに至っていません。
- ②本市ならではの魅力を、ストーリー性を持って伝え、来訪者や、市民の愛着心向上につなげることが求められています。

(2) 人材・組織づくりと観光まちづくり^(注76)

- ①これまでは、観光に関わる人材のさらなる育成や観光中核組織(DMO)^(注77)の法人化等、市民とともに観光振興を推進してきましたが、今後は、これらの連携によりさらなる地域資源を創造する必要があります。

(3) 社会情勢の変化による多様性の対応

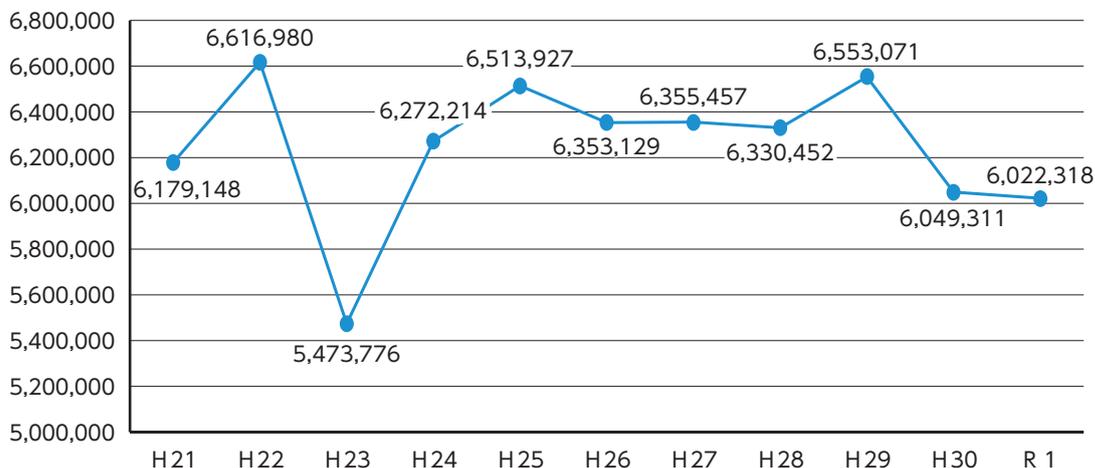
- ①社会情勢の変化や来訪者のニーズ、多様性への対応した受け入れ環境の整備が求められています。

(4) 新たな来訪者の獲得

- ①少子高齢化に伴う人口減少や災害などの影響により、本市への来訪者が東日本大震災直後の状況まで減少しています。

【観光客入込数】

(単位：人)



施策の方向性

(1) ふくしまツーリズムの磨き上げと付加価値化

- ①本市の風土や歴史・文化に育まれた地域資源をストーリー性を持たせて結び付け、福島市ならではの旅、福島市でしか味わうことのできない食、福島市でしか手に入らない産品を“ふくしまツーリズム”として開発・提案することで、本市の魅力にさらなる付加価値を創造します。

(2) 人材の発掘・育成・組織力強化と観光まちづくり

- ①観光まちづくりを推進するため、様々な分野で活躍する人材の育成と、地域内のヒト・モノ・コト、そして市民・民間事業者・行政をつなぎ、観光まちづくりの推進力となる観光中核組織(DMO)の育成・強化を進めます。

(3) ホスピタリティー^(注78)の深化

- ①福島盆地の気候や風土が育んだおおらかな市民性、豊かなくだものと温泉の温もりなどの特性すべてを「ごっつおう(ごちそう)」にしてお迎えし、本市で過ごす来訪者の安らぎと満足度を高めます。
- ②地元の人々とふれあえる場の創出や、来訪者の多様性に対応した案内表示、ICT^(注1)環境の整備、ユニバーサルデザインや新しい生活様式を取り入れた安心感の創出など、ハート・ハードの両面から受け入れ環境整備を進めます。

(4) コンベンション^(注79)の推進

- ①観光誘客に加え、コンベンションの誘致、開催支援体制の強化のほか、新たな施設の整備によって、コンベンションの開催をさらに推進し、交流人口の拡大を図ります。

関連する個別計画

福島市観光振興計画 福島市花観光振興計画 福島市バリアフリーマスタープラン

関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注76) 観光まちづくり：

観光客が訪れてみたい「まち」は、同時に地域の住民が住んでみたい「まち」であるとの認識のもと、従来は必ずしも観光地として捉えてこなかった地域も含め、本市の持つ自然、文化、歴史、産業等あらゆる資源を最大限に活用し、住民や来訪者の満足度の継続、資源の保全等の観点から持続的に発展できるよう、「観光産業中心」に偏ることなく「地域住民中心」に軸足を置きながら推進する取り組みのこと。

(注77) 観光中核組織(DMO)：

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光まちづくりの舵取り役を担う法人格を有する組織。多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備える。

(注78) ホスピタリティー：

人が人に対して行ういわゆる「おもてなし」の行動や考え方のこと。

(注79) コンベンション：

人が多く集まる会議・大会、展示会・見本市、文化・スポーツのイベントなど。

30. 市民共創・地域連携の推進

目指す姿

「自分たちのまちを、自分たちで考え、みんなでまちをつくる」という住民自治意識の高まりのもと、市民総参加でまちづくりに取り組んでいます。

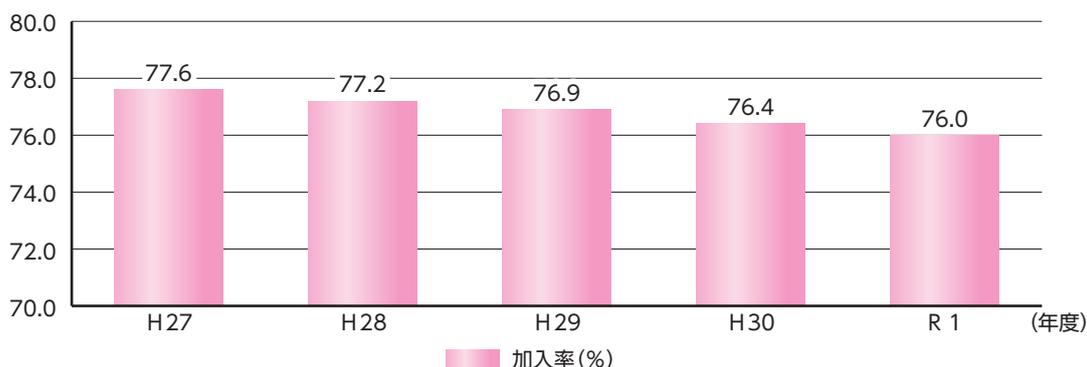
また、市民、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が目標設定の段階から連携し、共に力をあわせ、地域の特色あるまちづくりを推進しています。

現状と課題

(1) 地域活力の低下

- ①人口減少や少子高齢化の進行、市民の意識の変化などから、地域活動への参加者やまちづくりの担い手が不足してきています。特に、地域活動の中心となっている町内会への加入率は年々低下しています。担い手の確保や市民による市政への参画が求められています。
- ②住民同士の近所づきあいや連帯感は希薄化している一方で、子どもや一人暮らしの高齢者等の見守り活動の必要性や災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されています。快適で住みよい地域の継続のためには、地域に住む人々が協力しあいながら、地域コミュニティや地域活動を維持することが必要です。
- ③新型コロナウイルスの影響により、多くの人が集まる地域活動の中止など地域住民のコミュニティ形成の場が少なくなっています。これまで築いてきた地域内のつながりを失わないよう、感染防止と地域活動を両立することが必要です。

【町内会加入率の推移(各年4月1日現在)】



(2) 地域課題の多様化・複雑化

- ①価値観やライフスタイルの変化から、地域課題が多様化・複雑化しており、行政だけでは対応が困難になってきています。住民自らが地域の状況や課題を把握し、その地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりが求められています。
- ②様々な地域課題に柔軟にきめ細かく対応するには、各主体が持つ知識と役割を生かした連携を強化することが必要です。

施策の方向性

(1) 地域コミュニティの活性化

- ①市民による主体的なまちづくりを推進するため、町内会への加入を促進し、身近な活動にふれることで市民のまちづくり参加意識の高揚につなげます。
- ②地域コミュニティや地域活動を維持するため、地域における各団体の組織基盤強化を図ることにより、取り組みを推進するとともに、団体内・団体間での結びつきを強化します。
- ③コロナ禍における感染防止と地域活動の両立のため、新しい生活様式を取り入れ、町内会などにおけるICT^(注1)を促進します。

(2) 共創^(注8)の推進

- ①世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が、目標を設定する段階から連携し、この目標を達成するため、地域課題を把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて、実践的な行動を展開する「共創のまちづくり」を推進します。
- ②地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりのため、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で策定した地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」を推進します。
- ③行政と企業等が地域の課題を共有し、解決を図るため、それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。また、産官学連携プラットフォーム^(注30)を活用し、大学・短期大学、産業界、行政が連携して若者流出などの地域課題の解決に取り組み、まちづくりの中心を担う「人材」の育成を目指します。

関連する個別計画

福島市共創のまちづくり推進指針 ふくしま共創のまちづくり計画

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注8) 共創：37ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

31. 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実

目指す姿

市民の意見や要望が的確に市政に反映され、必要とする情報がすべての市民に届いています。

現状と課題

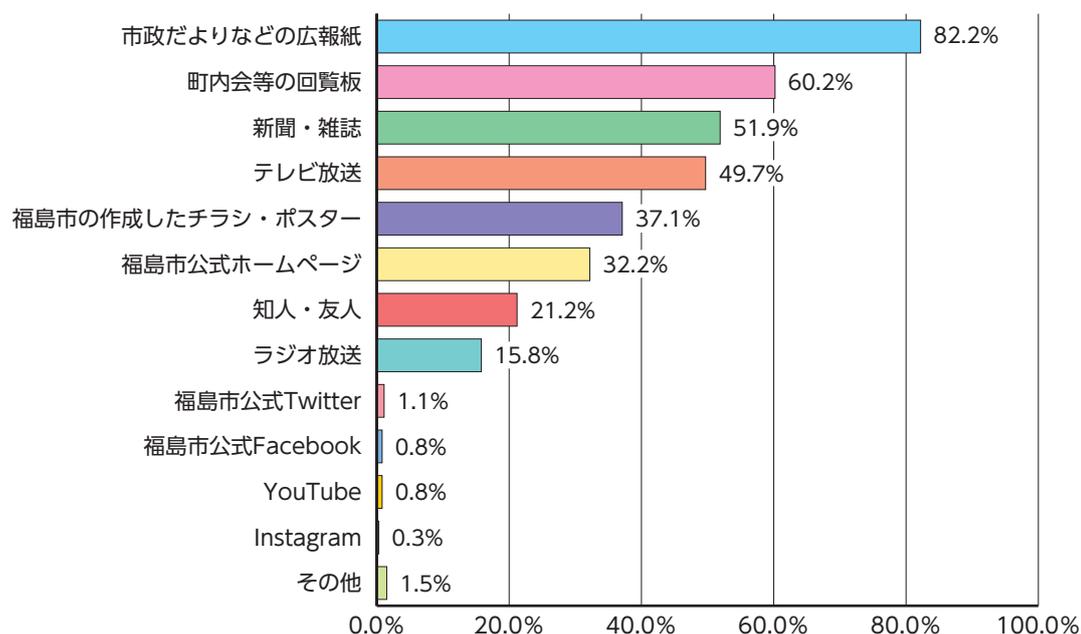
(1) 市民とのコミュニケーションと情報共有

- ①市民の意見や要望を把握するため、懇談会やアンケート調査などを実施していますが、市民の意見や要望を聴く機会を拡充してほしいとの意見も寄せられていることから、市民とのコミュニケーションの機会をさらに増やしていく必要があります。
- ②本市の施策及び計画等への反映や本市の考え方を市民へ十分に周知し理解を得るため、市民と市政情報を共有する必要があります。

(2) 市民及び国内外への情報発信

- ①行政・生活情報、魅力発信情報、危機管理情報などの様々な本市に関する情報を紙媒体での入手が多い状況である一方で、時代を捉えたICT(注1)の効果的な活用も必要です。すべての市民に情報を伝えるため、デジタルデバイド(注80)に配慮したうえで多様な広報ツールの活用が可能な情報提供体制が求められます。
- ②今後も国内外に本市の魅力の発信はもとより、本市の現状を正確に伝える必要があります。

【福島市に関する情報の入手手段】



資料：福島市の情報化に関するアンケート調査結果(個人編)(令和元年度)

施策の方向性

(1) 市民とのコミュニケーションと情報共有の推進

- ①市民の意見や要望、地域の課題を把握するため、市民や各種団体との懇談会、アンケート調査など、既存の手法はもとより、ICTを用いた双方向の新たなツールを活用することで、市民とのコミュニケーションを図っていきます。
- ②市民との市政情報の共有を図るため、市政だよりやホームページ、SNS^(注31)、さらには市政出前講座の動画配信など新たな手法を取り入れながら、本市の施策及び計画等への反映や本市の考え方について、積極的に情報を提供します。

(2) 多様な広報ツールを活用した情報の発信

- ①デジタルデバイドに配慮したうえで、市民の様々なニーズに応じた情報を提供するため、市政だよりなどの紙媒体での情報発信と併せてホームページやSNS、新たなICTを用いた広報ツールを効果的に活用し、即時性のある情報を発信します。
- ②必要とする情報を迅速に伝えるとともに、世代や性別、障がいの有無、言語・国籍の相違に関係なく、誰にとってもわかりやすい情報を提供します。
- ③本市の魅力ある食・自然・文化などについて、国内外に向けたシティーセールスを戦略的に展開することにより、都市ブランド力の向上や関係人口^(注26)の拡大(福島市のファンづくり)を図り、本市の観光振興、移住定住、企業誘致の促進につなげていきます。

関連する個別計画

福島市地域情報化イノベーション計画

関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- 6 効率的で質の高い行財政経営

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注26) 関係人口：50ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注80) デジタルデバイド：

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用可能な者とそうでない者との間に生じる格差。

32. ICT化の推進

目指す姿

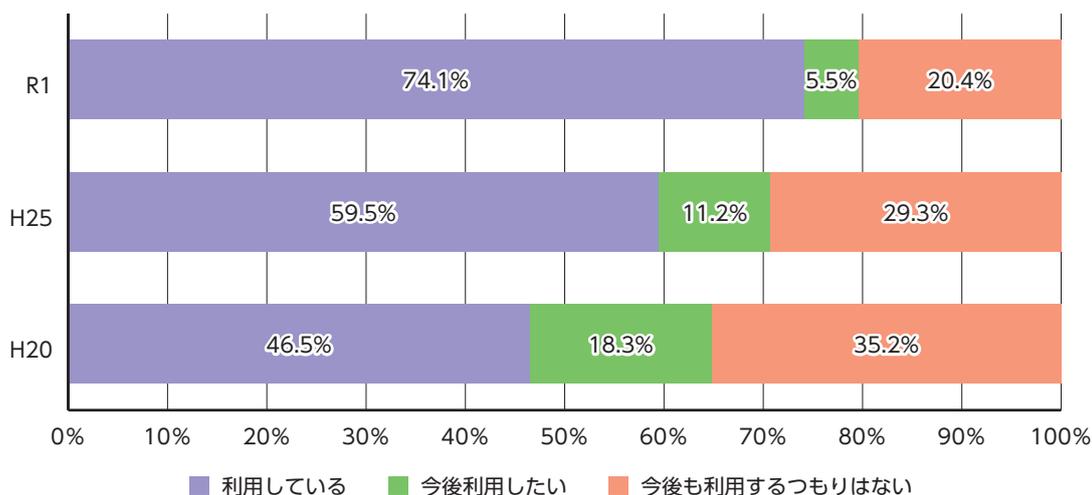
本市が抱える様々な課題への取り組みにICT^(注1)が利活用され、市民一人ひとりが便利さと豊かさを実感できるまちを実現しています。

現状と課題

(1) 行政サービスのデジタル化への対応

- ①ICT分野の技術の進歩は非常に速く、それに伴い社会の構造自体も新たな技術を前提としたものへと日々大きく変化しており、行政においても市民サービスや行政に関わる様々な課題に対して、時代を捉えたICTの効果的な活用が求められています。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に社会生活へのICTの利活用が急速に進んでいることから、行政手続きのオンライン化などをはじめ、新しい生活様式に対応した行政サービスへのICTの活用を進める必要があります。
- ③インターネットの普及拡大により、市民生活においてインターネットが日常の道具として使われる環境が醸成されてきていることから、インターネットを利用した各種行政手続きの拡大など、市民の利便性を向上させる積極的なICTの活用を進める必要があります。

【福島市民のインターネットの利用状況】



資料：福島市の情報化に関するアンケート調査結果(個人編)より

(2) 市民のICT利活用環境の充実

- ①スマートフォンの普及とともに、相互に文字情報のやり取りが可能なSNS^(注31)の機能を利用する市民が増加していることから、情報発信にSNSを効果的に活用するなど、市民のICTニーズに合わせた情報発信手段の充実を図る必要があります。

- ②本市では、市ホームページにおいてオープンデータ^(注81)や、ハザードマップなどの地理情報を提供するふくしまeマップを公開していますが、市民のニーズに応えた行政情報の提供と、情報の共有をさらに進めるため、市民のICT利用環境の変化に応じたICTの活用が求められています。
- ③地域全体でICTを利活用できる環境が必要です。また、ICTの利活用が可能な市民と、そうでない市民との格差(デジタルデバイド^(注80))に配慮した取り組みが求められています。

(3) 持続可能な行政運営と安定的な市民サービスの提供

- ①少子高齢化社会における今後の人口規模の縮小が見込まれる中、限られた労働力や財源の中で質の高い市民サービスを維持するためにも、ICTを活用した効率的な行政運営に努めなければなりません。
- ②市民サービスを中断することなく、持続可能な行政運営を行うため、十分な情報セキュリティ対策に支えられたICTによる事務改善や事務の高度化を進める必要があります。

施策の方向性

(1) ICTを活用した市民サービスの向上

- ①市民が行政手続きに関わる様々な場面において、誰でも、いつでも、どこでも、意識することなくICTを利用できるよう、現在の窓口での行政手続きに加え、オンラインによる行政手続きができる環境を整え、市民の利便性向上を図ります。
- ②社会全体のデジタル化への変革を捉え、本市の行政事務のデジタル化を進めるとともに、市民が便利さを実感できる環境の実現のため、マイナンバーカードの利活用を含め、市民サービスへのICTの効果的な活用を推進します。

(2) ICTを活用した市民生活を豊かにするまちづくりの推進

- ①市ホームページや普及の進むSNSなど、ICTを用いた様々な情報発信手段を効果的に活用し、市民一人ひとりのニーズに応じた行政情報を提供するとともに、災害時の迅速な情報提供や各種支援情報など、市民が求める情報をICTの活用により分かりやすく発信し、市民の安心・安全な生活を守ります。
- ②市が保有するオープンデータをはじめとした公開データの充実と、市が保有する様々な分野のデータについて分野横断的な利活用を図り、市民との情報共有を進めます。
- ③地域社会のデジタル化を推進し、ICTを活用して市民が暮らしやすく豊かな市民生活を送れるまちづくりを進めます。

(3) ICTを活用した行政事務の高度化・効率化

- ①市民サービスを中断することなく、持続可能な行政運営を行うため、AI^(注21)やRPA^(注82)などの最新ICT技術を積極的に活用し、働き方改革や新しい生活様式に対応したICTによる事務改善や事務の高度化を推進します。

- ②ICTの利活用により、効率的な行政運営を追求し、行政事務の高度化・効率化を進めるとともに、市民の個人情報や市の情報資産を守るため、情報セキュリティ対策を推進します。

関連する個別計画

福島市地域情報化イノベーション計画

関連する基本方針

- 6 効率的で質の高い行財政経営

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注21) AI：49ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注80) デジタルデバイド：154ページ参照。

(注81) オープンデータ：

何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などができるよう公開されたデータ。

(注82) RPA：

Robotic Process Automationの略。人の手で行っていた業務を自動化するソフトウェアロボット。

33. 行財政経営の推進

目指す姿

持続可能な行財政経営を目指した取り組みが行われ、財政の健全性が維持されています。

市民や市役所職員は、公共施設のあり方などに危機意識を持っており、共に考え、共に取り組む風土が醸成され、市民、市役所職員相互に信頼感が高まっています。

現状と課題

(1) 行政需要の増加

- ①人口減少と高齢化が進む中で、行政需要は多様化・細分化・高度化する状況にあります。
- ②効率的で効果的な行政体制を構築するなどの行政改革を進め、質の高い行政サービスを着実に提供していく必要があります。

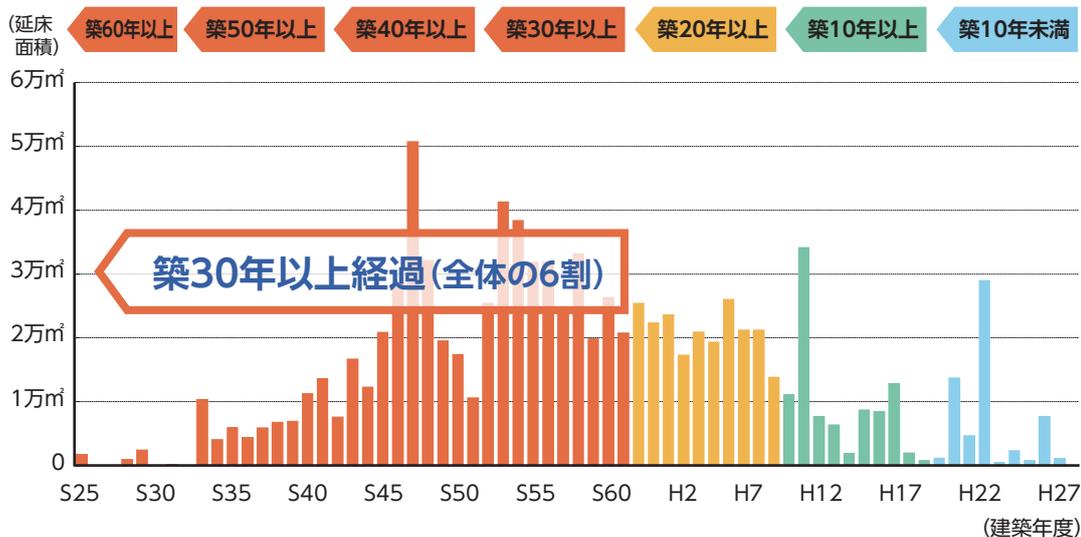
(2) 厳しさを増す財政状況

- ①財政状況については、現在は国が定める財政健全化の基準に照らして十分適正な水準を維持しています。
- ②人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が懸念される中で、子どもたちを育む環境の充実や公共施設の再編整備など、様々な面で急を要する事業が山積している状況にあり、今後厳しい財政状況が予測されます。

(3) 公共施設の老朽化と将来費用の課題

- ①高度経済成長期以降に大量に建設された公共施設が、老朽化により一斉に更新時期を迎えています。
- ②人口減少等により今後ますます厳しくなる本市の財政状況等を考慮すると、公共施設を現在の規模のまま維持していくことは、極めて困難な状況であり、公共施設を最適化していく必要があります。

【公共施設の建築年度別整備状況】



施策の方向性

(1) 効率的で質の高い行政経営の推進

- ①多様化、複雑化する行政需要に対応できるよう、「財政マネジメントの強化」、「業務効率化の推進」、「行政サービスの質の向上」、「共創の推進」、「効率的・効果的な行政組織の構築」を基本に行政改革を推進します。
- ②情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症の影響などの様々な変化や課題に対応するため、市役所職員の意識改革と能力の開発・向上に取り組み、組織力を高め、効率的で質の高い行政経営を推進します。

(2) 持続可能な財政運営の推進

- ①行政経費の節減、合理化や既存事業の見直しにより財源を捻出します。
- ②未利用財産の積極的な処分や、ネーミングライツ^(注83)制度の活用、ふるさと納税、有利な市債の一層の活用など、新たな財源を確保します。
- ③中長期的な歳入増加や経費の縮減につながるような「賢い支出」を展開します。
- ④よりわかりやすく財政公表を行い、市民の「納得」や「共感」を常に念頭に置きながら持続可能な財政運営に努めます。

(3) 公共施設の最適化と将来費用の縮減

- ①人口減少社会においても必要なサービスが維持できるように、公共施設の統合、複合化、廃止などにより公共施設の量の最適化を進めるとともに、市民にとって機能的で魅力のある施設(質の最適化)を目指します。
- ②新たな施設の整備はできる限り抑制しながら、新規整備や改修する場合は、整備費用やその後の維持管理にかかる費用を縮減できるように工夫するなど、持続可能性の視点を踏まえて整備を進めます。

③公共施設等の今後のあり方を市民共通の課題として捉え、一緒に考えていけるように、積極的に情報の共有を図ります。

関連する個別計画

福島市公共施設等総合管理計画	福島市行財政経営ガイドライン
福島市定員適正化計画	福島市人財育成基本方針

関連する基本方針

6 効率的で質の高い行財政経営

用語解説

(注83) ネーミングライツ：
公共施設の命名権(施設に愛称を付ける権利)を企業等に付与し、その対価を施設の維持管理等費用として活用するとともに、施設の親しみやすさや知名度を高める制度。